



つやまっ子 にこにこプラン

津山市子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

津山市



はじめに

近年、我が国において晩婚化や未婚化、核家族化などが急速に進む中、子育てをめぐるのは、乳幼児教育・保育への多様なニーズへの対応や、ワーク・ライフ・バランスの確立などが求められています。そして、子育てに対する不安や孤立などを感じている家庭や、子どもが欲しいという希望をかなえられずにいる方を、地域・企業・行政など社会全体で支えていくという視点がますます重要になっています。

本市においても、子ども・子育てを取り巻く課題は多岐にわたっており、「子どもたちは、親にとってはもちろんのこと、地域社会にとってもかけがえのない存在である」との認識の下、乳幼児の教育・保育をはじめ、保健・教育・労働・都市環境整備など、広範な分野で積極的かつ継続的に子育て支援施策を推進してきたところです。

こうした中、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から本格的にスタートします。就学前児童の教育・保育に関しては戦後初と言われるこの大幅な制度改革を受け、このたび本市では、平成 27 年度から 31 年度までを期間とする「津山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画では、「子どもの笑顔があふれるまち」を基本理念に、子ども・子育て関連施策の一層の充実・強化を図っていくこととしており、「子育てするなら津山」「津山で育ってよかった」と感じられるまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、計画の実現に向け、ご支援とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに当たり、本計画の策定に向けて多大なご協力を賜りました「津山市子ども・子育て審議会」並びに関係施設・機関の皆様をはじめ、市民実態調査等で貴重なご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼を申し上げます。

津山市長 宮 地 昭 範



親子ひろば「すくすく」にて

目 次

第1章 計画の基本的性格	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の役割・性格	2
3 計画の期間	3
4 計画の対象	4
5 計画の策定方法	4
第2章 津山市の子ども・子育てに関する現状等	6
1 少子化等の現状	6
2 津山市子育て支援行動計画（後期計画）の総括	13
3 子育て支援施策に対する保護者の評価等	19
第3章 計画の概要	21
1 計画の基本理念・基本目標	21
2 計画の基本的視点	24
3 計画上の各主体の役割	26
4 施策の体系	27
第4章 子ども・子育て支援施策	28
1 子どもが笑顔で育つまちづくり	28
2 楽しく子育てできるまちづくり	36
3 子ども・子育てを支える地域力づくり	42
4 評価指標	48
第5章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策等	50
1 教育・保育の提供区域の設定	50
2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」	52
3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」	56
4 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保	66
5 子ども・子育て支援事業計画の円滑な運用に向けた取組	68
6 ひとり親家庭等の自立支援	70

第6章 計画の推進体制	73
1 内部推進体制	73
2 関係機関・団体等との連携体制	73
3 全市的な推進を図るための啓発等	73
4 計画の進行管理	73
資料編	74
1 人口推計	75
2 就学前教育・保育等の実施状況等	78
3 市民実態調査	86
4 パブリックコメント	110
5 策定体制関係資料	111

第1章 計画の基本的性格

1 計画策定の背景

現在、我が国では人口の減少や高齢化が急速に進行しており、津山市もその例外ではありません。出生数は年間で1,000人を割り込み、平成25年度では879人となっています。また、全人口のうち65歳以上の高齢者が占める割合も平成26年4月1日現在で27.2%と、全国平均の25.1%（平成25年10月1日現在）を上回っています。

国では、少子化への対策として、平成15年に次世代育成支援対策推進法を制定し、市町村に対して10年間の行動計画を策定した上で、次世代育成支援対策の推進を図ることを義務付けました。その間にも、平成19年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、多様な働き方・生き方を選択できる社会の実現に向けて取組が進められてきたほか、平成22年には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、子どもが主人公（チルドレン・ファースト）であるとの考えの下、子どもと子育て当事者の目線に立った支援が行われてきました。

こうした多方面からの取組が進められる中、平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援の充実等をめざし、子ども・子育て支援法などのいわゆる「子ども・子育て関連3法」が制定されました。本計画は、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うことを目的に定めるものです。また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が公布されたことに伴い、これまでの子育て支援や仕事と生活との調和実現に向けた取組に加え、結婚から妊娠・出産・育児まで切れ目のない支援を推進するべく、「津山市子育て支援行動計画」を引き継ぐ計画として、「津山市子ども・子育て支援事業計画」を策定したものです。

2 計画の役割・性格

(1) 本計画の法的根拠と子ども・子育て支援法の趣旨

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」として定めるものです。

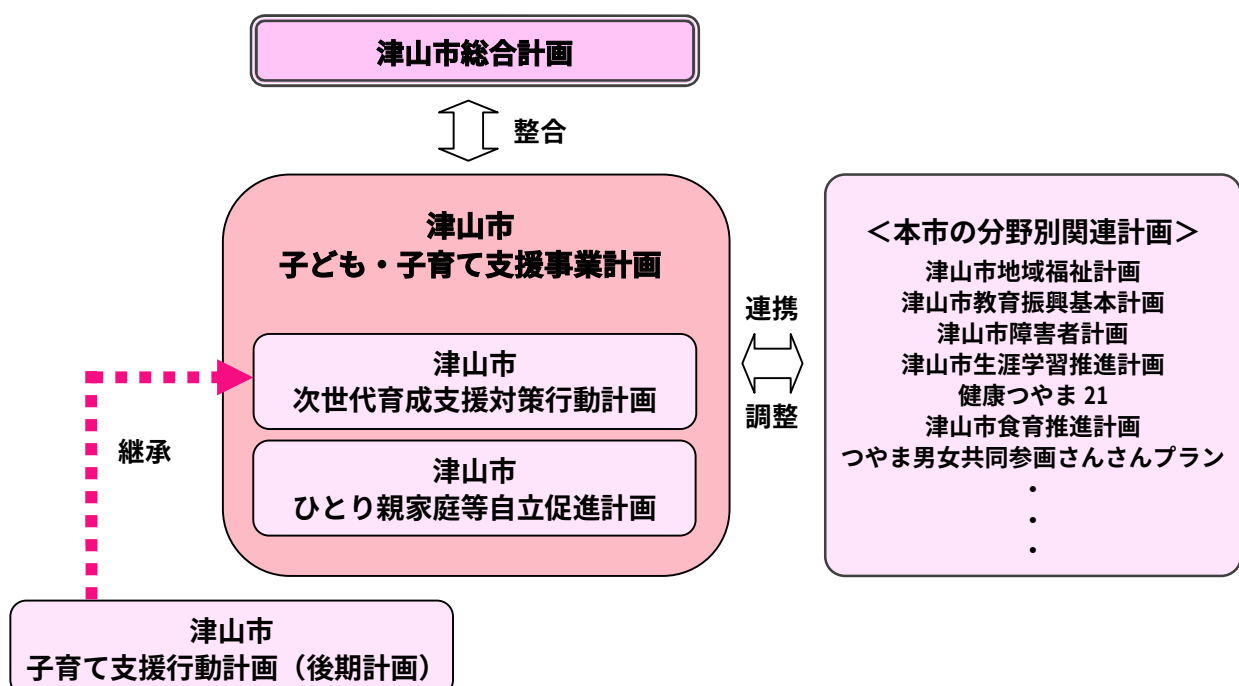
子ども・子育て支援法は、子どもとその保護者に対して必要な支援を行うことで、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的としています。同法により、市町村は、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うことを責務としており、本計画はその円滑な実施に向け作成するものです。

また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が公布されたことに伴い、平成26年度までを計画期間とする「津山市子育て支援行動計画（後期計画）」を継承し、津山市の子育て支援施策を幅広く盛り込むとともに、母子家庭や父子家庭などの「ひとり親家庭」の経済的自立や子育てを総合的に支援する「津山市ひとり親家庭等自立促進計画」としても本計画を位置付け、必要な施策を盛り込みます。

(2) 津山市の他計画と本計画との関連性

本計画は、津山市の最上位計画である「津山市総合計画」と整合を図るとともに、「津山市地域福祉計画」や「津山市教育振興基本計画」、「健康つやま21」など、関連する他の計画との連携・調整を図り、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進します。

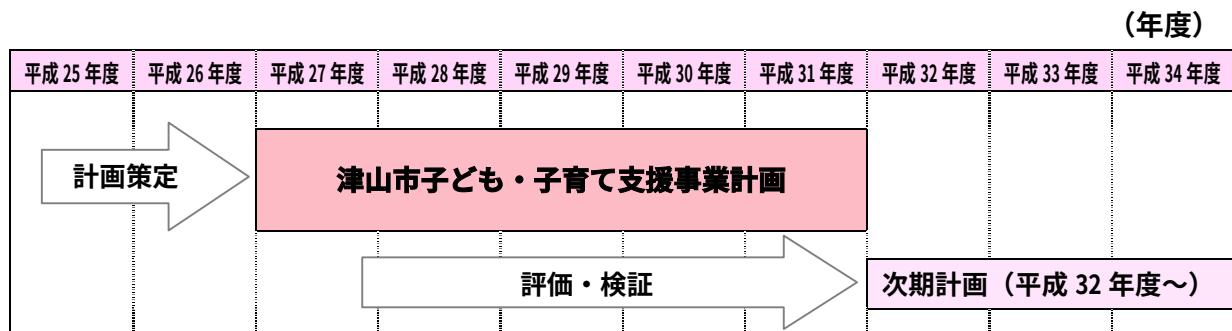
■本計画と他計画との関連イメージ



3 計画の期間

(1) 計画期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とします。



(2) 津山市の子ども・子育て関連計画の過去の策定状況

計画期間	計画名	性格・目的
平成 8 年度 ～平成 12 年度	津山市エンゼルプラン ー子育て支援 5 年計画ー	・津山市版「エンゼルプラン」として策定。 ・保育サービスや子育て支援政策の整備を図る。
平成 13 年度 ～平成 17 年度	つやまし新エンゼルプラン	・津山市版「新エンゼルプラン」として策定。 ・多様な保育サービス、出産や育児に対する不安、児童虐待などの新たな課題への対応を図る。
平成 17 年度 ～平成 21 年度	津山市子育て支援行動計画	・津山市版「次世代育成支援行動計画」の前期計画として策定。 ・地域の子育て支援や働き方の見直しなどの課題及び平成 17 年 2 月 28 日の市町村合併に伴う各市町村での子育て支援の課題への対応を図る。
平成 22 年度 ～平成 26 年度	津山市子育て支援行動計画 (後期計画)	・津山市版「次世代育成支援行動計画」の後期計画として策定。 ・前期計画策定後の社会情勢や人口構造、国の少子化対策の変化を踏まえ、子育ての喜びや大切さを実感できるような環境をつくる。
平成 27 年度 ～平成 31 年度	津山市子ども・子育て支援事業計画	・津山市版「子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、「次世代育成支援行動計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」を含むものとして策定。 ・子どもとその保護者に対して必要な支援を行うことで、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。

4 計画の対象

本計画が対象とするのは、津山市内に暮らしているすべての子どもと子育て家庭、さらに、今後において結婚・妊娠・出産・育児を希望する市民とします。

なお、次世代育成の観点から、子どもとは、妊娠・出産期を含め、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者とします。

また、子育てを地域全体で支えていく必要があることから、地域、関係団体、企業（事業者）等も間接的な対象とします。

5 計画の策定方法

（１）津山市子ども・子育て審議会

本審議会は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項及び津山市子ども・子育て審議会条例第 1 条の規定に基づき、市長の附属機関として平成 25 年 7 月に設置しました。学識経験者をはじめ、保育園（所）・幼稚園等の事業所の代表者や利用児童の保護者、子ども・子育て支援事業実施団体の代表者、公募委員等からなる 18 名の委員で構成され、計 9 回の会議を通じて本計画の内容等に関する活発なご審議や多くの貴重なご意見をいただきました。〔P.111～113 参照〕

（２）庁内検討組織

①-1 津山市子ども・子育て支援事業計画庁内策定会議

本会議は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づき、本計画を策定するため、平成 25 年 7 月に設置しました。児童福祉、教育関係業務等を所管する課長等からなる 9 名の委員で構成され、本計画の素案の検討等を行いました。〔P.113 参照〕

①-2 津山市子ども・子育て支援事業計画庁内策定会議作業部会

本部会は、上記策定会議の会議に付すべき事案の調整並びに調査及び研究を行うため、策定会議の補助機関として併せて設置しました。こども保健部所属職員からなる 13 名の委員で構成され、本計画の基礎資料や素案の作成等を行いました。〔P.113 参照〕

② 津山市次世代育成支援庁内推進会議

本会議は、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 21 年 6 月に設置しました。次世代育成に資する事業を所管する課長等からなる 24 名の委員で構成され、「津山市子育て支援行動計画（後期計画）」の実施状況の評価や本計画第 4 章に掲げる子ども・子育て支援施策の検討を行いました。〔P.114 参照〕

(3) 津山市子ども・子育てに関する市民実態調査の実施

本計画策定に当たっての基礎資料として、就学前のお子さんをもつ保護者の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況、利用意向、市の施策への意見等を把握するために、「津山市子ども・子育てに関する市民実態調査」を実施しました。

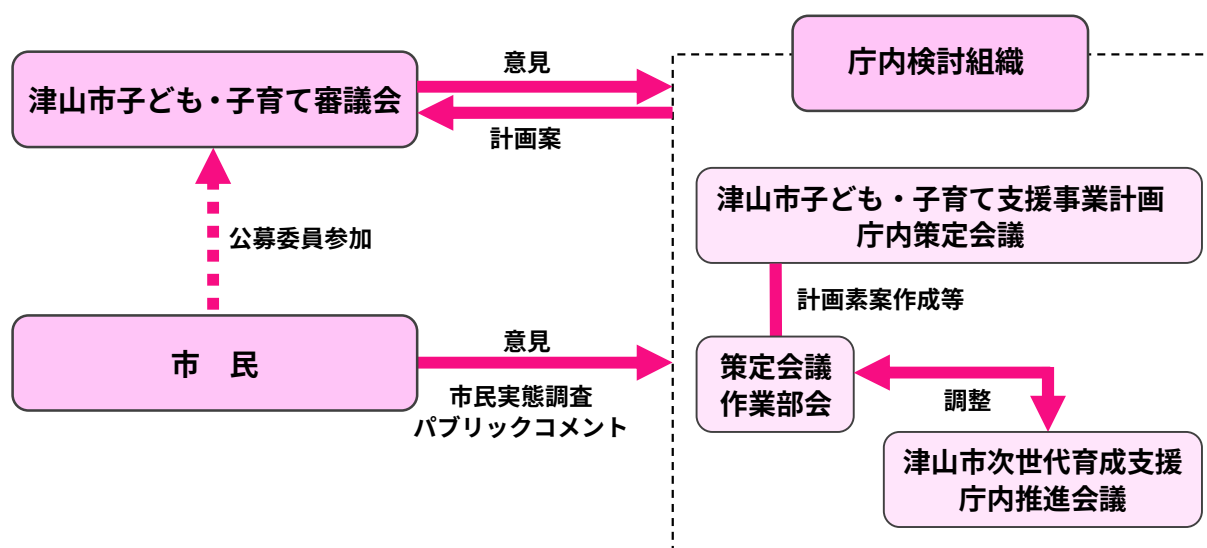
調査票は、対象 4,280 世帯（0～5 歳の児童のいる世帯）のうち、無作為抽出した 2,200 世帯に配布し、1,022 世帯から回答を得ました（回収率 46.5%）。〔P.86 参照〕

なお、第 5 章における幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を設定するに当たっては、本調査結果から、「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」に基づき算出した値を参考にしています。

(4) パブリックコメントの実施

市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるため、平成 26 年 1 月に、津山すこやか・子どもセンター及び各支所市民生活課並びに津山市ホームページ上で計画案を公表し、パブリックコメントを実施した結果、10 人の方から計 19 件のご意見をいただきました。〔P.110 参照〕

■策定体制イメージ図



第2章 津山市の子ども・子育てに関する現状等

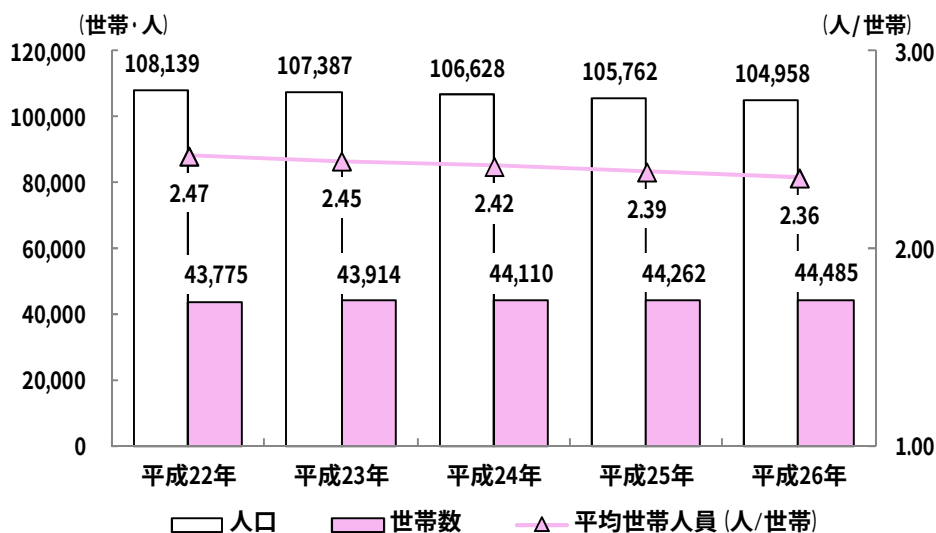
1 少子化等の現状

(1) 人口・世帯数等の状況

① 総人口と世帯数

本市の合併直後の平成17年4月1日時点での総人口は110,569人でしたが、平成26年4月1日現在では104,958人となっており、減少傾向が続いています。

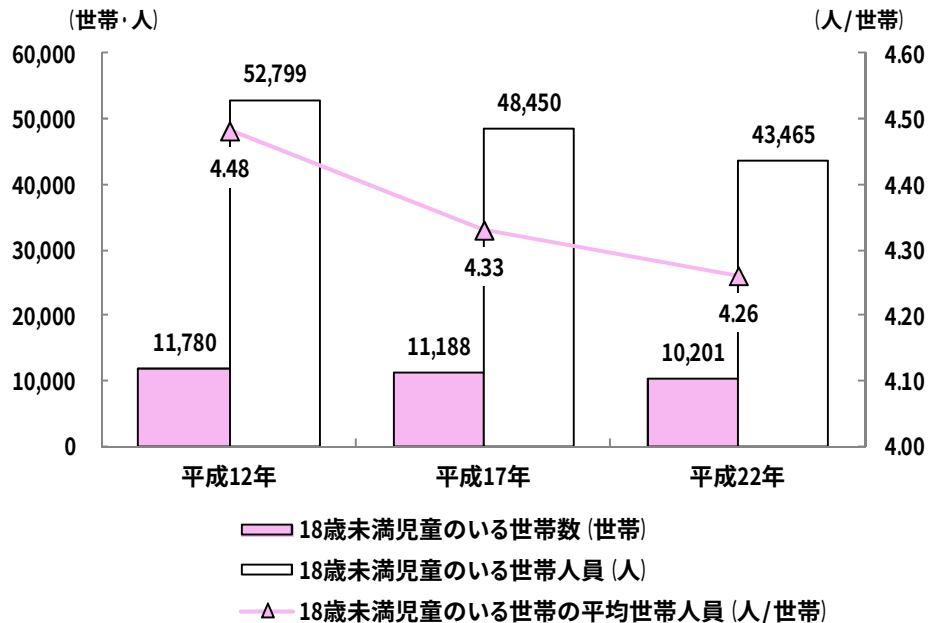
一方で、世帯数は年々増加しており、平成26年4月1日現在では44,485世帯となっています。こうした人口と世帯数の推移により、1世帯当たりの平均人員は減少しており、小家族化の傾向がみられます。



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

② 18 歳未満児童のいる世帯数と平均世帯人員

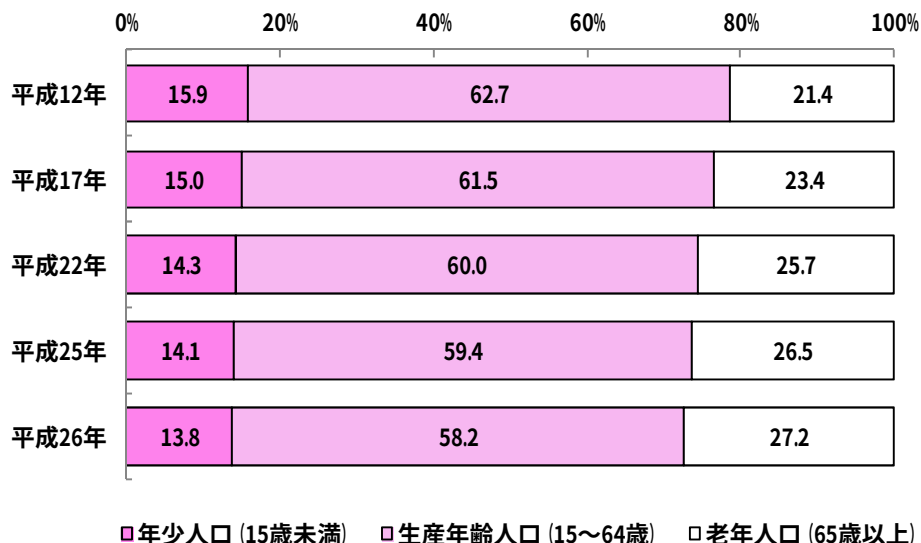
津山市の 18 歳未満児童のいる世帯数は減少傾向で推移しており、平成 22 年では 10,201 世帯となっています。18 歳未満児童のいる世帯の 1 世帯当たりの平均世帯人員は平成 22 年で 4.26 人となっており、子どものいる世帯においても小家族化が進行しているといえます。



資料：国勢調査

③ 年齢 3 区分別人口比

津山市の年齢 3 区分別人口の比率をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、「少子高齢化」の状況がみられます。各人口について平成 12 年と平成 26 年を比べると、年少人口は 2.1 ポイント減少、老年人口は、5.8 ポイント増加しています。



資料：国勢調査 (平成 12 年～22 年)、住民基本台帳 (平成 25・26 年)

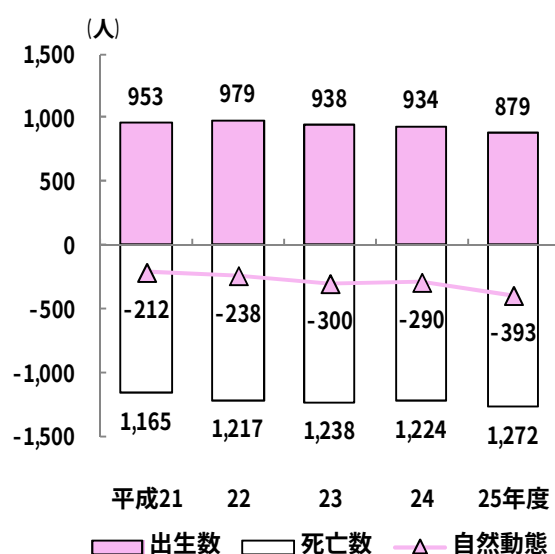
(2) 人口動態の状況

① 自然動態（※ 1）と社会動態（※ 2）

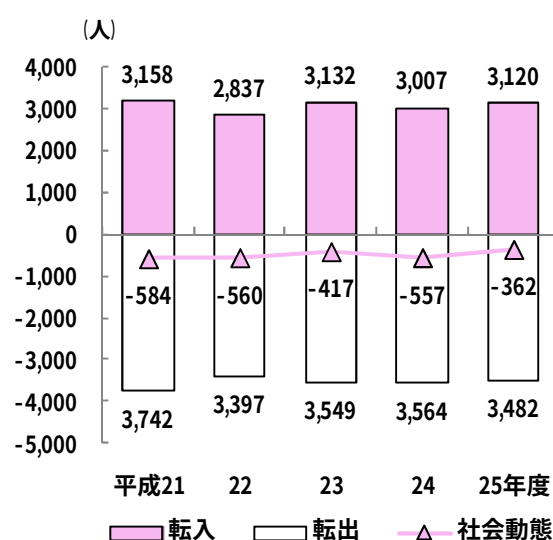
津山市の人口の自然動態をみると、過去5年間は死亡数が出生数を上回る自然減となっています。平成25年度では、出生数が879人、死亡数が1,272人で393人が自然動態による減少となりました。

また、社会動態は、過去5年間では転出数が転入数を上回る社会減となっており、平成25年度では、転入数が3,120人、転出数が3,482人で、362人が社会動態による減少となりました。

■自然動態



■社会動態



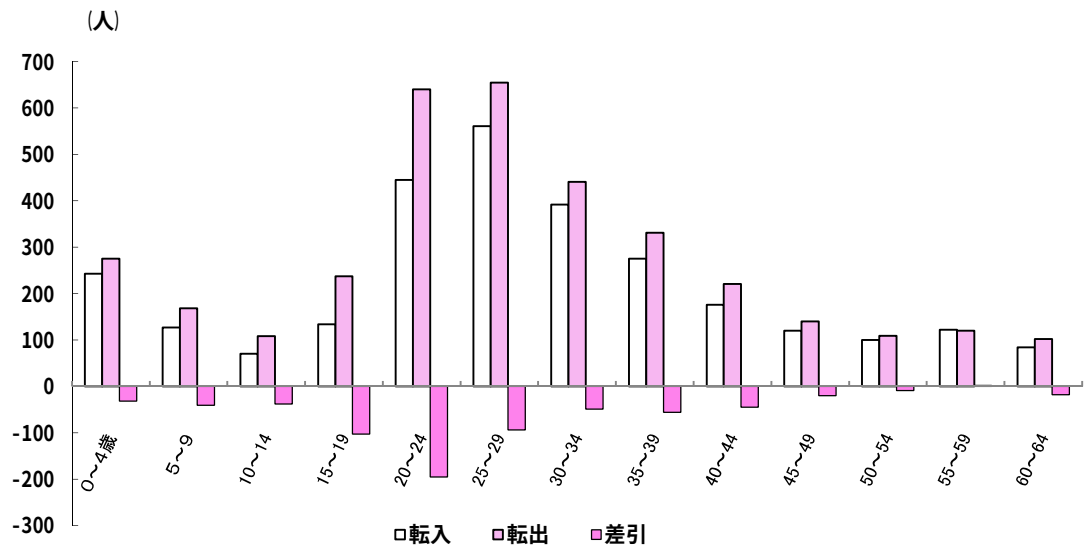
※ 1：自然動態とは、出生・死亡に伴う人口の動きのこと

※ 2：社会動態とは、転入・転出に伴う人口の動きのこと

資料：住民基本台帳

② 年齢別社会動態

津山市の人口の平成 22 年度の年齢別の社会動態をみると、全体的に転出者が転入者を上回っていますが、特に、15～19 歳、20～24 歳、25～29 歳の年齢層で顕著となっており、人口動態に大きな影響を与えています。



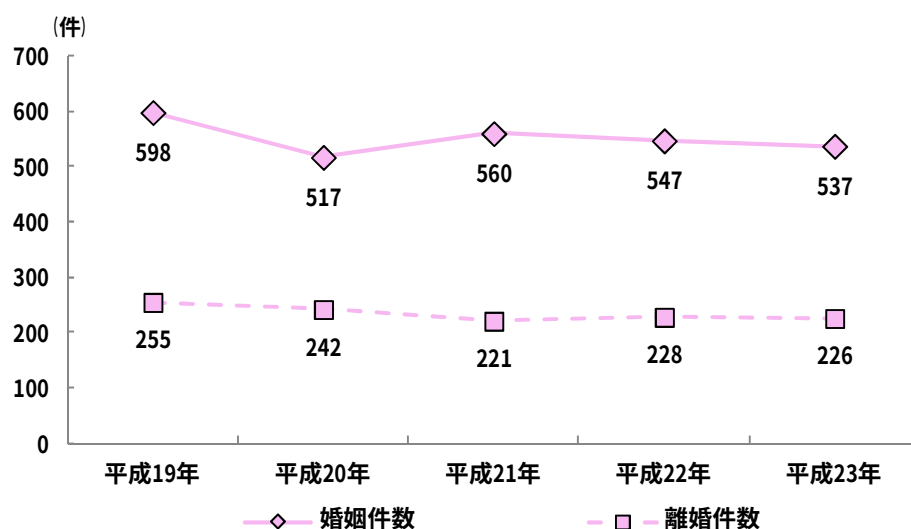
資料:平成 22 年度国勢調査等

(3) 婚姻と出生率の状況

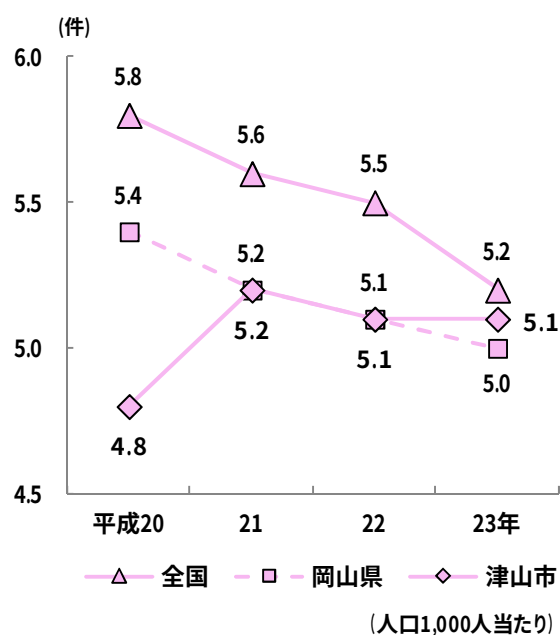
① 婚姻数・離婚数と婚姻率・離婚率

津山市の婚姻件数は減少かほぼ横ばいで推移しており、離婚件数も同様の傾向です。婚姻率は、全国、岡山県が減少傾向にある中、増加かほぼ横ばいとなっており、平成23年で人口1,000人当たり5.1となっています。離婚率は、全国、岡山県と比べて高い割合で推移しています。

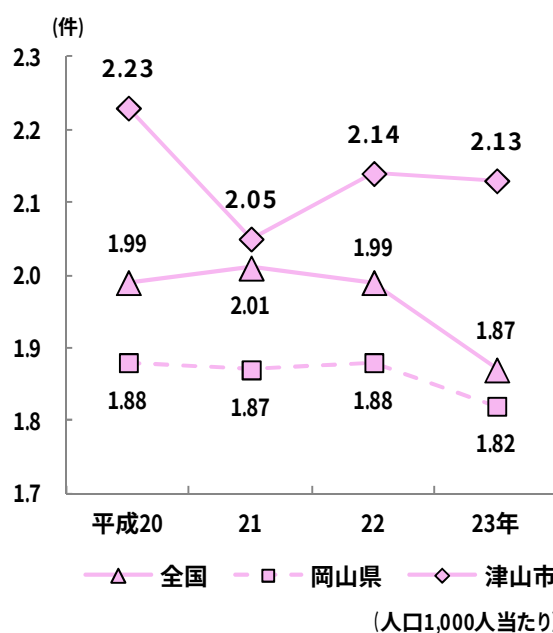
■婚姻件数と離婚件数の推移



■婚姻率



■離婚率

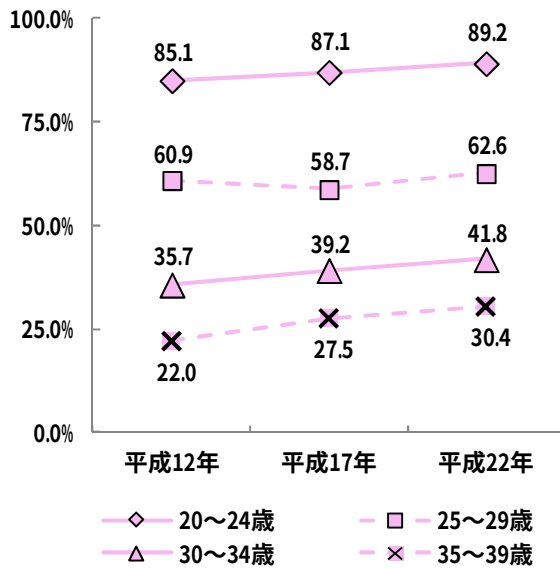


資料：岡山県衛生統計年報

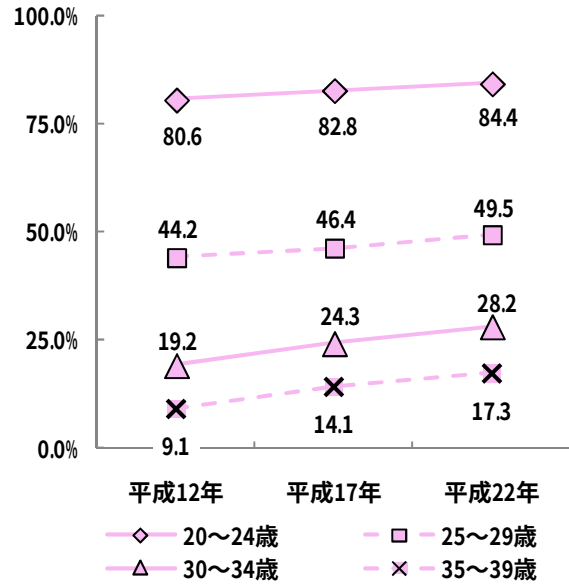
② 男女別未婚率

津山市の未婚率は、男女ともに増加傾向となっています。特に 30 歳代の未婚率が増加しており、平成 12 年と平成 22 年を比べると、男性では 30～34 歳で 6.1 ポイント、35～39 歳で 8.4 ポイントの増加、女性では 30～34 歳で 9.0 ポイント、35～39 歳で 8.2 ポイント増加しています。津山市でも晩婚化、未婚化の傾向がうかがえます。

■男性



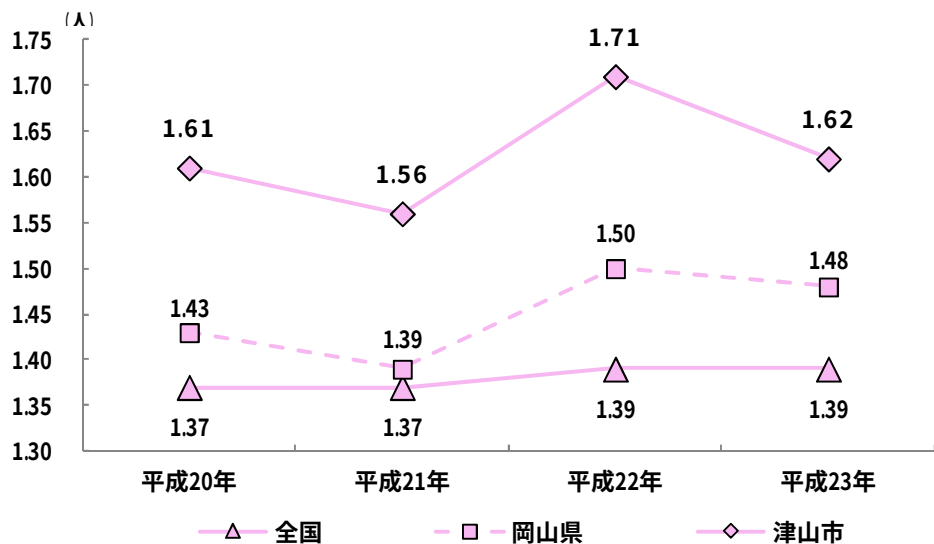
■女性



資料：国勢調査

③ 合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産むとされる子どもの数）

津山市の合計特殊出生率は、平成 20 年から平成 23 年の間、全国、岡山県を上回っており、相対的に高い水準で推移しています。



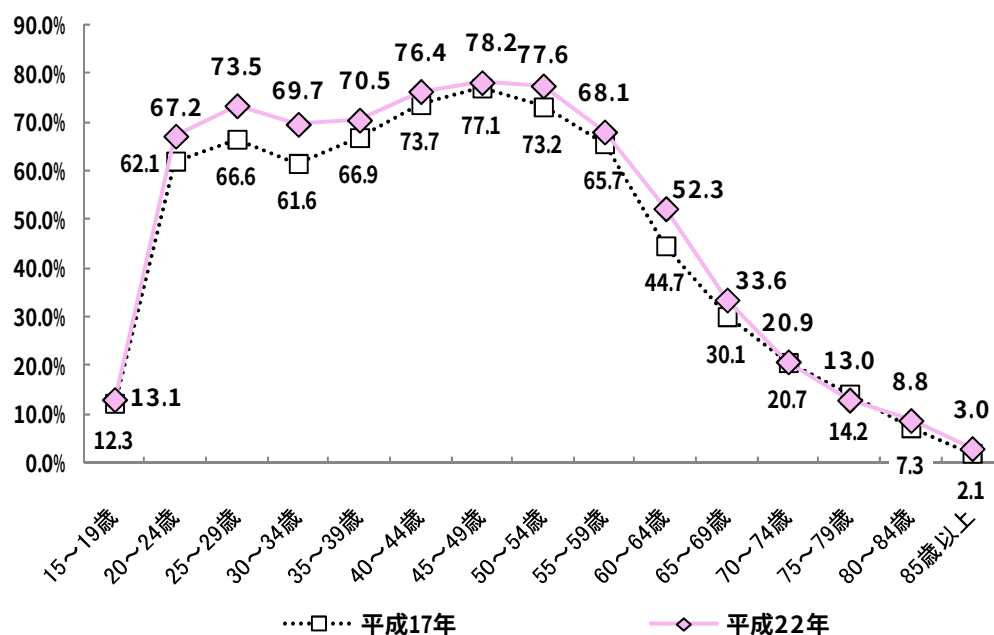
資料：岡山県衛生統計年報

(4) 就業の状況

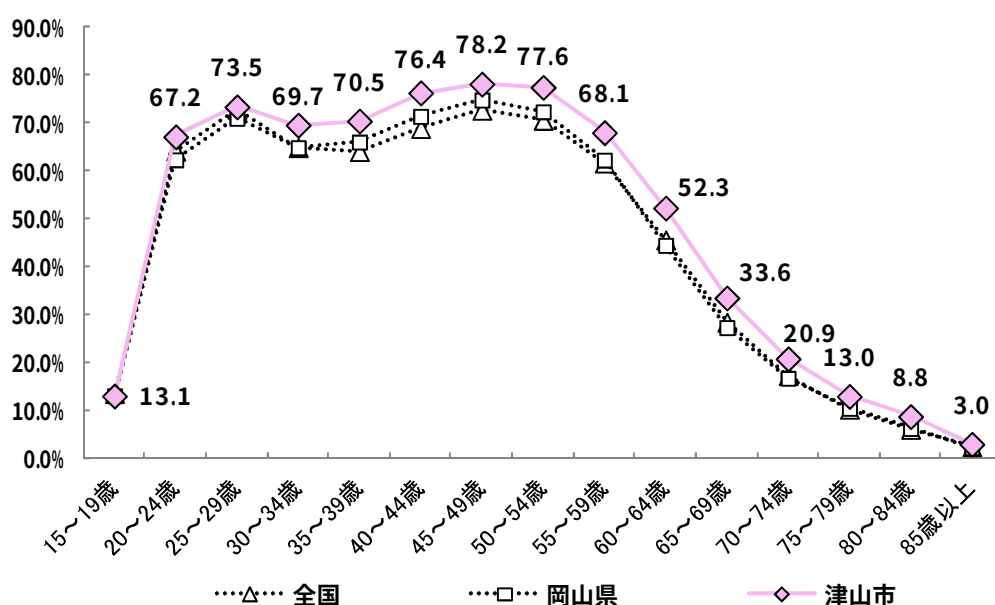
① 女性就業率

津山市の女性の就業率は、結婚・出産期に当たる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」をゆるやかに描いています。平成17年と比べると20～39歳の就業率の増加が顕著にみられます。全国、岡山県と比較すると、概ねすべての年代で高い就業率となっています。

■平成17年との比較



■全国・岡山県平均との比較（平成22年）



資料：国勢調査

2 津山市子育て支援行動計画（後期計画）の総括

（1）達成度評価

津山市の次世代育成支援のための集中的・計画的な取組を定めた「津山市子育て支援行動計画（後期計画）」は、平成26年度が計画期間の最終年度に当たりますが、記載された各事業の進捗状況や目標の達成状況、今後の課題等について把握し、「津山市子ども・子育て支援事業計画」に反映するため、平成25年度までの取組状況について担当課で評価を実施しました。

「津山市子育て支援行動計画（後期計画）」では、7つの基本目標の下、21の基本施策を展開し、234の目標を掲げています。評価は、目標ごとに、「十分達成（10割以上）」、「概ね達成（8割以上）」、「ある程度達成（6割以上）」、「達成不十分（6割未満）」、「未達成（4割未満）」の5段階で採点を行っており、達成状況を確認・判断できないものについては「評価不能」としました。（基本目標ごとの総括は後述します。）

その結果、下表のとおり「ある程度達成（6割以上）」以上と評価された目標数は214となり、目標数234に対する達成率は91.5%でした。

■後期計画記載事業の評価内容集計

評価	該当 目標数	施策・事業名
①十分達成 (10割以上)	65	養育支援訪問事業、通常保育、つどいの広場事業、児童相談、地域ぐるみの支援ネットワークの整備、乳幼児健康診査、食育指導、幼稚園開放事業、学校教育研究センター、学校支援ボランティア制度、スポーツ指導者研修会、情報モラル教育、学校評価、施設等のバリアフリー化対策、街頭指導活動、児童虐待防止対策のための連携強化、ひとり親家庭支援等
②概ね達成 (8割以上)	110	乳児家庭全戸訪問事業、延長・休日保育事業、幼稚園預かり保育事業、ファミリー・サポート・センター、子育て支援センター事業、児童館（育児相談等）、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、鶴山塾、ポポロ津山、療育センター、親子クラブ交流会、育児不安を軽減する相談事業、薬物乱用防止教室、ワーク・ライフ・バランス等の啓発、体験学習の実施、開かれた学校づくり、交通安全教室 等
③ある程度達成 (6割以上)	39	病児・病後児保育事業、一時預かり事業、確かな学力の向上、不登校対策プロジェクト、60・15キャンペーン、チャレンジ・ハッピーデー 等
④達成不十分 (6割未満)	0	—
⑤未達成 (4割未満)	5	児童館（中高生と子育て家庭との交流）、子育て世帯向け住戸の拡充 等
⑥評価不能	15	子育て短期支援事業、性や飲酒・喫煙に関する啓発 等
計	234	達成率91.5%（214（①+②+③）/234×100）

(2) 主要な事業の目標達成状況

次世代育成対策推進法第8条第5項の規定に基づき、実施状況の公表が求められている「特定14事業」のうち、津山市が実施している10事業について、平成22年3月の計画策定時の目標に対する平成25年度末時点での実績は下表のとおりとなっています。

【特定14事業の数値目標等】

事業名	指標	目標値	平成25年度 実績値	備考
通常保育	待機児童数	0人	0人	
延長保育	保育園（所）の 実施箇所数	28箇所	27箇所	市内の全園数は 28園
休日保育	保育園（所）の 実施箇所数	5箇所	3箇所	うち私立3園
一時預かり事業	保育園（所）の 実施箇所数	20箇所	15（2）箇所	（ ）内は公立保 育所
病児・病後児保育 （施設型）	医療機関の 実施箇所数	3箇所	1箇所	医療機関で実施
ファミリー・サポート ・センター	会員数	増加 (H22年3月末 時点：933人)	1,003人	
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	（新規実施） ※計画策定時に は未実施	新規実施	平成24年度から開始	
子育て支援センター 事業	保育園（所） の実施箇所数	5箇所	4箇所	私立1園、公立3園
つどいの広場事業	（サービス向上等の 定性的目標を設定）	—	—	
放課後児童クラブ	未設置学区への 開設	2学区	1学区	平成25年度から未 設置学区である阿 波小学校が閉校と なったため、未設置 は1学区

※津山市では、特定保育事業、夜間保育事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）及び病児・病後児保育（派遣型）の4事業については実施していません。

(3) 7つの基本目標ごとの総括

① 地域における子育て支援事業

【進捗評価集計結果】

施策・事業数	後期計画目標数	十分達成 (10割以上)	概ね達成 (8割以上)	ある程度達成 (6割以上)	達成不十分 (6割未満)	未達成 (4割未満)	評価不能	達成率
27	60	15	35	7	0	1	2	95.0%

総括と課題

保育園（所）の“待機児童ゼロ”を平成23年度に達成したほか、一宮小学校における放課後児童クラブ室の増設や放課後子ども教室の2教室新設、公立3幼稚園での預かり保育などが実現し、子育て支援サービスの充実が図られました。子育ての孤立化を防ぐための乳児家庭への訪問や養育支援が必要な家庭への訪問についても、ほぼすべての対象に対して実施しています。

一方で、多くの公立幼稚園において、施設の老朽化や園児数の減少に伴う複式対応学級の増加などが大きな課題となっているほか、病児・病後児保育事業へのニーズの高まりに十分対応するための実施医療機関の拡充などが求められている状況です。

子育て支援のネットワークづくりでは、地域内での世代間の交流や同世代の親同士による交流の促進が重要であり、児童館等を拠点とする母親クラブ、市内全域に設置されている親子クラブ等が大きな役割を果たしているため、愛育委員会などの地域の他団体との交流を図るなど地域ぐるみの子育て支援を進めます。

② 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

【進捗評価集計結果】

施策・事業数	後期計画目標数	十分達成 (10割以上)	概ね達成 (8割以上)	ある程度達成 (6割以上)	達成不十分 (6割未満)	未達成 (4割未満)	評価不能	達成率
6	40	5	24	5	0	2	4	85.0%

総括と課題

母子保健に関する事業では、妊婦や母子が利用できる健（検）診、子育て支援サービス、予防接種等の情報提供や育児相談に取り組んでいます。また、乳幼児健康診査では、100%に近い受診率を維持していることに加え、要観察児やサポートの必要な妊婦への継続的な支援を強化するなど、親子が健康に暮らすことができるような取組を進めています。

食育に関する事業では、津山市産の食材を積極的に学校給食に取り入れているほか、小学校5年生から中学生までを対象として実施している「レッツチャレンジクッキング」には毎年多数の応募があり、食の大切さや食事を作ってくれる人への感謝の気持ちを育む場として浸透しています。食習慣については、「朝食を毎日食べている3歳児」の割合が9割を超えている一方、「主食・主菜・副食」がそろっているのは約1割にとどまり、朝食内容の充実や野菜摂取も含めたバランスのよい食事について、保護者への啓発がより一層求められます。

③ 子どもの成長に資する教育環境の整備

【進捗評価集計結果】

施策・事業数	後期計画目標数	十分達成 (10割以上)	概ね達成 (8割以上)	ある程度達成 (6割以上)	達成不十分 (6割未満)	未達成 (4割未満)	評価不能	達成率
10	63	17	21	21	0	0	4	93.7%

総括と課題

次代の親の育成として、中学校での職場体験を保育園（所）・幼稚園で実施しているほか、親子ひろば「すくすく」では、中学生・高校生・大学生と施設利用者との交流を毎年度実施し、乳幼児とふれあう機会を継続して創出しています。子どもの「生きる力」の育成では、津山市学校教育研究センターの活動の充実等による教員の指導力向上や体育・食育指導によって学力・体力の向上を図っています。また、郷土学習や自然体験・生活体験活動の推進を図る「My Town つやま活用事業」により、郷土博物館や洋学資料館の利用者数が増加するなど、地域資産を生かした豊かな心の育成にも取り組んでおり、今後も取組の一層の強化が求められます。

引きこもりや不登校、いじめ等の問題に対しては、不登校対策プロジェクトや教育相談の充実により対応を図っています。開かれた学校づくりでは、学校支援ボランティアが登下校の見守りや学習支援などを行う学校支援地域本部事業の実施校が 22 校に増加するなど、学校教育へ地域の教育力を生かす取組が進んでいます。今後も、学校だけでなく、地域の教育資源を活用した教育の機会を設けるなど、地域を挙げての教育環境の整備・充実が求められます。

④ 子育てを支援する生活環境の整備

【進捗評価集計結果】

施策・事業数	後期計画目標数	十分達成 (10割以上)	概ね達成 (8割以上)	ある程度達成 (6割以上)	達成不十分 (6割未満)	未達成 (4割未満)	評価不能	達成率
3	9	4	1	0	0	2	2	55.6%

総括と課題

公園内での死角除去のための公園樹木の剪定や、市営住宅団地内の遊具の整備などを行っているほか、「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、バリアフリーに配慮した施設や道路の整備を進めています。また、子どもが犯罪被害に巻き込まれないよう、青色防犯パトロールを行う自主防犯組織に情報提供等の支援を行うとともに、補助事業により、町内会の防犯灯の設置・取替が毎年度 100 灯程度実施され、子育て家庭にとってより安全な環境づくりが進みました。

一方、市営住宅における子育て世帯向けの住戸の確保と自主防犯組織に対する物品支援については未達成であり、代替策も含めて検討が必要です。

⑤ 職業生活と家庭生活との両立の整備

【進捗評価集計結果】

施策・事業数	後期計画目標数	十分達成 (10割以上)	概ね達成 (8割以上)	ある程度達成 (6割以上)	達成不十分 (6割未満)	未達成 (4割未満)	評価不能	達成率
3	5	1	3	1	0	0	0	100.0%

総括と課題

ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた個人や事業者に対する研修会への参加者は増加しており、男性向けの講座にも一定程度の参加がみられます。また、男性の子育て参加促進に向けた「カジダン・イクメン・イクジイ フォトコンテスト」を開催するなど、地域社会全体での雰囲気づくりも進めていますが、より効果的な啓発の実施が課題となっています。

仕事と子育ての両立を地域で支援するファミリー・サポート・センターについては、広報紙や新聞、雑誌等への掲載による周知拡大の効果もあり会員数が増加傾向となっており、今後も交流会や講座により会員相互の親睦や保育・育児のスキルアップを図ることで、子育てを支える地域力づくりの強化が求められます。

⑥ 子どもの安全等の確保

【進捗評価集計結果】

施策・事業数	後期計画目標数	十分達成 (10割以上)	概ね達成 (8割以上)	ある程度達成 (6割以上)	達成不十分 (6割未満)	未達成 (4割未満)	評価不能	達成率
2	24	10	10	0	0	2	2	91.7%

総括と課題

保育園（所）、幼稚園、小学校での交通安全教室の開催や、学生と警察、行政の合同での街頭啓発活動に取り組み、実施回数も大きく増加しています。今後も、チャイルドシートや全席シートベルト着用の徹底など、市民の交通安全意識の高揚に向けた取組を継続して実施します。

また、子どもを犯罪等の被害から守るため、街頭指導活動等の地域における健全育成活動や、学校における情報モラル教育等の充実強化が求められます。

⑦ 要保護児童への対応等

【進捗評価集計結果】

施策・事業数	後期計画目標数	十分達成 (10割以上)	概ね達成 (8割以上)	ある程度達成 (6割以上)	達成不十分 (6割未満)	未達成 (4割未満)	評価不能	達成率
4	33	13	16	3	0	0	1	97.0%

総括と課題

児童虐待防止への対策として、庁内関係部局の緊密な連携の下、要保護児童の早期発見・保護に努めるとともに、「津山市要保護児童対策地域協議会」のネットワークを活用した的確な支援や、該当児童の所属する学校等での生活実態の把握を行っています。ひとり親家庭等への対応では、児童扶養手当、医療費助成、就労支援等を円滑に受けられるよう、総合的な支援実施のための相談体制を整備し、自立支援を推進しています。

また、保育園（所）や幼稚園、小中学校に通う特別な配慮を必要とする児童生徒に対しては、支援要員の配置や、教育・保育の質の向上を図るための研修等の開催、療育センターや通級指導教室による専門的な支援を実施していますが、障害等に対する適切な理解を促進するため、地域社会に向けたさらなる啓発にも取り組む必要があります。

3 子育て支援施策に対する保護者の評価等

(1) 子育て支援施策に対する評価

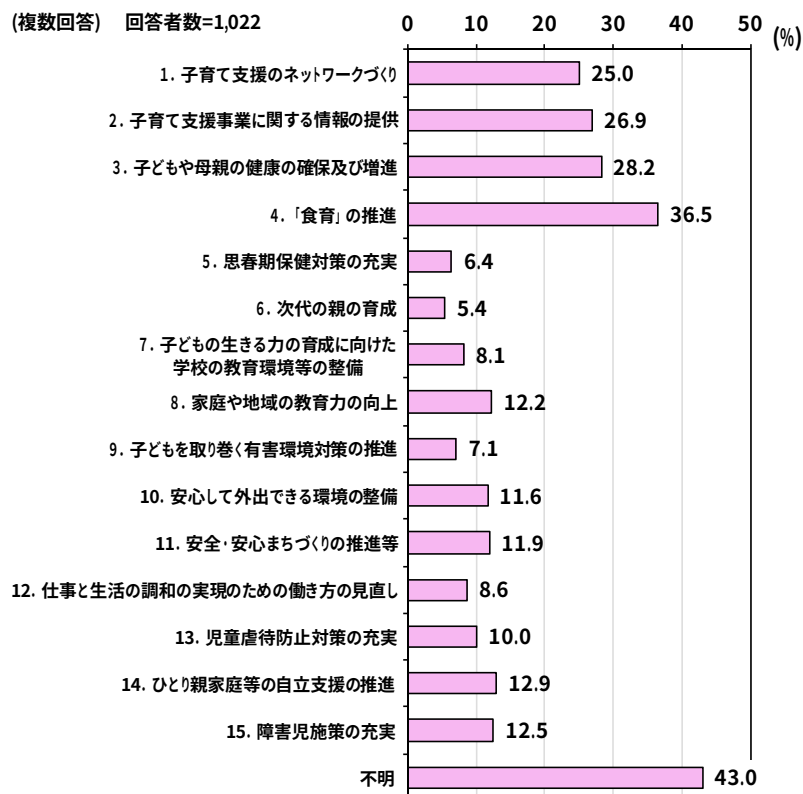
平成25年10月に実施した市民実態調査において、「津山市子育て支援行動計画(後期計画)」に掲げて実施していた施策に対する評価と、今後強化すべき施策についての2つの設問を設けました。

まず、「子育て支援施策として、この5年間でよくなったと思うもの」への回答結果をみると、施策分野としては「食育」の推進が36.5%で最も高く、次いで「子どもや母親の健康の確保及び増進」が28.2%となっており、健康の増進に関する取組が高く評価されました。そして、「子育て支援事業に関する情報の提供」が26.9%、「子育て支援のネットワークづくり」が25.0%と続いています。

一方、「子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備」が8.1%、「仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し」が8.6%と低評価で、小学校高学年以上が施策の主な対象となる「次代の親の育成」「思春期保健対策の充実」「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」の3項目については、いずれも評価が特に低い状況でした。

なお、最も多かった回答は「不明」でしたが、これは、調査対象が就学前の0～5歳児の保護者となっており、そのうち、特に第一子が未就学児である方については、5年前の状況を十分把握できていない施策が多いため、判断が困難であったことも影響しているものと推察されます。

【この5年間でよくなったと思うもの】



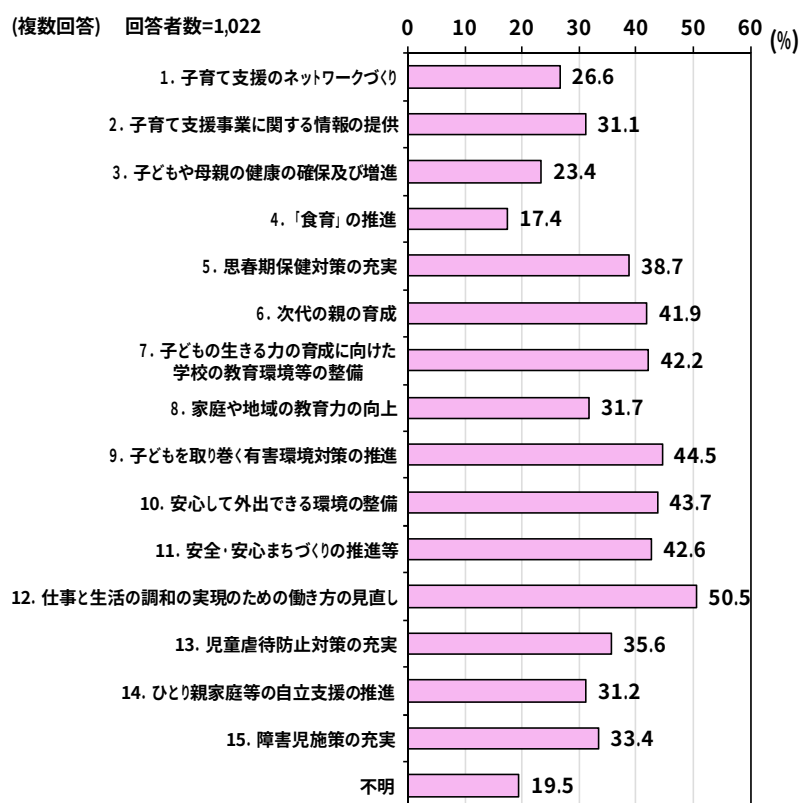
(2) 取組を強化すべき子育て支援施策

基本的に、「良くなったと思うもの」で回答割合が低かった項目は、「力を入れるべきもの」としての割合が高くなっています。最も高かったのは、「仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し」の50.5%で、就労による経済的自立と健康で豊かな生活のための時間の確保の両立や、多様な働き方を選択できる社会の実現に向け、国・県の施策に連携した取組が必要です。

次いで「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」が44.5%、「安心して外出できる環境の整備」が43.7%、「安全・安心まちづくりの推進等」が42.6%となっており、子どもが被害者となる事件や事故が注目される中、子どもにとって安心・安全な環境づくりが必要とされています。

そして、「子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備」、「次代の親の育成」と、子どもの育ちに関する施策が続いています。

【今後力を入れるべきもの】



第3章 計画の概要

1 計画の基本理念・基本目標

■基本理念

子どもの笑顔があふれるまち

内閣府の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、乳幼児期を子どもが他者への基本的信頼感を醸成し、基本的な生きる力を獲得する重要な時期ととらえています。そして、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとしながらも、一人一人の子どもがかけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することは社会全体の責任であると記されています。

津山市においても、公立・私立の幼稚園と保育園（所）関係者が一堂に会して検討した「津山市における幼児教育の理念と展望」〔P.23 参照〕の中で、関係者は、一人一人の子どもにとっての最善の利益とは何かを常に念頭に置かなければならないことを明示しました。そして、すべての子どもが健康な心と体を育み、自信をもって他者との信頼の中に生きること、また、どの子どもにも隔てのない愛情と優しさがそそがれる環境を、父母その他の保護者、地域の大人及び幼児教育に携わる人々が連携して創出・維持することを目指して掲げています。

一方で、子育てを取り巻く状況としては、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、保護者の子育てに対する精神的・身体的負担や不安、孤立感が高まっています。さらには、両親の就労形態の多様化や長引く景気低迷により、時間的にも経済的にもゆとりのある子育てが難しくなっており、保護者自身も自己肯定感をもちながら子どもと接することのできる環境を、地域や関係機関、事業者を含めた市全体で整備していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、津山市子ども・子育て支援事業計画の基本理念を「子どもの笑顔があふれるまち」と定めます。「子どもの笑顔」には、子ども一人一人が十分な愛情や教育を受けて健やかな心身を育み、自信や優しさをもちながら他者と信頼関係が築ける子どもに育てほしいという願いや、保護者が子育ての喜びや大切さを実感できるような環境を実現させたいという思いが込められています。

■基本目標①（子どもの育ち）

子どもが笑顔で育つまちづくり

すべての子どもたちが、その自主性や個性が尊重され、健やかに成長していけるよう、「子どもの育ち」に視点を置いた取組を行います。

一人一人の子どもが健康を保ちながら、乳幼児期・学童期に様々な学習や体験を通じて豊かな学びを得るとともに、障害のある子どもや不登校等により特別な援助を必要とする子どもなどへの支援を行うことで、津山市に暮らすすべての子どもが笑顔で育つまちづくりをめざします。

■基本目標②（子育て家庭）

楽しく子育てできるまちづくり

すべての子育て家庭が、精神的にも時間的にもゆとりをもって子どもと過ごし、親自身も保護者として成長していけるよう、「子育て家庭」に視点を置いた取組を行います。

妊産婦の健康の確保や多様な就労形態に対応した教育・保育サービスの充実を図るとともに、子育て家庭が不安や悩みを解消できるよう、支援内容についての情報提供や子育て家庭同士の交流の場、相談のできる場づくりを行うことで、いきいきと安心して子育てを楽しめるまちづくりをめざします。

■基本目標③（地域力づくり）

子ども・子育てを支える地域力づくり

子どもたちが、幅広い世代の地域住民との交流を通じて人間的に成長するとともに、子育て家庭が周囲と助け合ったり、地域からの支援を受けたりしながら子育てを行えるよう、「地域力づくり」に視点を置いた取組を行います。

子どもたちが豊かな自然や文化、スポーツを通して身近な大人や子ども同士で交流できる場を提供するとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に対する職場の理解促進や、子育てに協力できる地域の人材や団体を確保・養成するなど、子ども自身の成長や家庭の子育てを支える地域力づくりをめざします。

津山市における幼児教育の理念と展望

幼児期の教育の大切さは、いかなる時代と社会においても説かれる普遍的な事象です。津山市においても、時代の推移と社会の変化に対応してきましたが、これまで公立と私立それぞれの幼稚園と保育所（園）の関係者が、幼児教育の制度や保育の内容と方法の改善・改革等を主題として一堂に会したことはありませんでした。津山市幼児教育検討委員会が設置されたいま、公・私・幼・保のそれぞれが重ねてきた経験と実績を今後の改善・改革に資すべきであるという願いのもと、私たちは、ここにあらためて津山市における幼児教育の理念を掲げ、理念が切り開く未来を展望しようとするものです。

私たちは、幼児教育とは「人生の最初期である幼児期の教育」のことであり、その幼児教育を実践する場面・言葉は「保育」である、という認識を共有しています。幼稚園、保育所の目的として、学校教育法と児童福祉法にそれぞれ掲げられている「保育」をこのように理解することで、保育内容の統合を推進し、その実現に努めます。

私たちは、まず何よりも、津山の子どもの現実から出発します。何世代にもわたって津山に住んでいる家族の子どもや最近転入してきた家族の子ども、保育所（園）に通っている子どもや幼稚園に通っている子ども、兄弟姉妹の多い子どもや少ない子ども、市街地に住んでいる子どもや農村部に住んでいる子ども等、生活条件はさまざまですが、一人ひとりの子どもの現実のなかで、その子どもにとっての最善の利益とは何かを常に念頭におかなければなりません。

私たちは、さまざまな条件において生活している子どもが、やがて大人になり社会人になっていく人生の最初期の教育を津山で受けることの意味の大きさを考えます。いつか人生の岐路に立ったとき、記憶のなかの風景や大切な人のかつての言葉が魂を奮い立たせてくれるように、津山の自然と人との関わりのなかで受けた幼児期の教育は、その人の心の深いところでの力となり、人生を励ます力になります。

私たちは、すべての子どもが健康な心と体を育み、豊かな情操と賢さを身につけ、命と自然を尊び、自信をもって他者との信頼のなかに生きることがめざします。そのため、保育環境の整備は、保育者や子どもの人数、保育施設の数と配置、地域の状況など、あらゆる人的・物的環境の検討を踏まえて行うことが重要です。

私たちは、さまざまな問題を抱えている子どもでも、すべての子どもが必要とされる幼児教育を受け、大事なことを身につけて成長していくことを願います。小学校への入学という節目までにすべての子どもが身につけておいて欲しいと願われることがらの水準に関し、幼児教育の内容と方法の検討を進めます。

私たちは、子ども時代に十分に愛情をかけられ、優しい心をもつように育てられた人が、大人になってから周囲の人々に愛をもって接し、優しさを差し伸べることを知っています。幼児期の教育が生涯を通して培われる自己教育の礎となることを考えるとき、どの子どもにも隔てのない愛情と優しさがそそがれる環境が用意される必要があります。父母その他の保護者、地域の大人そして幼児教育に携わる人々は、連携して、このような環境の創出とその維持に努めます。

出典：これからの津山市の幼児教育のあり方について（答申）（平成21年3月30日）

2 計画の基本的視点

津山市では、津山市子育て支援行動計画（後期計画）策定に当たり、9つの基本的な視点を定めました。本計画策定に当たっては、これら9つの視点を継承しつつ新たな趣旨や視点を盛り込み、子ども・子育て支援施策を進めていきます。

1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

2 次代の親の育成の視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立した生活と男女が協力し合った家庭を営むことができるよう、長期的な視点に立った子どもの健全な育成のための取組を進めます。

3 サービス利用者の視点

核家族化、過疎化の進行等の社会環境の変化や市民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。本計画の推進においては、このような多様なニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立ち、かつ総合的な取組を進めます。

4 社会全体による支援の視点

子育ては、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本的認識の下に、社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、地域社会を構成する様々な機関、団体との協働の下に取組を進めます。

5 仕事と生活の調和実現の視点

健康で豊かな生活を送るとともに、結婚や子育てに関する希望を実現するためには、就労による経済的な自立や多様な働き方・生き方が選択できることが必要です。仕事と生活の調和実現に向け、啓発や企業（事業者）との連携の強化を図るなど、働き方の見直しに向けた取組を進めます。

6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

これまで取り組んできた、子育て支援サービスの充実や多様な働き方・生き方を選択できる社会づくりを一層強化することに加え、新たに「結婚・妊娠・出産・育児」の切れ目のない支援を推進することで、市民一人一人が抱く結婚や妊娠、出産、育児に対する希望がかなうよう取組を進めます。

7 すべての子どもと家庭への支援の視点

教育、福祉、保健衛生など必要な施策によって、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと家庭を支援するという視点で取組を進めます。

8 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域では、NPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、愛育委員・栄養委員、町内会、地域活動団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員と主任児童委員、ボランティア等、様々な人材や団体が活動しています。さらに、高齢者や育児経験豊かな年代など、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する方々も潜在しています。こうした地域の人材を中心とした養成と効果的な活用に取り組めます。

また、保育園（所）・幼稚園の活用や児童館、図書館、公民館、学校施設等をはじめとする各種公共施設の活用を図ります。

9 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できるためには、サービス供給量を確保するとともに、サービスの質も重要です。このため、人材の資質の向上を図るために、研修会等による継続的な教育や、情報公開、事業の評価等の取組を進めます。

10 地域特性の視点

津山市においても、市街地と周辺地域の生活環境の相違をはじめ、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等、地域の特性は様々であり、利用者のニーズや実施すべき支援策も異なることがあるため、地域特性や利用者ニーズの相違を踏まえた取組を進めます。

3 計画上の各主体の役割

(1) 家庭の役割

家庭（父母その他の保護者）は、子育てについての第一義的責任を有しており、子どもが生まれ育つ基礎的な場として極めて重要な役割を担っています。また、家庭内の男女が家事や育児を分かち合うことなどによって家族の絆を強める中で、日々、子どもたちに惜しみない愛情を注ぎ、優しさや厳しさをもって接することで、健やかに、心豊かに育てていくことが求められます。

(2) 津山市の役割

津山市は、子ども・子育て支援や次世代育成支援の実施主体として、すべての子どもに良質な生育環境を保障する役割を担っています。その責務を果たすため、本計画に基づき、関係団体や地域、国・県等と連携しながら、質の高い教育・保育や地域子ども・子育て支援事業、その他の子育て支援サービスを実施し、子どもの笑顔があふれるまちづくりを推進します。

(3) 地域の役割

地域は、子どもや家庭が日々生活を送る場であり、核家族化、地域のつながりの希薄化などによる家庭の子育て力の低下が懸念される中、子育て中の保護者が喜びや生きがいをもって子育てを行えるよう、地域住民が寄り添い、不安や悩みを受け止めるとともに、子どもの教育や健全育成のための活動、見守り等への参加を通じ、地域住民が助け合いながら子育てに取り組める環境づくりを進めていくことが求められます。

(4) 関係団体の役割

関係団体（社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等）は、子育て家庭にとって身近な支援者として地域活動を行う主体であり、行政や他団体も含めた地域の子育て支援のネットワークの形成・強化、地域の人材や専門的ノウハウを生かした取組が求められます。

(5) 企業（事業者）の役割

企業（事業者）は、家庭の経済基盤としての役割を担っていますが、さらに、子育て中の労働者が男女を問わず仕事と家庭生活との両立を図ることができるよう、職場全体の長時間労働の抑制や、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務の取得を可能にするなど、積極的な雇用環境の整備に努めることが求められます。

4 施策の体系

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「津山市次世代育成支援対策行動計画」としても位置付けており、本計画の基本理念や「津山市子育て支援行動計画（後期計画）」における取組内容を踏まえ、次世代育成の観点から展開していく各種施策の体系を次のとおり定めます。

基本目標	中目標	基本的施策
1 子どもが笑顔で育つまちづくり	1 子どもの健康を確保する	1 子どもの健康の確保
		2 子どもの食育の推進
	2 子どもの「生きる力」を育む	1 幼児教育・保育の充実
		2 学校教育等の充実
		3 次代の親の育成
		4 特別な問題を抱える児童への支援
	3 子どもを取り巻く有害環境への対策	1 思春期保健対策 2 消費生活・情報モラル教育の推進
2 楽しく子育てできるまちづくり	1 母親の健康を確保する	1 妊産婦等への保健医療の充実
	2 子育てに係る経済的支援や子育てと仕事の両立に向けた支援	1 多様な子育て支援サービスの充実 2 ひとり親家庭等の自立支援
	3 市のサービス周知や相談体制の充実	1 子育て支援に係る情報提供と相談体制の充実 2 養育支援の必要な家庭への援助と児童虐待防止の対策
	4 親育ちや家庭教育向上への支援	1 家庭教育への支援
3 子ども・子育てを支える地域力づくり	1 子どもの生きる力を育む地域力の向上	1 学校教育との連携
		2 地域による教育力向上
		3 子どもを有害環境や犯罪、事故から守る取組
	2 子育て家庭に対する地域や企業の支援体制等の強化	1 仕事と生活の調和実現に向けた取組
		2 地域による子育て家庭への支援強化
		3 安全・安心な生活環境の整備
	3 「地域力」を高めるネットワークづくり	1 子育て支援団体等の育成・支援と連携等の強化

第4章 子ども・子育て支援施策

1 子どもが笑顔で育つまちづくり

中目標1 子どもの健康を確保する

➤基本的施策1 子どもの健康の確保

子どもが笑顔で元気に育つためには、乳幼児期から健康の維持を図ることが何よりも大切です。母子保健の国民運動計画である「健やか親子21（第2次）」が平成27年度からスタートする中、本市においても「すべての子どもが健やかに育つ社会」をめざし、取組を進めます。

乳幼児健康診査の受診率向上や、継続的な観察や支援が必要な子どもへの健診後の適切なフォローに取り組むとともに、歯の健康を維持するための健診や指導、子どもを感染症から守るための予防接種の徹底を図るなど、健康の確保に努めます。

<関連事業>

事業	内容	担当課
乳幼児健康診査	乳幼児健康診査を実施して病気の予防や早期発見を図り、身体発育や精神発達、生活習慣等の育児に関する不安を軽減するための助言・指導を行います。 未受診児の把握に努めるとともに、受診の徹底を図ります。	健康増進課
乳幼児健康診査後の継続支援	乳幼児健康診査を通じて把握した心身の発達、家庭環境等の子育てに関する様々な課題に対し、関係機関と連携して、必要な支援を継続実施します。	健康増進課
歯科検診と指導の充実	乳児期から、健診や保育園（所）・幼稚園での生活等、あらゆる機会をとらえて歯科指導を継続し、個人に応じた指導と保護者の意識を高める事業を実施します。	健康増進課
予防接種	子どもを感染症等から守るため、ワクチンごとの対象年齢に応じて無料で予防接種を実施します。	健康増進課

➤基本的施策2 子どもの食育の推進

心と体の健全な育成にとって、日々の食事は極めて重要な役割を果たします。

保育園（所）や学校の給食への地場産食材の導入拡大や生産者との交流により、地域の食文化への愛着を育み、残食率の低下を図ります。

また、朝食の摂取など、乳幼児期からの正しい食習慣の定着や、食に関する知識の普及をめざすとともに、食への感謝の気持ちを育み、食を通じて家族や身近な人との豊かなコミュニケーションが図られるよう、保育園（所）、幼稚園、小・中学校等での食育指導や親子で参加する料理教室等の食育イベントの開催、野菜づくり体験などの取組を推進します。

<関連事業>

事業	内容	担当課
保育園(所)・幼稚園食育推進	保育園(所)・幼稚園における野菜づくりや地域の生産者等との交流など、体験を通じて食物に対する関心を高め、食事の大切さを園児やその保護者へ啓発します。	こども課
食に関する学習の場の提供	「関心」から「実践」に結び付けるため、関係機関・団体と協働して食育イベント等を継続的に開催し、啓発に努めます。	健康増進課
乳幼児の食育	従来の全般的な食育の取組を継続しながら、乳幼児期の朝食内容の充実や野菜摂取も含めたバランスのよい食事についての啓発を強化します。	健康増進課
小中学校食育指導	すべての小中学校で栄養教諭・学校栄養職員が授業を行い、食育指導の充実を図ります。	学校教育課 保健給食課
学校給食への地場産食材の使用推進	新鮮で安全・安心な給食の提供や地域の食文化への理解を促進するため、津山産食材を中心に地場産食材の導入拡大を図ります。	保健給食課
残食率の低減	給食に親しみを感じられるような各種の取組を通じて残食率の低下に努めます。	保健給食課
朝食摂取の推進	健康の保持増進を図るため、学校と連携して児童生徒や家庭に働きかけ、毎日朝食を食べる習慣づくりに取り組みます。	保健給食課
親子料理教室	食の大切さへの理解を深めるため、夏休みに小学4年生から6年生とその保護者を対象として地場産食材を利用した料理教室を実施します。	保健給食課
レッツチャレンジクッキング	料理を通して食の大切さや食事を作ってくれている人たちへの感謝の気持ちを育てるため、小学5年生から中学3年生を対象として、テーマに沿った料理に挑戦し、その応募作品を展示する機会を毎年設けます。	保健給食課
給食を通じた保護者への食育	学校開催の給食試食会や家庭配布の給食だよりを通じて保護者へ食育に関する啓発を行います。	保健給食課

中目標2 子どもの「生きる力」を育む

➤基本的施策1 幼児教育・保育の充実

自然や人との関わりの中で受けた幼児期の教育は、今後人生を歩む中でその人の心の深いところでの力、人生を励ます力となるものであり、生涯を通して培われる自己教育の基礎となるため、一層の充実が求められます。

保護者の教育・保育ニーズに適切に対応できるよう、保育園(所)、幼稚園等の受入態勢の確保に努めるとともに、施設の整備や人材の確保・育成を通じて教育・保育の質の向上を図ります。

また、幼児教育の本質である遊びを通した一人一人の子どもの心の育ちや学びの芽生えを児童

期の学校教育へとつなぎ、子どもの連続的な育ちや学びを保障するために、関係機関が連携し、円滑な接続に資する取組を推進します。

＜関連事業＞

事業	内容	担当課
通常保育 (保育園(所)・幼稚園)	教育・保育ニーズを確実に満たし、平成 23 年度から達成している待機児童ゼロの状態を維持するため、保育園(所)・幼稚園の定員管理を計画的に進めます。	こども課
教育・保育人材確保事業	保育士・幼稚園教諭就職支援セミナーの開催を通じ、潜在的有資格者の就労を促進するとともに、保育園(所)・幼稚園の安定的人材確保を図ります。	こども課
幼稚園開放(未就園児交流)事業	園開放を通じて未就園児と園児との異年齢の関わりによる保育・教育力の向上や保護者の交流の場の確保をめざすとともに、気軽に子育ての悩みなどが相談できる教育相談の場を提供します。	こども課
民間教育・保育施設整備事業	安全・安心な子育て環境を整えるため、保育園(所)・幼稚園の老朽化の改善や耐震対策の実施を行うとともに、必要に応じ、認定こども園等の整備を行うための支援を計画的・継続的に実施します。	こども課
公立教育・保育施設の計画的整備	公立保育所・幼稚園の整備、運営等の今後のあり方について、津山市子ども子育て支援事業計画、津山市立教育・保育施設再構築計画等を踏まえて検討します。(公立保育所については、平成 28 年度中に一宮保育所の移転新築が完了する予定です。)	こども課
児童館の子育て支援	児童館での子育て支援として、就園前の乳幼児とその保護者を対象とする行事を充実させるとともに、乳幼児健診や館便り等での広報活動により、参加者の増加をめざします。また、保健師・栄養士や地域の愛育委員と連携して、相談事業の充実を図ります。	こども課
保幼小連携の充実	保育園(所)・幼稚園における教育が小学校における教育へ円滑に移行できるよう、保育園(所)・幼稚園と小学校に保幼小連携担当者を配置するとともに、保育士・幼稚園教諭と小学校教諭の合同研修会の開催等により、保育園(所)・幼稚園と小学校との連携体制を構築します。	こども課 学校教育課

➤ 基本的施策 2 学校教育等の充実

子どもたちがこれからの社会で成長していく上で、確かな学力と豊かな心、健やかな体といった知・徳・体の調和が保たれ、人や地域社会とつながることのできる「生きる力」を育むことが重要な教育課題となっています。

津山市学校教育研究センターの活性化による教職員の指導力の充実・向上や、授業改善に向けた校内研究への支援、研修会の実施等による教育環境の向上を図るとともに、習熟度別指導等のきめ細かな指導や読書活動、体力づくりの取組を推進し、学校教育のさらなる充実をめざします。

また、農業体験や里山等の自然体験、職場体験、郷土博物館・洋学資料館等の地域資源を活用したふるさと学習など、校外においても多様な体験の場や地域の歴史、文化、風土等を学ぶ機会を設けます。

<関連事業>

事業	内容	担当課
環境学習の推進	イベントや出前講座を活用して、小学生にもわかりやすい環境学習の実施に努めます。	新エネルギー環境政策室
水の学校・森の学校	小学生の親子を対象として、環境保全の重要性への認識を深めるため、市内河川の水質調査等を体験する「水の学校」及び里山での自然を体験する「森の学校」を開催します。	新エネルギー環境政策室
児童館の児童健全育成支援	児童館の小学生・中学生・高校生の居場所としての機能の充実を図るとともに、児童に健康増進や情操を豊かにするための遊びの提供と指導を行います。	こども課
農業体験事業	農業の大切さ、食の安全性等についての理解と関心が深められるよう、小学生を対象に、田植えや稲刈りなどの農作業体験機会を提供します。	農業振興課
わかる授業	津山っ子の学びを高める「3つの提案」に全校で取り組むとともに、授業改善を積極的に進め、情報機器などを有効に活用したわかる授業を実現します。	学校教育課
研究指定・校内研究支援	思考力、表現力、説明力など、今の子どもたちに求められている力を身につけさせるため、授業研究を中心に据えた校内研究の充実に向けて支援を行います。 また、外部講師等の招へいや先進校視察により、学校の活性化を図ります。	学校教育課
津山市学校教育研究センター	教職員の指導力の充実と向上を図るため、津山市学校教育研究センターの活性化を図ります。	学校教育課
きめ細かな指導の推進	児童生徒が学習内容を確実に身につけることができるよう、習熟度別指導等のきめ細かな指導を推進します。	学校教育課
学力検証改善サイクルの確立	小学校3年生と5年生で標準学力調査を実施することにより、子どもたちの学力の状況を客観的に把握し、つまづきの解消や計画的な指導に生かします。	学校教育課
体験学習の実施	My Town つやま活用事業、職場体験学習等、地域の教育資産を活用した体験学習の充実を図ります。	学校教育課
体力向上指導	子どもの体力向上指導者養成研修へ教師を参加させるなど、体力づくりに向けた指導力の向上を図ります。	学校教育課
教科体育への外部人材活用	学校のニーズに合わせ、教科体育の指導への地域人材の活用を図ります。	学校教育課

(次ページへ続く)

事業	内容	担当課
運動部活動への外部人材活用	運動部活動等の充実のため、外部指導者の活用を促進します。	学校教育課
読書活動の推進	小学校における朝読書や読み聞かせ、家庭での音読等の取組を促進し、読書の習慣づくりに努めます。	学校教育課 生涯学習課
放課後子ども教室	放課後や週末等の子どもたちの居場所として、地域住民の参画を得ながら、放課後子ども教室において様々な体験活動や交流活動、学習活動を行います。 運営に当たっては、国の定めた放課後子ども総合プランに基づき、同一学区内の放課後児童クラブとの連携を深め、児童クラブを利用する児童の教室への参加を促進するとともに、新規教室の開設など、実施体制の充実を図ります。	生涯学習課
学校園等への図書貸出	読書の推進や学習活動に資するため、学校園（保育園（所）、幼稚園、小中学校）等で配備するための図書貸出を推進します。	図書館
津山洋学を通じた教育	洋学資料館において、わかりやすい展示や子ども用パンフレットの充実を図るとともに、子ども向け出張講座やワークショップを拡充し、洋学の歴史や進取の精神について理解を促進します。	文化課
郷土の歴史教育	郷土博物館において、気軽に郷土の歴史に触れることのできる環境づくりに努めるとともに、体験講座や学校へ出張講座を随時実施し、歴史と現在の関わりについて考える機会を提供します。	文化課

➤ 基本的施策3 次代の親の育成

子どもたちは次の世代の「親」となる存在であり、将来、彼らが幼い子どもとの関わり方や子育ての楽しさ・大切さ、親としての役割を十分認識し、温かい家庭を築いていけるようにするための取組が必要です。

職場体験などの体験学習をはじめ、親子ひろば「すくすく」や子育て支援センター、児童館などで乳幼児やその保護者とふれあうことのできる機会等を提供します。

<関連事業>

事業	内容	担当課
学生・生徒と未就学児等との交流促進	親子ひろば「すくすく」で、中学生・高校生・大学生のボランティアやクラブ、チャレンジワーク等の活動を定期的に受け入れ、乳幼児やその保護者とふれあう機会を提供します。	こども課
児童館での交流促進	児童館で中高生と乳幼児やその保護者との交流の場を提供し、子育ての楽しさ、大切さや親の役割についての理解を促進します。	こども課
生徒と幼児との交流促進	職場体験や体験学習（家庭科の授業・総合的な学習の時間等）により、生徒と幼児との交流を促進します。	学校教育課

➤ 基本的施策 4 特別な問題を抱える児童への支援

発達や育ち、いじめ、不登校などの問題で特別な支援が必要な子どもたちに対しては、それぞれの子どもの最善の利益を保障するための教育・保育や、早期発見・早期支援など、細やかなケアを実施できる体制づくりとともに、こうした問題に対する正しい理解を普及させるための啓発が必要です。

保育園（所）、幼稚園、小中学校等に在籍する特別な支援が必要な子どもへの適切な対応や、通常学級で共に学ぶ「インクルーシブ教育」の実施を推進するため、支援員の配置や教職員への専門的研修を実施するほか、津山市特別支援教育推進センター等での発達段階や課題に応じた適切な療育の提供、関係機関との連携強化、保護者の不安や悩みへの相談対応などの取組を進めます。

また、不登校などの問題を抱える子どもに対しては、教育支援員等を配置するとともに、学校や地域の相談機関、関係機関等が相互に連携し、適切な支援の実施に努めます。

<関連事業>

事業	内容	担当課
特別支援に関するネットワーク強化	障害のある児童及びその家庭が、日常における様々な問題を解決し、生きがいをもって生活できる地域社会をつくるため、岡山市、美作保健所、医療機関、児童相談所、障害福祉サービス提供事業所、障害者基幹相談支援センター、津山地域自立支援協議会など関係機関と連携を密に取り、ネットワークの強化に努めて、支援の充実を図ります。	障害福祉課
特別支援教育（就学前）	保育園（所）・幼稚園を対象に、特別支援教育に関する研修会を実施するとともに、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成し、具体的な手立てによる支援を行います。	こども課
通級指導教室	津山市特別支援教育推進センター通級指導教室幼児部（西・北小学校）における特別支援を要する幼児への指導を実施します。 また、巡回相談等の支援事業の実施により、保育者の指導を行います。	こども課
未就学児特別支援の充実	公立保育所・幼稚園に在籍する特別支援を必要とする児童に対応した支援員を確保するとともに、支援員に対して研修等を定期的実施し、保育の質の向上を図ります。	こども課
児童発達支援事業「てけてけ」	幼児期の発達や育ちに課題がある子どもに療育を行うことで、個々の生活能力の向上と集団生活への適応をめざします。	健康増進課
療育相談	幼児・児童の発達についての保護者の不安や悩みへの相談対応や、保育園（所）、幼稚園等への療育相談、情報提供等を行います。	健康増進課
療育研修事業	保護者のもつ不安や悩みに対し、親同士や支援者との意見交換・相談ができる場づくりや研修を実施します。	健康増進課

（次ページへ続く）

事業	内容	担当課
特別支援教育の充実(就学後)	津山市特別支援教育推進センターを中心に、教育相談体制の整備及び教員の指導力向上並びに教員・保護者対象の研修会を実施し、適切な支援や情報提供を行います。 また、関係機関と連携した情報交換や研修会を開催します。 さらに、通常学級における特別支援教育の充実を図るため、研修・授業研究会等を通して指導力の向上に努めます。	学校教育課
生徒指導体制等の確立	豊かな心や規範意識の育成に資する生徒指導体制及びいじめ、問題行動等に対応するための教育相談体制の確立・充実に向け、教職員全員で協力し、指導していく組織的な体制づくりに取り組みます。 また、児童生徒や保護者のニーズに対しては、アドバイザー(スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー)を派遣し、具体的な学校支援を行います。	学校教育課
不登校対策	不登校対策事業を推進し、ポポロつやま、鶴山塾、スクール・カウンセラー、教育支援員などと連携した校内指導体制の充実による不登校生徒の支援を実施します。	学校教育課
人間関係づくり	小学校5年生と中学校1年生で「Q-U 検査(楽しい学校生活を送るためのアンケート)」を実施し、実態把握をもとにした学級経営や人間関係づくりを進め、問題行動の改善と落ち着いて学習できる環境を整えます。	学校教育課
適応指導教室の連携	小中学生の不登校に適切に対応するため、鶴山塾とポポロつやまで検討会議を定期開催するなど、連携を強化します。	学校教育課 生涯学習課
適応指導教室「ポポロつやま」	適応指導教室「ポポロつやま」において、不登校児童への支援を実施します。活動を充実するための体制整備を行うとともに、不登校児童が在籍している学校との情報交換を積極的に行い、適切な支援の実施に努めます。	学校教育課
津山市教育相談センター「鶴山塾」	津山市教育相談センター「鶴山塾」において、電話や面接で教育相談を行うとともに、課題を抱えた児童生徒に対する通塾支援・訪問支援を実施します。 休日相談等、利用者の相談しやすい体制を整備するとともに、関係諸機関との連携会議の開催や中学校卒業後の高校との連携を図るなど、相談・支援の充実に努めます。	生涯学習課

中目標3 子どもを取り巻く有害環境への対策

➤ 基本的施策1 思春期保健対策

10代の自殺や性行動、飲酒・喫煙等、青少年の非行が社会問題化する中、取り返しのつかない事態の発生を予防するため、心身両面での成長著しい思春期の子どもたちの特性を踏まえた適切な対応が必要です。

子どもたち自らが健康に関心を持ち、より良い将来を生きることができるよう、妊娠・出産・育児に関する正しい知識や、飲酒・喫煙、薬物等の危険性に関する知識の普及を進めます。

<関連事業>

事業	内容	担当課
思春期保健等対策	学校保健委員会等との連携の下、思春期保健や飲酒・喫煙等の防止に関する知識の普及に努めます。	健康増進課
薬物乱用等防止	関係機関と連携し、児童生徒対象の薬物乱用防止教室等を開催するとともに、リーフレットの配布等を通じた保護者への啓発を併せて実施します。	学校教育課

➤ 基本的施策2 消費生活・情報モラル教育の推進

スマートフォン等の普及に伴い、その長時間利用による生活リズムの乱れやインターネットを通じた個人情報の流出、オンラインゲーム等での高額な課金等が全国的に問題となっています。

情報機器との正しい付き合い方についての情報モラル教育や、子どもの発達段階に応じた消費者教育を実施するとともに、大人も含め、広報紙等を通じた幅広い啓発を進めます。

<関連事業>

事業	内容	担当課
消費生活講座	子どもたちが個人情報の流出や悪質商法などのトラブルに巻き込まれないよう、教育機関等と協力し、情報モラル教育を含めた消費者教育を推進します。 また、保護者や地域住民に対しても広報紙等で啓発します。	環境生活課
情報モラル教育	非行や犯罪被害の防止のため、児童生徒への学校での情報モラル教育の充実を図り、家庭と連携してスマートフォン等の安全な使用（ルール作り）についての取組を推進します。	学校教育課
情報モラルの地域への啓発	津山っ子を守り育てる市民の会、津山圏域中学校生徒指導担当者、学校等で、情報メディアに関する研修会を実施して注意を喚起するとともに、広報紙を利用して地域住民への啓発を行います。	生涯学習課

2 楽しく子育てできるまちづくり

中目標1 母親の健康を確保する

➤ 基本的施策1 妊産婦等への保健医療の充実

母親や胎児が健康を保持し、安心して妊娠・出産し、子育てができる環境づくりが必要です。

妊婦健康診査の受診の徹底や各種サービスの利用案内、妊婦向けの講座の充実を図るとともに、母子健康手帳交付時や妊婦学級など、直接母親やその家族と関わる機会を通じて妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みを把握し、継続的に支援していけるよう、関係機関や地域との連携に努めます。

また、子どもを産むことを望みながら、不妊症や不育症のために子どもに恵まれない夫婦に対し、その治療費等の一部を助成します。

<関連事業>

事業	内容	担当課
妊婦一般健康診査	妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するため、計 14 回の健康診査を実施します。	健康増進課
妊婦への妊娠・出産に関する知識等の啓発	母子健康手帳交付時に、「母子健康手帳副読本」等のパンフレットを活用し、妊娠・出産に関しての正しい知識の啓発に努めるとともに、妊娠期から利用できるサービス等の利用について案内します。 また、アンケート「育児のおたずね」や保健師による面接を実施し、育児の不安や負担感の軽減を図るほか、サポートが必要な妊婦には、妊娠期から継続した支援を行います。	健康増進課
妊婦ぽんぽこ学級	妊婦とその夫を対象とした「妊婦ぽんぽこ学級」を実施し、助産師の講話や沐浴・妊婦体験・泣き声体験などを通じて、妊娠・出産に関する知識の普及や相談体制の整備に努めます。 また、男性も積極的に育児に参加できるよう啓発を行います。	健康増進課
不妊・不育治療支援事業	体外受精や顕微授精（特定不妊治療）を受けた夫婦及び医療保険適用外の不育治療を受けた夫婦に対して助成を行います。	健康増進課

中目標2 子育てに係る経済的支援や子育てと仕事の両立に向けた支援

➤ 基本的施策1 多様な子育て支援サービスの充実

誰もが安心して子育てができるよう、各種の経済的支援や多様な子どもの預かりサービスの充実が必要です。

子ども医療費の助成、児童手当の支給等により、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

また、近年、女性の就業率の増加にみられるように女性の社会進出が進み、仕事に就きながら子育てをする方が増えています。こうした社会状況に鑑み、各種の保育需要に対応できるよう、休日・延長保育事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ、病児・病後児保育事業、ショートステイ事業など、多様な預かりサービスを実施します。

<関連事業>

事業	内容	担当課
児童手当・特例給付	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成に資することを目的として、中学校修了までの子どもを養育する親に児童手当・特例給付を支給します。	こども課
子ども医療費 公費負担制度	中学校修了までの子どもの入通院にかかる保険診療の自己負担分を公費で助成します。	こども課
放課後児童健全 育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後児童クラブにおいて、昼間、保護者が就労等でいない児童に対して適切な遊びと生活の場を提供し、健全育成を行います。小学校区ごと（一部は全学区対応）に、保護者による運営委員会又は法人が設置したクラブに市が委託して実施しており、運営や施設の充実、支援員の資質向上を図ります。	こども課
延長保育	公郷保育所を除く全園において延長保育事業を実施します。 午後7時以降の延長については、保護者のニーズやファミリー・サポート・センター事業等とのバランスを取りながら引き続き検討します。	こども課
休日保育	休日に、保護者が仕事や病気などのため、家庭で児童の保育ができない場合に、保護者に代わって保育園（所）で保育を実施します。 休日保育のニーズを把握し、適切に対応します。	こども課
一時預かり事業 (幼稚園型)	幼稚園児を対象として保護者が就労・看護・介護などに該当する場合に通常の保育終了後から園児を預かります。	こども課
一時預かり事業 (一般型)	保護者が急な用事などで保育ができない時や、在宅で育児をしている保護者がリフレッシュしたい時などに、昼間、保育園（所）で一時的に預かり、必要な保育を行います。	こども課
病児・病後児保育 事業 (医療機関型)	病児・病後児について、医療機関に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を実施します。高い保護者ニーズに対応するため、実施医療機関の増加に努めます。	こども課
病児・病後児保育 事業 (体調不良児対応型)	保育園（所）で保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、保育所入所児に対する保健的な対応や地域の子育て家庭や妊産婦等に対する相談支援を実施します。	こども課
ファミリー・サポート ・センター事業	乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。 地域全体で子育て支援を行う意識啓発に取り組むとともに、公開講座やサブリーダー会を開催し、会員組織のより一層の充実や連携強化に努めます。	こども課
子育て支援施策 実施のための連 携・調整	子育て支援施策の総合的かつ円滑な実施に向け、市内全域の子育て支援関連情報の集約化に努めるとともに、関係部局間の情報共有や連携・調整を緊密に行います。	こども課

(次ページへ続く)

事業	内容	担当課
子育て短期支援事業	保護者の病気その他の理由で、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、委託施設において宿泊を伴った一時預かりを行います。 本事業が広く市民に認知されるよう啓発に努めます。	こども子育て相談室

➤ 基本的施策 2 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等の自立のためには、総合的で細やかな支援策の推進が必要です。

多岐にわたる相談内容に適切に対応するため、相談窓口での支援の質・量の向上や関係機関等との連携強化による相談体制の整備を図るとともに、各種福祉資金の貸付や児童扶養手当、遺児激励金の支給、ひとり親家庭等医療費の助成等による経済的支援や就労支援の推進、生活支援の充実等ひとり親家庭等の自立支援を行います。

※本施策については、第5章6「ひとり親家庭等の自立支援」(P.70～72 参照)で、「津山市ひとり親家庭等自立促進計画」として掲載しています。

<関連事業>

事業	内容	担当課
ひとり親家庭等の相談体制の充実	年々多様化・複雑化するひとり親等からの相談内容に適切に対応するため母子父子自立支援員を配置し、適正な人材の確保に努めるとともに、研修等への積極的参加により、人材の育成を図ります。 また、関係機関等との連携を強化し、相談支援の質・量の充実に努めることで、ひとり親家庭等への総合的な支援のための相談支援体制を整備します。	こども課
ひとり親家庭等への自立支援	母子家庭、父子家庭及び寡婦等を対象とした母子・寡婦福祉資金制度や父子福祉資金制度等により、生活の場の整備等を総合的に推進し、経済的な自立が図られるよう支援します。	こども課
児童扶養手当	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童の健全な成長と生活の安定、自立の促進のため、児童扶養手当を支給します。	こども課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親と児童等の医療費を一部公費負担します。	こども課
ひとり親家庭の父や母の就労支援	ひとり親が就職に有利な資格を取得するため、「高等職業訓練促進給付金等事業」や「自立教育訓練給付事業」を実施し、職業能力の開発や向上を支援します。 また、「自立支援プログラム策定事業」により、個々の状況に即して求職活動を支援し、ハローワーク等と連携し児童扶養手当受給者の早期就職を支援することで、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。	こども課

(次ページへ続く)

事業	内容	担当課
ひとり親家庭等に対する子育て情報の提供	ひとり親に対する子育て情報や支援施策、支援活動に関する広報啓発活動に積極的に取り組みます。 また、母子寡婦福祉会の活動を支援し、母子・父子及び寡婦の福祉の増進に努めます。	こども課

中目標3 市のサービス周知や相談体制の充実

➤ 基本的施策1 子育て支援に係る情報提供と相談体制の充実

家庭で喜びや楽しさを感じながら子育てするためには、子育てに関する正しい知識や利用できる子育て支援サービス等の情報提供と相談体制の充実が必要です。

それぞれの利用者にとって適切な支援策が提供できるよう、乳児家庭訪問や育児相談、地域子育て支援センター、親子ひろば「すくすく」などの取組により、妊娠・出産・子育ての各局面で不安や悩みについて相談ができる場を整備するとともに、関係機関との連絡・調整を図りながら子育て支援のコーディネート機能を高めます。

また、広報紙、ホームページ等を活用し、適切かつタイムリーな関連情報の提供に努めます。

さらに、婚姻率の低下や平均初婚年齢の上昇傾向が全国的な傾向となっている中、独身男女の出会いの場づくりにも取り組みます。

<関連事業>

事業	内容	担当課
利用者支援事業	津山すこやか・こどもセンター及び支所において、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	こども課
子育て支援センター	地域子育て支援センターで、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を設け、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 園開放や出前保育は定着しつつあり、今後は、子育てについての相談や情報の提供についてさらなる充実を図ります。	こども課
つどいの広場事業 (親子ひろば「すくすく」)	親子ひろば「すくすく」において、3歳未満の乳幼児をもつ保護者が気軽に育児について相談したり、保護者同士で交流したりする場を提供します。 スタッフの質の向上や、子育てに関する講習の定期的開催、関係施設との連携に努めます。	こども課
子育て支援情報、イベント情報等の提供	広報紙、ホームページ、子育て・健康情報コーナー（すこやか・こどもセンター1階入口付近）等を活用し、保育園（所）や幼稚園をはじめとする子育て支援サービスや各種の給付、また、児童館、保育園（所）、幼稚園等で実施される誰でも参加できる行事等の情報を提供します。	こども課

(次ページへ続く)

事業	内容	担当課
児童相談窓口の周知	児童相談窓口の周知徹底を図るため、広報紙、ホームページ等による啓発や、関係機関への啓発チラシの配布を行います。 また、毎年 11 月の児童虐待防止月間に合わせ、広報で特集記事を掲載して重点的に啓発を行います。	こども子育て相談室
乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立化を防ぐため、原則として4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、その家庭において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。	健康増進課
育児相談・指導	保護者の育児不安を軽減するため、乳幼児健診、定例の育児相談等の相談・指導の場を継続的に開催し、乳幼児の発育・発達の確認や支援を行います。	健康増進課
電話相談	定例日の育児相談に来られない方でも、いつでも気軽に相談し、育児不安を軽減することができるよう、電話相談を行います。	健康増進課
出会いの場づくり	津山圏域内の事業所等に勤務する独身男女への交流の場の提供等に取り組み、結婚や圏域内への定住を推進します。	津山広域事務組合

➤ 基本的施策 2 養育支援の必要な家庭への援助と児童虐待防止の対策

養育上の諸問題を抱える家庭や児童虐待案件に対しては、問題を深刻化させないために速やかな対応が求められます。

養育支援の必要な家庭には、養育に関する相談や助言を行い、必要な支援を提供します。

また、児童虐待を防止するため、養育支援の必要な家庭を早期に把握し必要な対策を講じる発生予防に努めるとともに、庁内関係部局の情報共有や津山市要保護児童対策地域協議会の活用による関係機関との連携強化により、虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

<関連事業>

事業	内容	担当課
児童虐待防止に向けた庁内関係部局や関係機関との連携強化	近年増加し、複雑化する児童虐待案件に対応するため、関係部局が情報共有し、保育園(所)・幼稚園、小・中学校や乳幼児の家庭における要保護児童の早期発見や保護に努めます。 また、「津山市要保護児童対策地域協議会」を活用して関係機関との連携を一層強化し、役割分担の明確化や情報共有による的確な支援を図ります。	生活福祉課 こども課 こども子育て相談室 健康増進課 学校教育課
被虐待児童の見守りの強化	被虐待児の所属する保育園(所)・幼稚園や小学校・中学校・高校と連携し、該当児童の学校生活の様子などの生活実態の把握に努め、継続的支援を行います。	こども課 こども子育て相談室 学校教育課

(次ページへ続く)

事業	内容	担当課
要保護児童への迅速かつ適切な支援	要保護児童への迅速かつ適切な支援を行うため、ケース検討会議等を継続して開催し関係部局間の情報共有を行うとともに、関係機関との連携を図ります。	生活福祉課 こども課 こども子育て相談室 健康増進課 学校教育課
養育支援訪問事業	個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図るため、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や様々な原因で養育支援が必要となっている家庭を訪問し、具体的な養育に関する指導・助言等を実施します。	健康増進課

中目標 4 親育ちや家庭教育向上への支援

➤ 基本的施策 1 家庭教育への支援

家庭教育はすべての教育の出発点であり、家庭での有意義な時間の確保や家庭での学習習慣の定着に向けた保護者主導の取組が求められます。

子どもたちの基礎学力や教養・情操の向上を図るとともに、基本的な生活習慣や他人への思いやり、社会的マナーなどを家族とのふれあいの中で身につけられるようにするため、家庭学習の必要性の啓発や家庭教育の教育力向上への支援を地域全体で進めます。

<関連事業>

事業	内容	担当課
チャレンジ・ハッピーデー	子どもたちの生活がテレビやゲームなどに縛られず、家庭での有意義な時間を創り出す働きかけとしての「チャレンジ・ハッピーデー」の取組を推進します。	学校教育課
げんぼくんの家庭学習	リーフレット「げんぼくんの家庭学習」を活用し、家庭学習の必要性の啓発や学習習慣の定着をめざした取組を実施します。	学校教育課
読書活動の推進	乳幼児の保護者に対し、重点的に読み聞かせや読書の重要性を啓発し、家庭教育の支援につながる子どもの読書活動を推進します。	生涯学習課
つやまっ子家庭教育推進事業	家庭教育力の向上を図るとともに、一人一人の親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信をもって子育てに取り組んでいく契機となるよう、小中学校での親学講座、幼稚園での家族ふれあい教室など、親に対する学習機会を提供します。	生涯学習課
保護者向け読み聞かせ講座等の開催	家庭や地域での読書活動のきっかけづくりのため、子どもの親や祖父母に対する読み聞かせ講座や子育て・孫育て講座等を開催します。	図書館
定例読み聞かせ会等の開催	家庭での読書習慣の定着を図るため、図書館司書やボランティアによる子どもに対する定例読み聞かせやおはなし会等を開催します。	図書館

3 子ども・子育てを支える地域力づくり

中目標1 子どもの生きる力を育む地域力の向上

➤ 基本的施策1 学校教育との連携

子どもたちの豊かな成長を支えるため、学校と保護者や地域の方々が知恵を出し合い、緊密な連携の下で運営していくなどして、地域と共にある学校づくりが求められます。

地域社会全体で学校や子どもたちの活動を支援するため、学校評議員制度の体制整備や学校支援ボランティアの活用、地域の特徴を生かした豊かな体験活動、学校からの情報発信、学校評価の公開を進めるなど、地域住民等が地域資源を活用しながら学校運営に参画・協力する取組を進めます。

<関連事業>

事業	内容	担当課
開かれた学校づくり	開かれた学校づくりを進めるための学校評議員制度等の体制整備や、学校からの情報発信、学校評価の公開を推進します。	学校教育課
My Town つやま活用事業	小・中学校において、郷土学習・自然体験・生活体験活動を推進し、地域の人材や津山洋学資料館、津山郷土博物館を始めとする地域資源を積極的に活用し、地域に根差した学校づくりに取り組みます。	学校教育課
学校支援地域本部事業	地域の教育力を学校教育に生かすため、地域コーディネーターを配置し、学校の要望に応じて学校支援ボランティアを派遣することにより、開かれた学校づくりと地域の人間関係づくりを進めます。	生涯学習課
学校支援ボランティア	学校の学習活動や登下校時の見守りなどの支援を行う、学校支援ボランティアの活動内容の充実等を図ります。	生涯学習課

➤ 基本的施策2 地域による教育力向上

子どもたちにとって、幅広い世代の大人や他地域の子どもとの交流、地域におけるスポーツ、武道等の経験は、社会で生きていく力を養う上で重要な役割を果たします。

親子での体験活動や郷土歴史学習、地域住民による学習の場の提供、地域住民等により運営されるスポーツ活動など、学校の外にも多様な学びや交流の機会を創出します。

<関連事業>

事業	内容	担当課
親子の学校	親子で共通の体験活動や地域学習を実施し、親子の絆を深め、郷土への関心や郷土愛を育むとともに、地元企業見学、郷土歴史学習などを通じて地域を支える人材の育成につなげていきます。	生涯学習課

(次ページへ続く)

事業	内容	担当課
げんぼくんわくわく 寺子屋事業	子どもたちの学力向上と地域の人間関係づくりを進めるため、休日等に公民館等を利用し、地域の大人たちによる寺子屋を開催します。	生涯学習課
PTA 研修会の開催	PTA 活動の促進や情報交換を図るため、PTA 会員を対象とした講演などの研修機会を提供します。	生涯学習課
総合型地域スポーツ クラブ支援事業	住民の健康づくりをはじめとするスポーツ振興やコミュニティ振興のため、総合型地域スポーツクラブに対して継続的に支援を行います。	スポーツ課
スポーツ指導者 研修事業	スポーツ指導者の資質向上のため、体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員協議会等の体育組織の協力を得て、参加者のニーズを把握しながら継続的に研修を実施します。	スポーツ課
チャレンジクラブ	スポーツを通じた親子のふれあいの場を提供していくため、チャレンジクラブ(親子を対象としたスポーツ教室)の内容等の充実を図ります。	スポーツ課
スポーツ推進委員 派遣事業	小中学校PTA、地域老人クラブ等からのスポーツ、健康体操等の指導要請に応じて、スポーツ推進委員を随時派遣します。	スポーツ課
スケート助っ人事業	小中学校、地域子ども会等のアイススケートの指導要望に応えるため、「スケート助っ人事業」を実施します。	スポーツ課
スポーツ・武道 振興事業	スポーツ・武道関連の教室が市内各所で開設されている中、スポーツ・武道のさらなる普及拡大に向け、体育協会の各加盟団体や津山武道学園を中心とした推進活動に取り組みます。	スポーツ課

➤ 基本的施策3 子どもを有害環境や犯罪、事故から守る取組

子どもたちの健やかな成長を確保するため、犯罪や交通事故から守ることが必要です。

学校、PTA、地域、行政等と緊密な連携を図り、防犯等の意識高揚を図るとともに、登下校の見守りや街頭指導、青色防犯パトロール、不審者情報の提供、交通安全教室などの取組を進めます。

<関連事業>

事業	内容	担当課
自主防犯組織 活動支援事業	子どもが、誘拐、わいせつ事件等の犯罪被害や、こうした犯罪の前兆となるような声かけ事案の被害に遭うことがないよう、津山警察署管内防犯連合会を通じて情報提供を行うなど、青色防犯パトロールを行う自主防犯組織の活動を支援します。	環境生活課
防犯灯設置費 補助事業	住民の防犯意識を高め、夜間の犯罪や事故等を未然に防ぐ地域社会づくりに寄与するため、町内会による防犯灯の設置費用の一部を補助します。	環境生活課

(次ページへ続く)

事業	内容	担当課
交通安全啓発事業	子どもを交通事故から守るため、交通指導員が保護者と連携して学校などで安全な歩行や自転車の乗り方などを指導する交通安全教室を開催します。 また、チャイルドシートやシートベルトの全席着用徹底など、市民の交通安全意識の高揚を図るため、広報や市内巡回指導を実施します。	環境生活課
禁煙・分煙の啓発	美作保健所等との連携の下で研修等を開催し、愛育委員会を中心に禁煙・分煙の啓発のための青少年への声かけ活動を強化します。	健康増進課
不審者対策及び登下校の安全確保	年々増加している不審者からの犯罪被害を防止し、子どもが安全に登下校できるよう、見守り隊や少年サポートセンターなどとの連携や防犯教室の開催、県警との連携による不審者情報のメール（つやま学校園安心安全・お知らせメール）の配信を行います。	学校教育課
不審者情報の提供	津山市青少年育成指導委員に不審者情報を提供し、地域での巡回指導を強化します。	生涯学習課
規範意識の向上促進	学校問題相談窓口連絡会を月1回開催し、青少年育成センターと連携を図りながら、必要に応じて各学校に指導員を派遣します。	学校教育課 生涯学習課
街頭指導活動等の推進	子どもを犯罪の被害から守るとともに、健全育成活動を推進していくため、街頭指導をはじめとする各種事業について関係団体と連携して実施します。また、地域での取組が主体となるため、各地域団体への情報提供等の支援を行います。	生涯学習課

中目標2 子育て家庭に対する地域や企業の支援体制等の強化

➤ 基本的施策1 仕事と生活の調和実現に向けた取組

共働き家庭の割合が増加するなど、子育て環境が変化する中であっても、子育て家庭が精神的にも時間的にもゆとりをもって子育てに取り組み、子どもとのふれあいを大切にできるよう、仕事と生活の調和の実現が必要です。

企業を対象とした講習会や広報紙等により、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）推進のための意識改革や制度改善を促す啓発を進めるとともに、男性の子育て参加意識の高揚に向けた取組も強化します。

<関連事業>

事業	内容	担当課
男女共同参画等意識啓発	男女共同参画社会の実現や、子育て等の場面における固定的な性別役割分担意識の改善に向けた広報・啓発に取り組みます。	人権啓発課
ワーク・ライフ・バランスの啓発	個人や事業者を対象として、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進するための講習会を実施します。	人権啓発課

（次ページへ続く）

事業	内容	担当課
男性の子育て参加促進	男性の子育て参加の促進に向け、意識の改善のための広報や啓発イベントの実施に取り組みます。	人権啓発課
誰もが働きやすい職場環境づくり	誰もが働きやすい勤務形態や休業制度の普及・促進のため、関係行政機関等の情報を掲載した広域行政ホットニュース等による企業労務担当者への啓発や広報を定期的の実施します。	津山広域事務組合

➤ 基本的施策2 地域による子育て家庭への支援強化

子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるためには、地域ぐるみで子育て支援を行うことが必要です。

ファミリー・サポート・センターなどの取組により、子育て支援を担う地域人材の活用・育成を推進するとともに、母親クラブ、親子クラブなどの子育て団体と愛育委員・栄養委員、民生委員・児童委員、町内会等、他団体との世代間交流を図るなど、地域全体で子育て家庭への支援強化や子育て家庭相互の助け合いのきっかけづくりに努めます。

<関連事業>

事業	内容	担当課
ファミリー・サポート・センター事業の普及	ファミリー・サポート・センター事業の充実のため、交流会や講座を開催し、会員相互の親睦や保育・育児のスキルアップを図ります。 また、会員でない方も参加できる講座の開催等を通じて子育てに有意義な情報を発信し、事業の広報と会員増加を図ります。	こども課
子育てに関する意識啓発	広報紙、ホームページ等を活用し、子育ての重要性や喜び、地域ぐるみでの子育て支援の必要性等について啓発します。	こども課
愛育委員・栄養委員と親子クラブとの交流事業等	公民館を拠点とし、健康福祉まつり等の行事に合わせ、愛育委員・栄養委員、町内会等と親子クラブによる世代間交流を図ります。	健康増進課
地域での育児相談	愛育委員・栄養委員により、地域で安心して子育てができるよう育児相談等の支援を行います。	健康増進課

➤ 基本的施策3 安全・安心な生活環境の整備

子育てする上で、日々、安全・安心で快適に過ごし、外出できる環境づくりが必要です。

子育て世帯に適した住戸を利用できる環境や、安全な道路、公園等の整備を図ります。また、妊産婦や小さな子どもを連れた方が安心して外出できるよう、公共施設や一定規模以上の建物での段差解消、ベビールーム設置等の取組に加え、こうした方々への地域住民の配慮や理解を促進し、ハード・ソフト両面でのバリアフリーやユニバーサルデザインを推進します。

<関連事業>

事業	内容	担当課
バリアフリー化の推進(指導・設計)	「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、市への届出の対象となる特定都市施設新築等について、整備基準に適合させるよう指導を行います。 また、条例の主旨を十分考慮し、整備基準に適合させ、バリアフリー等に配慮した設計を行います。	都市計画課
安全な道づくり	道路建設に当たり、工作物等による死角をつくらないよう地域住民や警察等関係行政機関と協議を行い、構造、配置等を考慮し、見通しの確保に努めます。	都市計画課
公園樹木剪定	一定の公園緑地について、伸張した樹木の枝等を剪定し、見通しの確保に努めます。	公園緑地課
子育て世帯対応住戸の拡充	市営住宅における子育て世帯に対応した住戸の拡充を図ります。	建築住宅課

中目標3 「地域力」を高めるネットワークづくり

➤ **基本的施策1 子育て支援団体等の育成・支援と連携等の強化**

子ども・子育て支援の輪を全市的に広げるためには、多様な組織や人材などの地域資源の育成・支援を図るだけでなく、それらを有機的に結び付ける取組が必要です。

子育て支援サービスを担う団体等への個別支援の強化やこれらの団体等の未設置地域への新設等を図るとともに、団体間の連携・交流を促進し、それぞれが有する情報・ノウハウの共有や各種課題の協働による解決をめざします。

また、これらの地域の子ども・子育て支援がより効率的・効果的かつ継続的な取組となるよう、庁内関係部局間や関係機関との情報共有や連携強化に努めます。

<関連事業>

事業	内容	担当課
民生委員・児童委員による支援ネットワークの強化	安心して子育てができ、子どもが健やかに育つ地域社会づくりのため、各地区民生委員児童委員協議会の活動計画に基づき、学校、子ども会等との連携を図っていくなど、地域全体で子どもや子育て家庭を支えるための支援ネットワークの充実に取り組みます。	生活福祉課
母親クラブ	子育てや家庭、地域での生活の問題など、子どもを取り巻く様々な問題について、地域ぐるみの協力を得て解決を図るとともに、会員相互の親睦や世代間交流を深めるため、母親クラブの活動を促進します。	こども課
未就園児対象支援サービスのネットワーク化	地域の子育て支援センターを中心に、親子ひろば、児童館や保育園(所)、幼稚園も含めた市全体の未就園児対象支援サービス担当者の情報交換と交流を図り、ネットワーク化を促進します。	こども課

(次ページへ続く)

事業	内 容	担当課
親子クラブ	子どもや保護者同士が交流し、子育ての悩みや喜びを分かち合い、楽しく子育てができるよう、地域ぐるみで子育てを進める自主グループ「親子クラブ」の設置を促進します。また、会員数が年々減少しているクラブや、地域の他組織との関わりが少ないクラブもあるため、地域と連携しながら活動できるようサポートします。	健康増進課
愛育委員・栄養委員の声かけ訪問	愛育委員・栄養委員の声かけ訪問により、地域ぐるみの子育て支援の環境づくりに努めます。	健康増進課
問題行動等の防止に向けた連携強化	児童生徒の問題行動等の防止を図るため、地域や健全育成団体、児童相談所、青少年育成センター等の関係機関との行動連携や、家庭・保護者との連絡・連携の充実を図ります。	学校教育課
子ども会ジュニアリーダー・シニアリーダーの育成	津山市子ども会連合会ジュニアリーダー・シニアリーダーの育成のため、上部団体が主催する研修会を積極的に利用するとともに、地域行事への参加機会を提供し、子ども会リーダーとしての資質向上と併せて、地域子ども会との連携を図ります。	生涯学習課
青少年健全育成活動	津山市青少年育成指導委員、津山っ子を守り育てる市民の会、市内中・高等学校生徒指導連絡協議会等多数の関係機関と定期的に情報交換を行い、組織別又は合同で青少年健全育成活動を行います。	生涯学習課

4 評価指標

本章1から3までで示した次世代育成支援対策の主要な取組について、20の指標を設定し、毎年度進捗状況を点検・評価します。

※『第5章2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」』並びに『第5章3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」』も本計画の目標事業量を表しています。

■基本目標1 子どもが笑顔で育つまちづくり

	関 連 ページ	指標名	実績値 (平成 25 年度)		中間目標値 (平成 29 年度)	最終目標値 (平成 31 年度)
1	28	乳幼児健康診査受診率	乳児	98.8%	100%	100%
			1 歳 6 か月	99.3%	100%	100%
			3 歳	96.6%	100%	100%
2	28～29	乳幼児（3 歳児）の朝食摂取率	92.8%		100%	100%
3	29～30	保育園（所）の待機児童数	0 人		0 人	0 人
4	30～32	学力・学習状況調査（4 教科）で 県の平均点を上回った教科数	2 教科		4 教科	4 教科
5	30～32	放課後子ども教室設置数	16 教室		17 教室	18 教室
6	30～32	保育園（所）・幼稚園、小中学校等 への図書貸出数	60,284 冊		62,000 冊	64,000 冊
7	33～34	幼児を対象とする療育訓練実施 延べ人数	2,541 人 (実利用者 89 人)		2,670 人 (実利用者 95 人)	2,800 人 (実利用者 100 人)
8	33～34	不登校出現率	小学校	0.29% (県 0.45%)	県平均未滿	県平均未滿
			中学校	2.06% (県 2.62%)	県平均未滿	県平均未滿

■基本目標2 楽しく子育てできるまちづくり

	関 連 ページ	指標名	実績値 (平成 25 年度)	中間目標値 (平成 29 年度)	最終目標値 (平成 31 年度)
9	36	妊婦一般健康診査受診率	80%	85%	85%
10	36～38	放課後児童クラブのクラス数	34 クラス	37 クラス	37 クラス
11	36～38	一時預かり事業実施保育園（所）数	15 園	17 園	17 園
12	36～38	ファミリー・サポート・センター 会員数	1,003 人	1,070 人	1,100 人
13	38～39 70～72	ひとり親家庭相談サポート件数	1,157 件	1,190 件	1,230 件
14	38～39 70～72	ひとり親家庭就労支援者数	27 人 (高等職業 4 人、自立教育 2 人、 就労支援 21 人)	33 人	35 人
15	39～40	乳児家庭への訪問率	99.4%	100%	100%
16	40～41	養育支援を必要とする家庭への 訪問率	100%	100%	100%
17	41	小中学校での親学講座、保育園 (所)・幼稚園での家族ふれあい教 室の参加者数	4,868 人	5,000 人	5,100 人

■基本目標3 子ども・子育てを支える地域力づくり

	関 連 ページ	指標名	実績値 (平成 25 年度)	中間目標値 (平成 29 年度)	最終目標値 (平成 31 年度)
18	42	郷土学習のための施設等への訪問 を実施した小学校数	27 校	全 27 校	全 27 校
19	42	学校支援地域本部設置小中学校数	22 校	28 校	全 35 校
20	44～45	ワーク・ライフ・バランス講習会 開催回数	2 回	2 回以上	2 回以上

第5章 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策等

1 教育・保育の提供区域の設定

(1) 区域設定の考え方

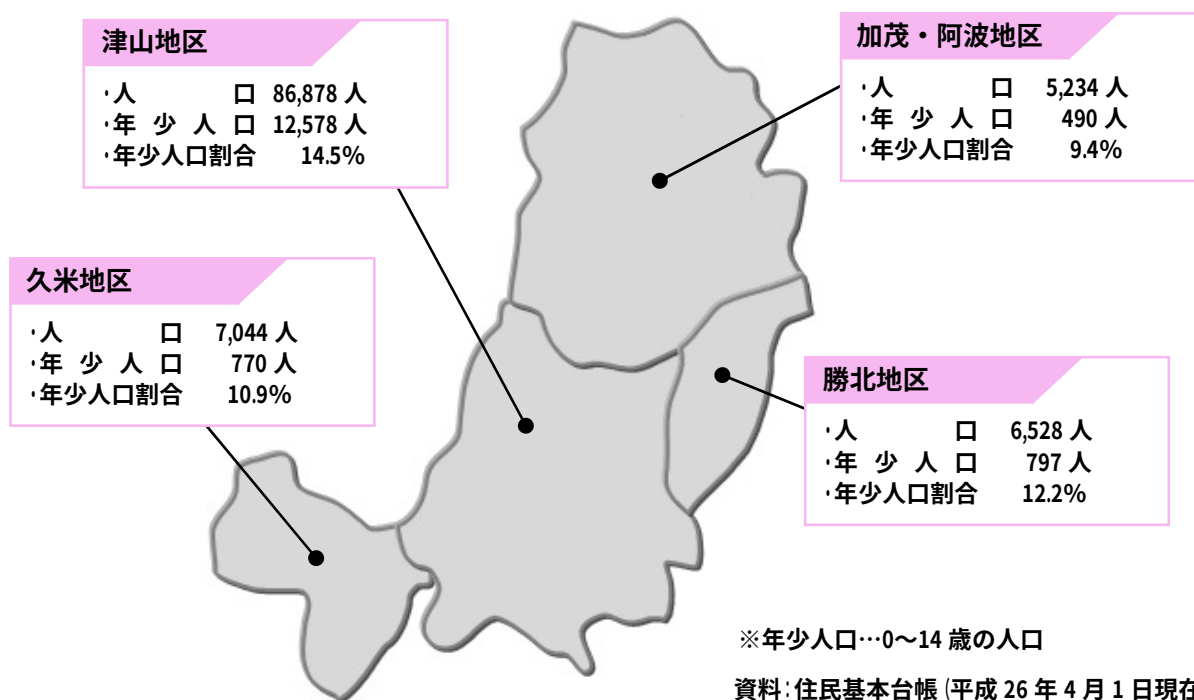
市町村の子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業〔次ページ参照〕の現在の利用状況や保護者の利用希望を踏まえた「量の見込み」（利用ニーズ）を設定し、これに対応するための具体的な提供方針としての「確保の内容とその実施時期（以下「確保方策」）」を定めることとされています。

また、この「量の見込み」と「確保方策」を定める単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域である「教育・保育提供区域（以下「提供区域」）」を定める必要があります。

本市では、以上を踏まえ、市町村合併前の旧市町村の単位を基礎として、「津山地区」「加茂・阿波地区」「勝北地区」「久米地区」の4つの提供区域を設定します。

なお、地域子ども・子育て支援事業では、事業の性質などから、4地区で一体的に確保方策を定めるものもあります。

■津山市略図



(2) 各地区の教育・保育等の施設（事業）の状況

平成 26 年 4 月 1 日現在

施設（事業）		津山地区	加茂・阿波地区	勝北地区	久米地区
教育	私立幼稚園数 （定員）	3 園 (625 人)	—	—	—
	公立幼稚園数 （定員）	12 園 (1,365 人)	1 園 (105 人)	—	—
保育	私立保育所数 （定員）	22 園 (2,380 人)	1 園 (70 人)	—	—
	公立保育所数 （定員）	1 園 (120 人)	1 園 (30 人)	1 園 (200 人)	2 園 (200 人)
主な地域子ども子育て支援事業	子育て支援拠点事業	3 箇所	—	1 箇所	1 箇所
	子育て短期支援事業	3 施設	—	—	—
	ファミリー・サポート ・センター	1 箇所	—	—	—
	一時預かり事業 （幼稚園）	5 園	1 園	—	—
	一時預かり （保育園（所））	12 園	1 園	1 園	1 園
	延長保育事業	23 園	1 園	1 園	2 園
	病児・病後児保育事業 （医療機関）	1 箇所	—	—	—
	放課後児童クラブ	20 クラブ (27 クラス)	1 クラブ (1 クラス)	2 クラブ (2 クラス)	4 クラブ (4 クラス)
その他	児童館	2 館	2 館	—	—
	放課後子ども教室	14 教室	—	1 教室	1 教室

2 幼児期の学校教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて、その年齢や保育の必要性の状況に応じて以下の3つの区分のいずれかに認定し、その認定区分に応じて教育・保育等のサービスを提供します。

■認定区分

認定区分	内 容	利用施設
1号	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望する就学前子ども (教育標準時間認定)	幼稚園・認定こども園
2号	満3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育認定)	保育園(所)・認定こども園
3号	満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育認定)	保育園(所)・認定こども園・ 地域型保育(※)

※小規模保育(利用定員6人以上19人以下)、家庭的保育(利用定員5人以下)、事業所内保育(主として従業員の子どもに保育を提供)、居宅訪問型保育(居宅において1対1の保育を提供)の4種類

(1) 1号認定(幼稚園等)

<確保方策の考え方>

公立施設の定員については、私立幼稚園等の定員を踏まえて設定します。

また、2号認定の幼稚園利用のニーズには、私立幼稚園全園及び一部の公立幼稚園で実施している預かり保育により対応します。〔P.78 参照〕

なお、勝北地区及び久米地区については、津山市立教育・保育施設再構築計画に基づく公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行により対応を図ります。

[単位:実利用人数/年]

津山地区(単位)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要利用定員総数(人))	742	736	728	728	714
うち2号で幼稚園希望が強い	75	75	74	74	73
②確保方策					
特定教育・保育施設	340	448	448	448	448
(利用定員(人)) 確認を受けない幼稚園	420	295	295	295	295
②－①	18	7	15	15	29

加茂・阿波地区 (単位)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		20	20	20	18	17
うち 2 号で幼稚園希望が強い		6	6	5	5	5
②確保方策	特定教育・保育施設	30	30	30	30	30
(利用定員 (人))	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
②－①		10	10	10	12	13

勝北地区 (単位)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		14	13	14	13	14
うち 2 号で幼稚園希望が強い		1	1	1	1	1
②確保方策	特定教育・保育施設	0	0	15	15	15
(利用定員 (人))	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
②－①		▲ 14	▲ 13	1	2	1

久米地区 (単位)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		5	5	5	4	4
うち 2 号で幼稚園希望が強い		2	2	2	1	1
②確保方策	特定教育・保育施設	0	0	5	5	5
(利用定員 (人))	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
②－①		▲ 5	▲ 5	0	1	1

(2) 2号認定・3号認定(保育園(所)等)

<確保方策の考え方>

津山地区では、平成 30 年度までニーズが定員を超過する状況が継続すると見込まれますが、この間、定員を増加させる園がある半面、ニーズは減少傾向が見込まれ、最終年度の平成 31 年度以降は定員がニーズを上回る状況になるものと想定しています。

また、他地区については、当初からほぼすべての年度で定員がニーズを上回る状況です。

なお、最低基準を満たすことを前提に、一定の範囲内で利用定員を上回る受入が可能となる「定員弾力化」措置があるほか、地区を越えての利用もあるため、いずれの地区も計画期間中の受入に支障は生じません。〔P.78～79 参照〕

[単位:実利用人数/年]

津山地区(単位)		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		1,503	897	297	1,489	883	290	1,473	863	284
		計 2,697			計 2,662			計 2,620		
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育	1,478	770	252	1,477	791	262	1,489	800	265
	・保育施設 (※)	計 2,500			計 2,530			計 2,554		
②－①		▲ 197			▲ 132			▲ 66		
津山地区(単位)		平成 30 年度			平成 31 年度					
		2 号	3 号		2 号	3 号				
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳			
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		1,474	842	277	1,446	822	270			
		計 2,593			計 2,538					
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育	1,500	806	265	1,508	808	265			
	・保育施設	計 2,571			計 2,581					
②－①		▲ 22			43					

※新制度における公費(「施設型給付」)の給付対象として、子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項の規定に基づく市町村長の「確認」を受けた施設(本市の該当施設:保育園(所)及び認定こども園)

加茂・阿波地区(単位)		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		52	39	7	54	36	7	51	36	7
		計 98			計 97			計 94		
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育	55	35	8	53	34	8	53	34	8
	・保育施設	計 98			計 95			計 95		
②－①		0			▲ 2			1		
加茂・阿波地区(単位)		平成 30 年度			平成 31 年度					
		2 号	3 号		2 号	3 号				
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳			
①量の見込み (必要利用定員総数(人))		47	35	7	44	34	6			
		計 89			計 84					
②確保方策 (利用定員(人))	特定教育	53	34	8	53	34	8			
	・保育施設	計 95			計 95					
②－①		6			11					

勝北地区 (単位)		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		102	42	9	94	43	9	98	42	9
		計 153			計 146			計 149		
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育 ・保育施設	135	45	10	140	45	10	140	45	10
		計 190			計 195			計 195		
②－①		37			49			46		
勝北地区 (単位)		平成 30 年度			平成 31 年度					
		2 号	3 号		2 号	3 号				
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳			
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		94	40	8	97	38	8			
		計 142			計 143					
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育 ・保育施設	140	45	10	140	45	10			
		計 195			計 195					
②－①		53			52					

久米地区 (単位)		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		133	51	11	135	44	11	134	44	10
		計 195			計 190			計 188		
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育 ・保育施設	130	57	13	130	57	13	130	57	13
		計 200			計 200			計 200		
②－①		5			10			12		
久米地区 (単位)		平成 30 年度			平成 31 年度					
		2 号	3 号		2 号	3 号				
		3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳			
①量の見込み (必要利用定員総数 (人))		117	43	10	106	42	10			
		計 170			計 158					
②確保方策 (利用定員 (人))	特定教育 ・保育施設	130	57	13	130	57	13			
		計 200			計 200					
②－①		30			42					

3 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。〔P.79 参照〕

<確保方策の考え方>

津山すこやか・こどもセンター、加茂支所、勝北支所及び久米支所の4箇所において、引き続き、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や子育てに関する相談等を実施し、利用者の支援を進めます。

特に、津山すこやか・こどもセンターでは、本市の子ども・子育て支援の中核的施設として、関連情報の集約・発信や関係施設・機関との連絡調整に努めます。

[単位:必要施設数]

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
津山地区	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
加茂・阿波地区	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
勝北地区	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
久米地区	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
量の見込み・合計	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
確保方策 (箇所数)	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。〔P.80 参照〕

<確保方策の考え方>

私立保育園1園、公立保育所3園及び親子ひろば「すくすく」の5箇所において、引き続き、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場やイベント等の交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談への対応や地域への出前保育等を実施し、子育て支援を進めます。

[単位:延べ利用人数/月]

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
津山地区	2,968 人日	2,912 人日	2,847 人日	2,777 人日	2,711 人日
加茂・阿波地区	76 人日	72 人日	71 人日	69 人日	67 人日
勝北地区	218 人日	219 人日	214 人日	205 人日	194 人日
久米地区	278 人日	254 人日	249 人日	241 人日	239 人日
量の見込み・合計	3,540 人日	3,457 人日	3,381 人日	3,292 人日	3,211 人日
確保方策(箇所数)	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。〔P.80 参照〕

<確保方策の考え方>

医療機関等への委託による実施を継続し、対象者の確実な受診に向けた勧奨に努め、母子の健康の確保と経済的負担の軽減を図ります。

[単位:延べ利用人数/年]

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
津山地区	9,009 人回	8,800 人回	8,591 人回	8,382 人回	8,173 人回
加茂・阿波地区	231 人回	231 人回	231 人回	209 人回	209 人回
勝北地区	451 人回	440 人回	418 人回	396 人回	396 人回
久米地区	396 人回	385 人回	363 人回	363 人回	363 人回
量の見込み・合計	10,087 人回	9,856 人回	9,603 人回	9,350 人回	9,141 人回
確保方策					
実施場所	県内委託契約医療機関等		実施体制	左記機関等への委託	
検査項目	妊婦一般健康診査 (尿化学検査、血液検査、超音波検査等)		実施時期	随時	

※見込み量は、対象となる実人数×一人当たり健診回数

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。〔P.81 参照〕

<確保方策の考え方>

本市所属保健師を中心とした訪問と地域の愛育委員による訪問の体制を継続し、すべての対象家庭への実施をめざすとともに、子育てに関する様々な不安や悩みの解消に努め、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。

[単位:実利用人数/年]

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
津山地区	777 人	758 人	741 人	723 人	706 人
加茂・阿波地区	20 人	19 人	19 人	19 人	18 人
勝北地区	39 人	38 人	37 人	35 人	33 人
久米地区	33 人	33 人	32 人	31 人	31 人
量の見込み・合計	869 人	848 人	829 人	808 人	788 人
確保方策					
実施体制	直営 (保健師対応・一部委託)		実施機関	市	
委託団体等	保健師・助産師・看護師・保育士・愛育委員				

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。〔P.81 参照〕

<確保方策の考え方>

本市所属保健師による訪問を継続し、すべての対象家庭への実施をめざすとともに、個々の家庭が抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ります。

[単位:実利用人数/年]

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
津山地区	135 人	135 人	135 人	135 人	135 人
加茂・阿波地区	3 人	3 人	3 人	3 人	3 人
勝北地区	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
久米地区	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
量の見込み・合計	150 人	150 人	150 人	150 人	150 人
確保方策					
実施体制	直営(保健師対応)		実施機関	市	

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ））です。（P.81 参照）

<確保方策の考え方>

児童の養育に支障が生じないように、現在委託している3つの福祉施設による受入体制を維持します。

[単位:延べ利用人数/年]

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
津山地区	30 人日	30 人日	29 人日	29 人日	28 人日
加茂・阿波地区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
勝北地区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
久米地区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
量の見込み・合計	30 人日	30 人日	29 人日	29 人日	28 人日
確保方策 (箇所数)	30 人日	30 人日	29 人日	29 人日	28 人日

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。〔P.82 参照〕

<確保方策の考え方>

依頼会員の居住地区に関わりなく利用できる体制の強化や、他の事業では対応できないような細やかで多様な一時預かり等のニーズが充足されるよう、制度の周知啓発による会員組織の一層の拡大を図ります。

[単位:延べ利用人数/年]

津山地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	978 人日	962 人日	946 人日	926 人日	910 人日
確保方策	978 人日	962 人日	946 人日	926 人日	910 人日

加茂・阿波地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	42 人日	42 人日	36 人日	36 人日	36 人日
確保方策	42 人日	42 人日	36 人日	36 人日	36 人日

勝北地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	68 人日	62 人日	57 人日	57 人日	47 人日
確保方策	68 人日	62 人日	57 人日	57 人日	47 人日

久米地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	62 人日	62 人日	57 人日	57 人日	57 人日
確保方策	62 人日	62 人日	57 人日	57 人日	57 人日

(8) 一時預かり事業

保護者が急な用事などで保育ができない時や、在宅で育児をしている保護者がリフレッシュしたい時などに、主として昼間において、幼稚園、保育園（所）その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です（「幼稚園型」は、幼稚園が従来行ってきた「預かり保育」に該当します）。〔P.82～83 参照〕

① 一時預かり事業（幼稚園型）

<確保方策の考え方>

現在、津山地区では私立3園と公立2園、加茂・阿波地区では公立1園で実施しており、現体制で対応可能です。

勝北地区及び久米地区については、津山市立教育・保育施設再構築計画に基づく公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行と一時預かり事業（幼稚園型）の実施により対応を図ります。

[単位:延べ利用人数/年]

津山地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	28,337 人日	28,064 人日	27,768 人日	27,780 人日	27,246 人日
1号利用	7,615 人日	7,541 人日	7,462 人日	7,465 人日	7,322 人日
2号利用	20,722 人日	20,523 人日	20,306 人日	20,315 人日	19,924 人日
確保方策	28,337 人日	28,064 人日	27,768 人日	27,780 人日	27,246 人日

加茂・阿波地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,882 人日	1,952 人日	1,836 人日	1,696 人日	1,603 人日
1号利用	258 人日	267 人日	251 人日	232 人日	219 人日
2号利用	1,624 人日	1,685 人日	1,585 人日	1,464 人日	1,384 人日
確保方策	1,882 人日	1,952 人日	1,836 人日	1,696 人日	1,603 人日

勝北地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	404 人日	372 人日	386 人日	372 人日	382 人日
1号利用	29 人日	27 人日	28 人日	27 人日	27 人日
2号利用	375 人日	345 人日	358 人日	345 人日	355 人日
確保方策	▲ 404 人日	▲ 372 人日	385 人日	372 人日	382 人日

久米地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	448 人日	457 人日	454 人日	394 人日	359 人日
1号利用	11 人日	11 人日	11 人日	10 人日	9 人日
2号利用	437 人日	446 人日	443 人日	384 人日	350 人日
確保方策	▲ 448 人日	▲ 457 人日	454 人日	394 人日	359 人日

② 一時預かり事業（一般型等）

<確保方策の考え方>

保育園（所）の一時預かり事業は全地区で実施されており、必要に応じて実施園の拡大を検討します。

※ファミリー・サポート・センターの考え方については、（７）（P.60）に記載しています。

[単位：延べ利用人数/年]

津山地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	11,913 人日	11,708 人日	11,474 人日	11,242 人日	10,985 人日
確保方策	11,913 人日	11,708 人日	11,474 人日	11,242 人日	10,985 人日
保育園(所)での一時預かり	11,190 人日	10,947 人日	10,689 人日	10,436 人日	10,156 人日
ファミリー・サポート・センター	723 人日	761 人日	785 人日	806 人日	829 人日

加茂・阿波地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	104 人日	95 人日	93 人日	95 人日	94 人日
確保方策	104 人日	95 人日	93 人日	95 人日	94 人日
保育園(所)での一時預かり	92 人日	83 人日	81 人日	82 人日	81 人日
ファミリー・サポート・センター	12 人日	12 人日	12 人日	13 人日	13 人日

勝北地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	187 人日	182 人日	182 人日	175 人日	172 人日
確保方策	187 人日	182 人日	182 人日	175 人日	172 人日
保育園(所)での一時預かり	175 人日	170 人日	170 人日	162 人日	159 人日
ファミリー・サポート・センター	12 人日	12 人日	12 人日	13 人日	13 人日

久米地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	242 人日	235 人日	232 人日	212 人日	201 人日
確保方策	242 人日	235 人日	232 人日	212 人日	201 人日
保育園(所)での一時預かり	227 人日	220 人日	216 人日	197 人日	186 人日
ファミリー・サポート・センター	15 人日	15 人日	16 人日	15 人日	15 人日

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園（所）等で保育を実施する事業です。〔P.83 参照〕

<確保方策の考え方>

公郷保育所を除く全保育園（所）で実施しており、引き続きニーズの充足に努めます。

[単位:実人数/年]

津山地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	888 人	875 人	861 人	850 人	832 人
確保方策	888 人	875 人	861 人	850 人	832 人

加茂・阿波地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	22 人	22 人	21 人	20 人	19 人
確保方策	22 人	22 人	21 人	20 人	19 人

勝北地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	27 人	26 人	26 人	25 人	25 人
確保方策	27 人	26 人	26 人	25 人	25 人

久米地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	49 人	48 人	47 人	43 人	41 人
確保方策	49 人	48 人	47 人	43 人	41 人

(10) 病児・病後児保育事業

病児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。〔P.84 参照〕

<確保方策の考え方>

現在、医療機関1箇所で、生後8か月の乳児から小学校低学年までを対象として実施していますが、共働き世帯の増加等に伴うニーズの高まりに対応するため、できる限り早期に1箇所の追加を図ります。

[単位:延べ利用人数/年]

地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
津山地区	1,945 人日	1,917 人日	1,886 人日	1,863 人日	1,823 人日
加茂・阿波地区	39 人日	39 人日	38 人日	36 人日	34 人日
勝北地区	71 人日	69 人日	68 人日	66 人日	65 人日
久米地区	94 人日	91 人日	90 人日	82 人日	78 人日
量の見込み・合計	2,149 人日	2,116 人日	2,082 人日	2,047 人日	2,000 人日
確保方策(箇所数)	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2,箇所

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。〔P.84 参照〕

<確保方策の考え方>

児童福祉法の改正により、平成 27 年度から小学校 4 年生以上も受入対象となることが明示されるとともに、設備及び運営に関する基準の条例化により、児童の良好な生活環境の確保・改善等の必要性が一層高まることから、施設等の充実や円滑なクラブ運営に向けた支援を図ります。

[単位:実人数/年]

津山地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,201 人	1,173 人	1,161 人	1,128 人	1,113 人
1～3年生	955 人	929 人	925 人	893 人	884 人
4～6年生	246 人	244 人	236 人	235 人	229 人
確保方策	1,201 人	1,173 人	1,161 人	1,128 人	1,113 人
1～3年生	955 人	929 人	925 人	893 人	884 人
4～6年生	246 人	244 人	236 人	235 人	229 人

(次ページへ続く)

加茂・阿波地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	56 人	48 人	41 人	42 人	42 人
1～3年生	45 人	38 人	30 人	31 人	33 人
4～6年生	11 人	10 人	11 人	11 人	9 人
確保方策	56 人	48 人	41 人	42 人	42 人
1～3年生	45 人	38 人	30 人	31 人	33 人
4～6年生	11 人	10 人	11 人	11 人	9 人

勝北地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	78 人	72 人	67 人	63 人	57 人
1～3年生	61 人	55 人	51 人	48 人	44 人
4～6年生	17 人	17 人	16 人	15 人	13 人
確保方策	78 人	72 人	67 人	63 人	57 人
1～3年生	61 人	55 人	51 人	48 人	44 人
4～6年生	17 人	17 人	16 人	15 人	13 人

久米地区	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	75 人	73 人	70 人	72 人	72 人
1～3年生	59 人	57 人	54 人	57 人	58 人
4～6年生	16 人	16 人	16 人	15 人	14 人
確保方策	75 人	73 人	70 人	72 人	72 人
1～3年生	59 人	57 人	54 人	57 人	58 人
4～6年生	16 人	16 人	16 人	15 人	14 人

4 幼児期の教育・保育の一体的提供と推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園とは、幼児教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。そのため、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園は、地域の子育てを支援する役割も担っており、園に通っていない子どもの家庭であっても、子育て相談や親子の交流の場への参加が可能です。

国では、平成24年8月に公布された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」により、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを有する単一の施設に改め、認可・指導監督を一本化するなど、認定こども園の普及を進めています。

現在、本市に認定こども園は設置されていませんが、保育園（所）・幼稚園利用者のうち就労状況が変わった方への対応を図る上で有効な施設であり、多様な教育・保育ニーズに適切に応じられるよう、津山市立教育・保育施設再構築計画の内容や私立の各施設の意向を踏まえながら認定こども園の設置を検討していきます。

特に、幼保連携型認定こども園については、国が普及を推進しているところであり、本市でも移行を検討する施設に対して必要な支援を行うなどして円滑な移行を推進します。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

子育てを取り巻く環境は日々変化しています。核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民から子育てに対する助言や支援が得にくく、また共働き家庭の増加や非正規雇用割合の高まりなど、社会経済状況の変化も相まって、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

このような状況にあっても、保護者が子育ての第一義的責任をもち、家庭が教育の原点であり出発点であるとの認識の下、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、子ども・子育て支援施策の中核的事業である教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を強力に推進していく必要があります。

① 教育・保育の役割等

幼児期の子ども・子育て支援の中核となる保育園（所）・幼稚園では、受け入れる乳幼児の対象年齢や保育時間、保護者の就労状況に違いはありますが、国が定めている「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」の中で示されているとおり、教育のねらい及び内容は平成20年3月からほぼ統一されています。そのため、養護と教育が一体となった質の高い保育実践を推進し、すべての子どもが望ましい保育を等しく受けられる環境づくりに努めます。（幼保連携型認定こども園を設置した場合は、「幼保連携型認定こども園教育・保

育要領」に基づき、すべての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育を総合的に提供します。)

また、各施設の役割や特長を十分発揮して幼児期の学校教育・保育の質の向上を図るとともに、各園における地域の子育て支援のセンター的機能と役割を強化し、多様化する保育ニーズに適切に対応していきます。

さらに、「津山市における幼児教育の理念と展望」(P.23参照)でうたわれているように、人生の最初期の教育を津山で受けることの意味の大きさを考え、一人一人の子どもにとっての最善の利益とは何かを常に念頭におき、地域の実情に応じた教育・保育環境の整備を進めます。

② 地域子ども・子育て支援事業の役割等

地域子ども・子育て支援事業については、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭と子どもを対象に、子どもの健やかな成長の保障と保護者の子育て相談や保護者同士での交流等のニーズの充足をめざし、妊娠・出産期から学童期までの切れ目のない支援を提供するため、関連事業の質と量の向上を図るとともに、特別な支援の必要な保護者や子どもに適切な支援が行き届くよう、保護者や地域の協力を得ながら支援体制の充実を図ります。

(3) 地域における教育・保育及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、保育園(所)及び幼稚園等と小学校等との連携の推進方策

本市では、平成20年4月の機構改革により発足した「こども保健部」が、保育園(所)と幼稚園に関わる業務を一括して担い、一体的・総合的な幼児教育・保育の推進を図ってきました。具体的な取組としては、平成21年3月に取りまとめた「これからの津山市の幼児教育のあり方について」の理念を受け継いで平成25年3月に作成した「津山市における就学前教育・保育カリキュラム」に基づき、保育園(所)と幼稚園、また、公立と私立の別なく、すべての施設でこのカリキュラムの活用と検証に取り組んでいます。これらの積み重ねや合同研修、公開保育の実施により、津山市における教育・保育内容の統合と水準の向上を図ります。

また、発達や学びの連続性を踏まえ、保育園(所)・幼稚園における教育・保育から小学校における教育へと円滑に移行できるよう、保育士・幼稚園教諭と小学校教諭の合同の研修会を実施しているほか、市内の保育園(所)・幼稚園・小学校(以下、「保幼小」という。)には保幼小連携の担当者を配置しており、各地域で交流・連携が進められています。今後も保幼小合同での研修等により、相互の教育・保育内容に関する情報交換や課題の共有を行う場づくりを進めるとともに、障害や不登校など、特別な支援の必要な子どもが切れ目のない支援を受けられるよう、連携を強化していきます。

なお、本市では、地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業等)のうち、事業所内保育事業が4箇所で開催されていますが、現状ではこれらの特定地域型保育事業(新制度における公費の給付対象となる地域型保育事業)への移行や新規参入等による新設は見込まれていません。今後、特定地域型保育事業の実施を希望する事業者があり、その必要性が認められる場合は、実施に向けて支援を検討します。

5 子ども・子育て支援事業計画の円滑な運用に向けた取組

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市では、産後の休業や育児休業明けに希望に応じて円滑に保育園（所）等の保育事業を利用できるよう、これらの休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を市のこども課や各支所、子育て支援センターで行っています。今後も、産後の休業や育児休業を安心して取得できるようにするため、本市の子育て支援サービスに関する情報の集約・提供と相談支援を充実していきます。

また、0～2歳児の保育園（所）利用希望が増えていることも考慮し、第5章2（P.52～55参照）の目標事業量に基づき、必要な保育環境の整備を進めていきます。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する岡山県が行う施策との連携

① 児童虐待防止対策の充実

平成24年度の全国の虐待死亡事例をみると、0歳児が約4割を占めており、妊娠期や出産後間もない時期の早い段階から虐待の発生予防と早期の対応が求められています。本市においても、要保護児童対策地域協議会を中心に、虐待の発生予防、早期発見、早期対応を進めており、庁内の関係部局、関係機関等との間での情報共有やケース対応に際しての連携を密に行っています。

今後も、妊婦及び乳幼児健康診査や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業等の取組を通じて養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭の把握に努め、必要に応じて児童相談所の機能を活用しながら、養育支援事業等の必要な支援につなげていきます。

また、専門性を有する職員の配置や県等が実施する講習会への職員の参加などを通じ、市の体制強化、職員の資質向上を図るほか、里親制度の広報、啓発等における県との連携により、地域における社会的養護の体制づくりを進めていきます。

② 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

※次項「6 ひとり親家庭等の自立支援」に記載しています。

③ 障害児施策の充実等

子どもの障害の早期発見及び療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児健康診査や学校における健康診断等を継続して推進するとともに、幼児・児童の発達についての保護者の不安や悩みに対しては、市の教育相談や保育園（所）・幼稚園での療育相談を行うほか、保健所の総合相談の活用等、連携を図ります。

また、障害児等の特別な支援が必要な子どもの個々の自立に向けた生活支援と集団生活への適応をめざし、保健所と共同で家庭訪問を実施し育児支援に当たるとともに、児童発達支

援事業や津山市特別支援教育推進センター通級指導教室幼児部（西・北小学校）等による療育や教育を推進します。

保育園（所）・幼稚園における特別な支援が必要な子どもの保育については、人員配置の充実をめざすほか、保育士、幼稚園教諭等の資質や専門性の向上を図るため、特別支援教育に関する研修会や巡回指導を実施するとともに、特別な配慮が必要な子ども一人一人に対して個別の教育支援計画・指導計画を作成し、障害の程度に応じた適切な支援やインクルーシブ教育を進めます。

発達障害等のある子どもに対する必要な支援が円滑に行われるためには、発達障害等に関する社会的理解を広げる必要があります。そのため、発達障害や障害児への福祉・教育施策についての啓発活動の推進にも努めます。

（３）労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

「男女共同参画社会」や「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現に向け、個人や事業者を対象とした啓発講座等を実施します。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた企業や団体等の取組について、全国の優良事例を情報提供していくとともに、国や県の認証・認定制度や表彰制度の紹介や推薦のほか、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組もうとする事業者へのアドバイザー派遣などを検討し、事業者の自主的な取組を促進します。

また、津山広域事務組合と連携を図りながら、「広域行政ホットニュース」への掲載などを通じ、これらの事業の広報・啓発活動に積極的に取り組みます。

さらに、延長保育や休日保育といった多様な保育サービスの充実や放課後児童クラブの拡充など、様々な働き方に対応した子育て支援サービスの推進・啓発にも努めます。

6 ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭等（母子・父子家庭及び寡婦）の子どもの健やかな成長を確保するため、ひとり親家庭等の自立を支援し、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的として、本項を「津山市ひとり親家庭等自立促進計画」とします。

ひとり親家庭等の自立のためには、子育てや生活支援とともに、就労支援等の総合的で細やかな支援策の推進が必要であり、本計画では、5つの視点に基づいて自立支援施策を展開し、計画的な推進を図ることとします。

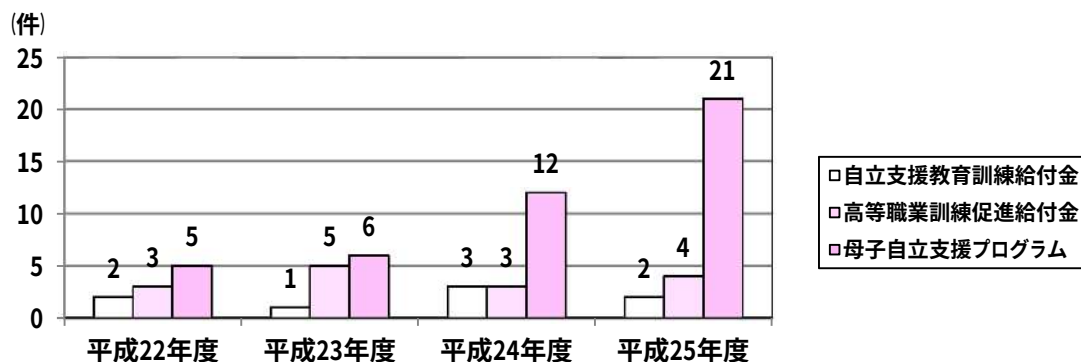
（１）就労支援の充実

ひとり親家庭が自立した生活を送るためには、より良い雇用条件で就業し、安定した収入を確保することが必要です。

就職に有利な資格取得に向け、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業を実施し、職業能力の開発や向上を支援します。

また、個々のニーズや事情に即した就職活動が円滑に進むよう、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら早期就職を支援し、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。

■就労に係る自立支援事業の実施件数



（２）子育てや生活支援の推進

ひとり親家庭等が安心して生活するためには、子育てや家事と仕事が両立する環境が必要です。

保育園（所）への優先入所や保育料負担の軽減など、多様なニーズに対応した子育て支援施策の充実を図ります。

また、DV被害者が安心して生活できる場の確保など、生活面での支援を行います。

(3) 相談体制の充実と積極的な情報提供

ひとり親家庭等には、養育費等の離婚に関わること、子育て、仕事、DVなどの様々な悩み事や困り事について気軽に相談できる体制が必要です。

現在、津山すこやか・こどもセンターに母子父子自立支援員を配置し、スキルアップを図りながら相談しやすい環境を提供しているほか、弁護士による無料法律相談も実施しています。

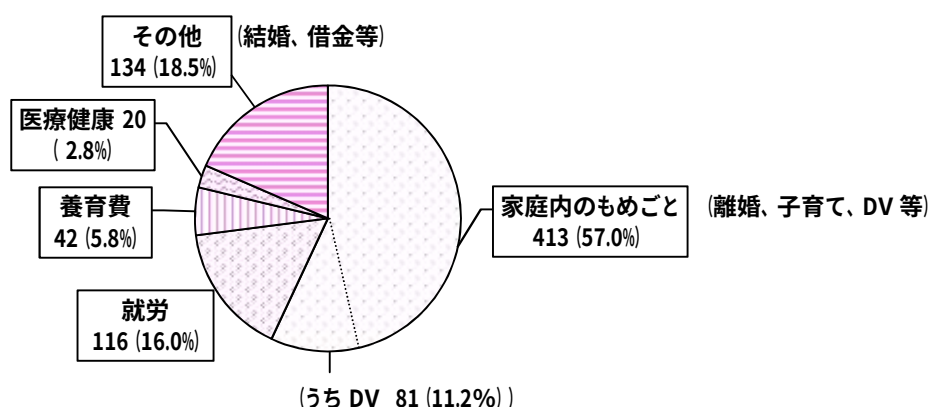
今後も、ひとり親家庭等のニーズにあった情報や支援制度が漏れなく提供されるよう、相談機能を強化するとともに、庁内関係部局や岡山県等の関係機関との連携を深め、総合的な相談支援の質・量の充実を図ります。

また、ひとり親家庭に対する子育て情報や支援施策、支援活動に関する広報活動に積極的に取り組みます。

■津山市における母子父子自立支援員への相談状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談件数 (件)	1,160	848	990	1,157	

■相談件数のうち、生活一般の相談内容 (平成 25 年度) [単位: 件]



(4) 経済的支援の推進

ひとり親家庭等の経済的自立を図るためには、就労支援に加え、各種の福祉制度の活用が必要です。

岡山県の母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度等の各種福祉資金の貸付や児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費の助成、遺児激励金の支給等に関する情報提供や制度の有効活用を促進します。

■児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費公費負担制度にみるひとり親家庭等の推移

区分(単位)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
世帯総数(世帯)		43,775	43,914	44,110	44,262	44,485
児童扶養手当 (世帯)	母子世帯	1,125	1,112	1,116	1,106	1,096
	父子世帯	68	90	108	102	96
	養育者	9	9	5	3	2
	計	1,202	1,211	1,229	1,211	1,194
ひとり親家庭等 医療(人)	親	1,081	1,040	985	1,013	1,002
	児童	1,372	1,734	1,582	1,629	1,588
	計	2,453	2,774	2,567	2,642	2,590

※世帯総数は各年度 4 月 1 日の世帯数

※児童扶養手当の受給者数は各年度末の人数(高校三年生の年齢到達による資格喪失を反映したもの)

※ひとり親家庭等医療費の受給者数は各年度末の人数(高校三年生の年齢到達による資格喪失を含まない)

※各制度の平成 26 年度は見込みの数

(5) 当事者同士の交流と支援者との連携

ひとり親家庭等の孤立を防ぐためには、同様の境遇にある方々との交流や情報交換の場づくりが必要です。

母子寡婦福祉会の活動を支援し、当事者同士の交流や仲間づくりなどに取り組んでいきます。

また、小学校区で母子福祉協力員を委嘱することで、身近な地域でも気軽にひとり親家庭等の相談を受けることができる環境づくりを行います。

第6章 計画の推進体制

1 内部推進体制

本計画の策定に当たっては、「津山市子ども・子育て支援事業計画庁内策定会議」及び「津山市次世代育成支援庁内推進会議」の2つの庁内組織で素案等の検討・作成を行いました。平成27年度以降は、これらを統合して「津山市子ども・子育て支援事業計画推進会議（仮称）」を設置し、子ども・子育て支援施策の総合的・計画的な展開に向けて検討・調整を行います。

また、本計画は、次世代育成支援対策の行動計画及びひとり親家庭自立支援計画としても位置付けられ、広範な分野の施策を掲げているため、こども課を中心として関係部局との平素からの連絡・調整を密にし、横断的・多角的な視点をもって施策の推進に取り組みます。

2 関係機関・団体等との連携体制

本計画では、津山市が財源から運営までを単独で担って実施する施策のほか、国・県等からの財政的・技術的支援や各種団体からの協力を得て行う施策も多数予定しています。こうした諸施策の円滑な実施や内容の充実を図るため、関係機関・団体等との連携を一層強化します。

3 全市的な推進を図るための啓発等

本計画の基本理念である「子どもの笑顔があふれるまち」を実現するためには、各家庭をはじめ、地域住民や関係団体、企業等の多様な主体が子育てに関するそれぞれの役割を十分認識し、計画上の施策が地域全体の協力の下で実施される必要があります。そのため、ホームページ・広報紙への掲載や関係機関・団体等への配付、公共施設への設置等により、本計画の趣旨や取組内容の全市的な浸透を図ります。

また、これと併せ、子育て支援に対するニーズが適切に充足されるよう、市が実施するサービスの周知・啓発や各種の相談体制の充実に努めます。

4 計画の進行管理

本計画の基本目標や教育・保育等の事業の確保方策、各施策の事業目標の達成を図るためには、庁内関係部局や関係機関・団体等との連携強化による継続的な取組とともに、各施策の実施状況を定期的に把握・評価し、必要に応じて改善を図る体制が必要です。

平成27年度以降は、「津山市子ども・子育て審議会」や「津山市子ども・子育て支援事業計画推進会議（仮称）」で進行状況を確認・評価し、施策の着実かつ効果的な実施を図ります。

資料編

1	人口推計	75
2	就学前教育・保育等の実施状況等	78
3	市民実態調査	86
4	パブリックコメント	110
5	策定体制関係資料	111

1 人口推計

各年4月1日現在 [単位: 人]

全市合計	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		平成32年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0歳	454	416	443	405	433	395	423	385	413	376	403	366
1歳	469	437	460	427	449	416	438	406	427	395	417	386
2歳	496	424	469	435	460	425	449	415	438	404	427	393
3歳	479	422	493	421	466	430	457	420	446	410	435	399
4歳	454	462	473	417	487	415	460	424	450	415	439	404
5歳	488	434	451	458	471	414	484	411	457	421	448	411
6歳	512	434	480	423	443	447	463	404	475	401	449	410
7歳	475	463	508	435	476	424	440	447	459	405	472	402
8歳	543	461	474	460	508	433	476	422	440	445	459	403
9歳	520	449	545	454	475	453	508	427	476	416	440	440
10歳	499	506	515	446	540	451	471	450	504	424	472	413
11歳	532	481	499	503	516	443	540	449	471	448	504	422
12歳	548	501	522	476	491	499	507	439	531	445	463	443
13歳	548	503	547	500	521	476	490	498	506	439	530	444
14歳	519	530	549	501	548	498	522	474	491	497	507	437
15歳	505	500	518	524	549	495	548	493	522	469	490	492
16歳	532	540	509	502	522	527	553	498	552	495	526	471
17歳	533	504	531	539	508	502	522	527	553	497	552	495
18歳	508	485	493	480	491	512	470	477	482	501	510	473
19歳	519	501	495	494	480	488	479	521	459	485	471	510
20～39歳	11,167	10,936	10,838	10,592	10,547	10,297	10,298	10,003	10,048	9,779	9,856	9,534
40～64歳	16,304	16,660	16,105	16,432	15,965	16,201	15,895	16,104	15,770	15,961	15,586	15,817
65～74歳	6,572	7,370	6,731	7,535	6,789	7,602	6,747	7,648	6,748	7,611	6,772	7,577
75歳以上	5,433	9,866	5,490	9,923	5,536	10,014	5,555	9,985	5,590	10,041	5,587	10,086
年少人口	7,536	6,923	7,429	6,762	7,282	6,619	7,126	6,472	6,984	6,339	6,865	6,174
生産年齢人口	30,068	30,125	29,489	29,563	29,063	29,024	28,763	28,623	28,386	28,188	27,991	27,792
高齢人口	12,005	17,237	12,221	17,458	12,325	17,616	12,302	17,633	12,338	17,651	12,359	17,663
計	49,609	54,285	49,138	53,783	48,670	53,259	48,191	52,728	47,707	52,179	47,215	51,629
総人口	103,894		102,921		101,929		100,919		99,886		98,844	

津山地区	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		平成32年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0歳	405	372	396	362	387	354	378	345	370	337	361	328
1歳	419	386	410	378	400	368	391	360	381	351	373	342
2歳	440	368	416	384	408	376	398	367	388	358	378	349
3歳	406	369	438	364	414	379	406	371	396	361	386	352
4歳	397	410	398	365	430	360	406	375	398	366	388	357
5歳	421	387	394	407	396	362	427	357	404	372	396	363
6歳	450	372	413	375	387	395	388	352	418	346	395	361
7歳	407	384	447	372	411	375	384	394	385	351	416	346
8歳	469	380	406	382	447	370	410	372	384	392	385	349
9歳	439	387	471	374	408	376	448	364	411	367	385	387
10歳	439	418	435	383	467	370	404	372	445	361	408	364
11歳	446	406	439	415	435	380	467	368	404	369	444	358
12歳	461	424	438	402	431	411	427	377	459	364	398	366
13歳	460	427	460	424	437	401	430	411	426	377	458	364
14歳	434	463	460	426	460	423	437	400	431	410	427	376
15歳	429	426	432	458	457	422	458	419	435	396	429	406
16歳	457	447	434	430	437	462	463	425	464	421	440	399
17歳	457	427	457	448	433	430	437	462	463	425	463	422
18歳	416	418	422	404	422	424	400	407	404	438	428	403
19歳	437	413	406	430	412	416	413	436	392	418	395	449
20～39歳	9,527	9,360	9,259	9,064	9,005	8,833	8,826	8,596	8,632	8,404	8,497	8,218
40～64歳	13,428	13,760	13,335	13,620	13,283	13,480	13,252	13,432	13,208	13,359	13,089	13,288
65～74歳	5,204	5,927	5,293	6,050	5,326	6,083	5,285	6,103	5,249	6,076	5,268	6,023
75歳以上	4,087	7,416	4,158	7,492	4,202	7,606	4,230	7,630	4,284	7,689	4,282	7,749
年少人口	6,492	5,954	6,422	5,813	6,317	5,701	6,202	5,584	6,101	5,483	5,998	5,362
生産年齢人口	25,150	25,251	24,744	24,853	24,450	24,466	24,249	24,176	23,997	23,862	23,741	23,584
高齢人口	9,291	13,343	9,450	13,542	9,529	13,689	9,515	13,733	9,533	13,765	9,550	13,773
計	40,933	44,548	40,617	44,208	40,295	43,855	39,966	43,493	39,630	43,110	39,289	42,719
総人口	85,481		84,825		84,151		83,459		82,740		82,008	

加茂・阿波地区	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		平成32年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0歳	13	7	12	7	12	7	12	7	12	7	11	6
1歳	14	9	13	9	13	9	13	9	12	8	12	8
2歳	15	11	15	9	14	9	14	9	13	9	13	8
3歳	17	12	15	11	14	10	14	9	13	9	13	9
4歳	18	12	17	11	15	10	15	9	14	9	14	9
5歳	17	6	18	12	17	11	15	10	15	9	14	9
6歳	12	13	16	6	18	12	17	11	15	10	15	9
7歳	22	29	12	13	16	6	18	13	17	12	15	11
8歳	20	21	21	28	12	13	16	6	18	12	17	11
9歳	12	12	20	20	21	28	12	13	16	6	18	12
10歳	18	19	12	13	20	20	21	28	12	13	16	6
11歳	25	25	18	19	12	13	20	21	21	28	12	13
12歳	22	23	25	23	18	18	11	12	20	20	21	27
13歳	21	19	22	23	24	23	18	18	11	12	20	20
14歳	17	16	21	18	22	22	25	23	18	18	11	12
15歳	17	17	18	16	22	18	23	22	27	22	19	17
16歳	18	26	17	17	18	16	22	18	23	22	26	22
17歳	21	15	18	26	17	16	18	16	22	17	23	21
18歳	25	23	18	15	16	25	15	16	16	15	19	17
19歳	22	23	24	22	17	14	15	24	14	15	15	15
20～39歳	440	420	424	414	419	399	397	381	373	371	354	352
40～64歳	792	772	764	740	730	724	724	707	691	686	666	674
65～74歳	386	408	400	412	410	411	408	415	436	415	444	420
75歳以上	410	792	401	787	393	778	383	761	369	754	363	736
年少人口	261	233	257	223	249	211	240	196	228	181	222	170
生産年齢人口	1,335	1,297	1,283	1,249	1,240	1,213	1,213	1,183	1,165	1,149	1,122	1,118
高齢人口	796	1,200	801	1,199	803	1,189	791	1,177	805	1,169	807	1,156
計	2,392	2,729	2,341	2,671	2,293	2,613	2,245	2,556	2,199	2,499	2,151	2,443
総人口	5,122		5,012		4,905		4,801		4,697		4,594	

勝北地区	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		平成32年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0歳	18	21	18	20	17	19	16	18	16	18	15	17
1歳	19	23	19	23	19	22	18	21	17	20	16	19
2歳	15	25	20	23	19	23	19	22	18	21	17	20
3歳	26	17	14	25	19	23	18	22	18	22	17	21
4歳	16	22	26	16	14	23	19	22	18	21	18	21
5歳	22	23	16	21	26	16	14	22	19	21	18	20
6歳	29	21	22	23	16	21	26	16	14	22	19	21
7歳	23	22	28	22	22	24	16	21	25	16	14	22
8歳	33	30	23	22	29	21	22	24	16	21	26	16
9歳	30	24	32	30	23	22	28	21	22	24	16	21
10歳	24	37	29	24	32	30	23	22	28	21	21	23
11歳	35	24	24	38	29	25	32	30	23	22	28	22
12歳	36	27	35	25	24	38	29	25	31	31	22	22
13歳	38	24	36	27	35	25	24	38	29	25	31	31
14歳	36	28	39	24	37	27	35	25	24	39	29	25
15歳	33	35	37	28	39	25	37	27	36	25	25	39
16歳	26	35	32	35	36	28	38	25	36	27	35	25
17歳	31	36	26	34	32	34	36	27	38	24	36	26
18歳	37	31	29	35	24	34	30	34	34	27	36	23
19歳	33	34	36	28	28	32	23	31	29	31	32	25
20～39歳	542	580	517	559	502	542	478	523	458	510	440	499
40～64歳	1,024	1,017	989	983	966	952	952	944	934	934	912	905
65～74歳	463	487	481	522	481	526	483	536	482	514	478	518
75歳以上	420	777	421	763	423	764	415	748	409	757	414	758
年少人口	401	371	381	363	359	358	338	349	318	342	309	321
生産年齢人口	1,727	1,768	1,665	1,703	1,627	1,648	1,594	1,611	1,565	1,578	1,514	1,543
高齢人口	883	1,263	902	1,284	905	1,290	898	1,284	891	1,271	893	1,276
計	3,010	3,402	2,949	3,350	2,890	3,297	2,831	3,244	2,773	3,191	2,715	3,141
総人口	6,413		6,298		6,187		6,074		5,964		5,856	

久米地区	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		平成32年	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
0歳	17	16	17	16	16	16	16	15	16	15	16	15
1歳	17	18	17	18	17	17	17	17	17	16	17	16
2歳	26	20	18	18	18	17	18	17	18	16	18	16
3歳	30	24	26	21	19	19	19	18	19	18	18	17
4歳	22	18	31	24	27	21	20	19	19	18	19	18
5歳	28	18	22	18	32	25	27	22	20	19	20	19
6歳	21	28	28	19	22	19	32	25	28	22	20	20
7歳	23	28	21	28	28	20	22	19	31	26	27	23
8歳	22	30	23	28	21	29	28	20	22	20	31	26
9歳	40	26	21	30	23	28	20	29	27	20	22	20
10歳	18	31	39	26	21	30	22	28	20	29	27	20
11歳	25	27	18	31	40	26	21	30	23	28	20	29
12歳	29	27	25	27	18	31	39	25	21	30	22	28
13歳	30	33	30	27	25	27	18	31	40	25	21	30
14歳	32	23	30	32	30	26	25	26	18	30	40	25
15歳	26	21	31	22	30	31	30	25	25	25	18	29
16歳	31	31	26	21	31	22	30	31	29	25	25	25
17歳	25	26	31	31	26	21	31	22	30	31	30	25
18歳	30	14	23	25	29	30	24	20	29	21	28	30
19歳	27	32	30	14	23	26	28	30	24	21	29	21
20～39歳	658	576	638	556	621	523	597	503	584	494	565	464
40～64歳	1,059	1,111	1,017	1,090	986	1,045	967	1,022	937	982	920	951
65～74歳	520	549	557	551	571	581	571	594	582	606	582	616
75歳以上	516	881	510	882	518	866	526	846	528	840	528	843
年少人口	381	366	368	363	357	349	345	341	337	333	336	320
生産年齢人口	1,856	1,810	1,796	1,758	1,746	1,697	1,707	1,653	1,659	1,599	1,614	1,547
高齢人口	1,036	1,430	1,067	1,433	1,089	1,448	1,097	1,440	1,110	1,446	1,110	1,459
計	3,273	3,606	3,232	3,554	3,192	3,494	3,150	3,435	3,106	3,379	3,060	3,325
総人口	6,879		6,786		6,686		6,584		6,484		6,385	

2 就学前教育・保育等の実施状況等

(1) 就学前教育・保育

① 幼稚園（1号認定（2号認定で教育ニーズの強い者を含む））

各年5月1日現在

地区	区分(単位)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
津山	園数(園)	15(12)	15(12)	15(12)	15(12)	15(12)
	入園児童数(人)	798	726	689	678	641
加茂・阿波	園数(園)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)	2(2)
	入園児童数(人)	21	32	37	26	19
勝北	園数(園)	0	0	0	0	0
	入園児童数(人)	3	8	6	6	9
久米	園数(園)	0	0	0	0	0
	入園児童数(人)	5	2	5	5	3
園数計〔()内は公立〕(箇所)		17(14)	17(14)	17(14)	17(14)	17(14)
入園児童数計(人)		827	771	737	715	672

※公立のうち、加茂・阿波地区の1園（阿波幼稚園）は平成25年度から休園中

② 保育園（所）

■全地区

各年度3月31日現在（平成26年度は見込）

区分(単位)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
園数〔()内は公立〕(園(所))		28(5)	28(5)	28(5)	28(5)	28(5)
総定員数(人)		2,990	2,970	3,000	3,000	3,000
2号認定	3-5歳児(人)	2,041	1,976	1,956	1,942	1,996
3号認定	1-2歳児(人)	1,039	984	1,034	1,025	1,063
	0歳児(人)	346	349	347	323	364
入園児童数計(人)		3,426	3,309	3,337	3,290	3,423
定員総数に占める入園児童数(%)		114.6%	111.4%	111.2%	109.7%	114.1%

■津山地区

区分(単位)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
園数〔()内は公立〕(園)		23(1)	23(1)	23(1)	23(1)	23(1)
総定員数(人)		2,470	2,470	2,500	2,500	2,500
2号認定	3-5歳児(人)	1,646	1,603	1,609	1,611	1,666
3号認定	1-2歳児(人)	869	859	886	878	904
	0歳児(人)	309	300	305	296	329
入園児童数計(人)		2,824	2,762	2,800	2,785	2,899
定員総数に占める入園児童数(%)		114.3%	111.8%	112.0%	111.4%	116.0%

■加茂・阿波地区

区分 (単位)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
園数[() 内は公立] (園)		2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)
総定員数 (人)		120	100	100	100	100
2 号認定	3-5 歳児 (人)	81	71	62	64	61
3 号認定	1-2 歳児 (人)	49	27	36	42	37
	0 歳児 (人)	8	15	14	8	10
入園児童数計 (人)		138	113	112	114	108
定員総数に占める入園児童数 (%)		115.0%	113.0%	112.0%	114.0%	108.0%

■勝北地区

区分 (単位)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
園数[() 内は公立] (園)		1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
総定員数 (人)		200	200	200	200	200
2 号認定	3-5 歳児 (人)	157	143	146	134	129
3 号認定	1-2 歳児 (人)	56	44	52	54	45
	0 歳児 (人)	10	19	12	10	6
入園児童数計 (人)		223	206	210	198	180
定員総数に占める入園児童数 (%)		111.5%	103%	105%	99.0%	90.0%

■久米地区

区分 (単位)		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
園数[() 内は公立] (園)		2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
総定員数 (人)		200	200	200	200	200
2 号認定	3-5 歳児 (人)	157	159	139	136	140
3 号認定	1-2 歳児 (人)	65	54	60	60	77
	0 歳児 (人)	19	15	16	17	19
入園児童数計 (人)		241	228	215	213	236
定員総数に占める入園児童数 (%)		120.5%	114.0%	107.5%	106.5%	118.0%

(2) 地域・子ども子育て支援事業

① 利用者支援事業

津山すこやか・こどもセンター及び各支所で子育て支援事業等の情報提供や相談に応じています。

② 地域子育て支援拠点事業

各年度3月31日現在(平成26年度は見込)

地区	区分(単位)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
津山	実施箇所数(箇所)	3	3	3	3	3
	延べ利用者数(人)	—	870	912	884	778
加茂・阿波	実施箇所数(箇所)	0	0	0	0	0
	延べ利用者数(人)	0	0	0	0	0
勝北	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1
	延べ利用者数(人)	—	132	131	71	38
久米	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1
	延べ利用者数(人)	—	95	90	140	140
実施箇所数計(箇所)		5	5	5	5	5
延べ利用者数計(人)		—	1,097	1,133	1,095	939

※実績は、参加親の数(園解放、出前、相談、子育て講習会等を含む)の合計/12月

③ 妊婦健康診査

各年度3月31日現在(平成26年度は見込)

地区	区分(単位)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
津山	延べ受診者数(人回)	9,810	9,745	9,947	9,804	9,649
加茂・阿波	延べ受診者数(人回)	327	327	189	273	258
勝北	延べ受診者数(人回)	425	501	531	421	460
久米	延べ受診者数(人回)	556	480	519	399	357
受診延べ人数(人回)		11,118	11,053	11,186	10,897	10,724
母子保健手帳交付者総数(人)		1,020	1,014	948	956	960

〔参考〕乳幼児健康診査

各年度3月31日現在(平成26年度は見込)

区分	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
乳児健康診査	対象者(人)	993	924	909	846	863
	受診者(人)	939	879	890	836	840
	受診率(%)	94.6	95.1	97.9	98.8	97.3
1歳6か月児健康診査	対象者(人)	1,011	964	934	858	898
	受診者(人)	947	916	893	852	880
	受診率(%)	93.7	95.0	95.6	99.3	98.0
3歳児健康診査	対象者(人)	1,016	981	984	942	883
	受診者(人)	946	929	952	910	838
	受診率(%)	93.1	94.7	96.7	96.6	94.9

④ 乳児家庭全戸訪問事業

各年度3月31日現在(平成26年度は見込)

地区	区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
津山	訪問実人数(人)	651	654	690	715	716
加茂・阿波	訪問実人数(人)	19	19	20	20	14
勝北	訪問実人数(人)	37	37	39	40	33
久米	訪問実人数(人)	31	31	33	35	33
訪問実人数計(人)		738	741	782	810	796

⑤ 養育支援訪問事業等

各年度3月31日現在(平成26年度は見込)

地区	区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
津山	訪問実人数(人)	143	127	134	106	110
加茂・阿波	訪問実人数(人)	2	2	2	3	3
勝北	訪問実人数(人)	6	6	6	6	6
久米	訪問実人数(人)	5	5	5	6	7
訪問実人数計(人)		156	140	147	121	126

〔参考〕訪問事業全般

各年度3月31日現在(平成26年度は見込)

区分	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
妊婦訪問数	延べ訪問件数(件)	12	22	20	35	24
新生児訪問数	延べ訪問件数(件)	588	401	358	499	550
おめでとう訪問数	訪問人数(人)	534	415	462	504	430
未熟児訪問数	延べ訪問件数(件)	35	59	46	75	80
要フォロー児数	延べ訪問件数(件)	801	1,137	801	929	800
	うち養育支援訪問 件数(件)	156	140	147	121	126

⑥ 子育て短期支援事業

各年度3月31日現在(平成26年度は見込)

区分(単位)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数(箇所)	(未実施)		3	3	3
延べ利用者数(人日)			14	2	4

※実施箇所及び利用者は津山地区のみ該当

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（就学児童対象分） 各年度3月31日現在（平成26年度は見込）

地区	区分(単位)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
津山	延べ利用者数(人日)	970	495	967	1,039	949
加茂・阿波	延べ利用者数(人日)	0	0	0	0	0
勝北	延べ利用者数(人日)	0	33	23	0	30
久米	延べ利用者数(人日)	0	0	0	2	37
延べ利用者数計(人日)		970	528	990	1,041	1,016
会員数(人)		975	971	990	1,003	1,030
依頼会員数(人)		587	538	532	561	564
提供会員数(人)		249	304	338	330	366
両方会員数(人)		139	129	120	112	100

※未就学児の利用は⑧-2に掲載

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園型） 各年度3月31日現在（平成26年度は見込）

区分(単位)		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
津山	実施箇所数[()内は公立](園)	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)	5(2)
	延べ利用者数(人日)	10,719	13,108	15,936	14,582	15,604
加茂・阿波	実施箇所数[()内は公立](園)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
	延べ利用者数(人日)	—	1,815	1,445	1,294	1,022
勝北	実施箇所数[()内は公立](園)	0	0	0	0	0
	延べ利用者数(人日)	—	—	—	—	—
久米	実施箇所数[()内は公立](園)	0	0	0	0	0
	延べ利用者数(人日)	—	—	—	—	—
実施箇所数計[()内は公立](園)		6(3)	6(3)	6(3)	6(3)	6(3)
延べ利用者数計(人日)		10,719	14,923	17,381	15,876	16,626

※2号認定相当者の利用を含む

⑧-2 一時預かり事業（一般型等）

各年度3月31日現在（平成26年度は見込）

地区	区分(単位)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
津山	実施箇所数〔（ ）内は公立〕(園)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)
	延べ利用者数(人日)	11,992	11,711	10,690	10,388	9,920
	保育園(所)での一時預かり(人)	11,084	10,649	9,990	9,653	9,480
	ファミリーサポートセンターでの一時預かり(人)	908	1,062	700	735	440
加茂・阿波	実施箇所数〔（ ）内は公立〕(園)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
	延べ利用者数(人日)	233	170	51	48	50
	保育園(所)での一時預かり(人)	195	136	43	46	49
	ファミリーサポートセンターでの一時預かり(人)	38	34	8	2	1
勝北	実施箇所数〔（ ）内は公立〕(園)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	延べ利用者数(人日)	968	960	810	796	613
	保育園(所)での一時預かり(人)	930	926	802	794	612
	ファミリーサポートセンターでの一時預かり(人)	38	34	8	2	1
久米	実施箇所数〔（ ）内は公立〕(園)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	延べ利用者数(人日)	363	466	180	274	275
	保育園(所)での一時預かり(人)	362	463	172	272	274
	ファミリーサポートセンターでの一時預かり(人)	1	3	8	2	1
実施箇所数計〔（ ）内は公立〕(園)		15 (2)	15 (2)	15 (2)	15 (2)	15 (2)
延べ利用者数計(人日)		13,556	13,307	11,731	11,506	10,858

※実施箇所数は保育園（所）数

⑨ 延長保育事業

各年度3月31日現在（平成26年度は見込）

地区	区分(単位)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
津山	実施園数〔（ ）内は公立〕(園)	23 (1)	23 (1)	23 (1)	23 (1)	23 (1)
	延べ利用者数(人日)	—	—	32,777	29,681	26,701
加茂・阿波	実施園数〔（ ）内は公立〕(園)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)
	延べ利用者数(人日)	—	—	129	172	118
勝北	実施園数〔（ ）内は公立〕(園)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	延べ利用者数(人日)	—	—	96	320	221
久米	実施園数〔（ ）内は公立〕(園)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)
	延べ利用者数(人日)	—	—	1,239	1,527	2,043
実施箇所数計〔（ ）内は公立〕(園)		27 (4)	27 (4)	27 (4)	27 (4)	27 (4)
延べ利用者数計(人日)		—	—	34,241	31,700	29,083

⑩ 病児・病後児保育事業（医療機関型）

各年度3月31日現在（平成26年度は見込）

区分（単位）	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数（箇所）	1	1	1	1	1
延べ利用日数（人）	598	745	656	820	700

※実施箇所は津山地区

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

各年度3月31日現在（平成26年度は見込）

地区	区分（単位）	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
津山	クラブ数（箇所）	26	27	27	27	27
	実利用者数（人）	909	984	1,065	1,081	1,081
	うち、低学年（1～3年生）	745	782	844	850	852
	うち、高学年（4～6年生）	164	202	221	231	229
加茂・阿波	クラブ数（箇所）	1	1	1	1	1
	実利用者数（人）	45	34	36	51	55
	うち、低学年（1～3年生）	38	28	21	34	38
	うち、高学年（4～6年生）	7	6	15	17	17
勝北	クラブ数（箇所）	2	2	2	2	2
	実利用者数（人）	52	48	64	55	56
	うち、低学年（1～3年生）	46	39	54	50	53
	うち、高学年（4～6年生）	6	9	10	5	3
久米	クラブ数（箇所）	4	4	4	4	4
	実利用者数（人）	47	50	64	78	89
	うち、低学年（1～3年生）	35	42	56	66	69
	うち、高学年（4～6年生）	12	8	8	12	20
クラブ数計（箇所）		33	34	34	34	34
実利用者数計（人）		1,053	1,116	1,229	1,265	1,281

(3) その他の事業等

① 児童館

各年度3月31日現在(平成26年度は見込)

館名	区分(単位)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
中央 (津山地区)	延べ利用者数(人)	26,038	24,917	26,082	23,802	23,169
	うち児童	15,984	14,868	15,673	13,661	13,581
	うち保護者	6,586	6,545	6,775	6,586	6,193
	うち団体	3,468	3,504	3,634	3,555	3,395
南 (津山地区)	延べ利用者数(人)	17,719	17,066	17,222	14,639	16,559
	うち児童	10,195	9,233	9,357	8,345	9,236
	うち保護者	4,368	4,382	4,432	3,701	4,470
	うち団体	3,156	3,451	3,433	2,593	2,853
加茂 (加茂・阿波地区)	延べ利用者数(人)	7,288	7,430	8,635	8,187	8,188
	うち児童	5,183	5,318	5,851	5,352	3,571
	うち保護者	1,770	1,618	2,039	2,154	2,097
	うち団体	335	494	745	681	2,520
阿波 (加茂・阿波地区)	延べ利用者数(人)	2,232	1,786	1,680	2,018	1,726
	うち児童	1,880	1,433	1,204	1,691	1,387
	うち保護者	266	241	305	238	189
	うち団体	86	112	171	89	150
延べ利用者数計(人)		53,277	51,199	53,619	48,646	49,642

※児童は高校生以下、団体は幼児及びその保護者

② 放課後子ども教室

各年度3月31日現在

区分(単位)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施箇所数(箇所)	15	14	14	16	17

③ 児童虐待新規通告件数

各年度3月31日現在(平成26年度は見込)

区分(単位)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
通告件数(件)	51	151	169	202	200

3 市民実態調査

(1) ニーズ調査の実施概要

■実施概要

調査地域	津山市全域
調査対象	市内の就学前の子どもの保護者の中から無作為抽出
調査数	2,200 名
調査方法	配布…郵送 回収…郵送又はインターネット
調査期間	平成 25 年 10 月中旬～10 月 28 日
調査票回収数	1,022 件 (うちインターネット分 45 件)
回収率	46.5%

■教育・保育提供区域ごとの世帯数と配布数

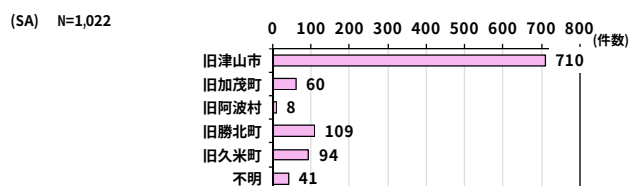
教育・保育提供区域	世帯数	配布数
①旧津山市	3,733	1,653
②旧加茂町・旧阿波村	134	134
③旧勝北町	208	208
④旧久米町	205	205
全体	4,280	2,200

調査結果の見方

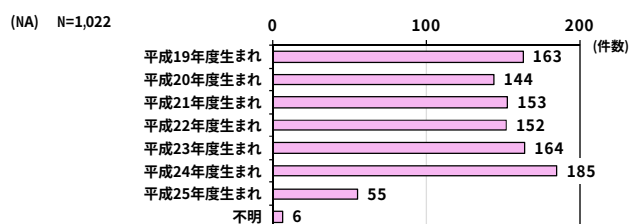
- ・ 回答結果は小数点第 2 桁目を四捨五入しています。この関係で、単回答（複数の選択肢から一つだけを選ぶ形式）の合計値がちょうど「100.0」にならない場合があります。
- ・ 複数回答（2 つ以上の回答を選ぶ形式）における割合についての単位はパーセントとしています。この場合、回答は有効標本数全体に対して各々の割合を示すものであり、各選択肢の回答を合計しても「100.0」とはなりません。
- ・ 本計画における「N」「SA」「MA」「NA」は、それぞれ次の内容を示します。
 - 「N」 = サンプル数
 - 「SA」 = 単回答（Single Answer の略）
 - 「MA」 = 複数回答（Multiple Answer の略）
 - 「NA」 = 数量回答（Number Answer の略）

(2) ニーズ調査の結果概要

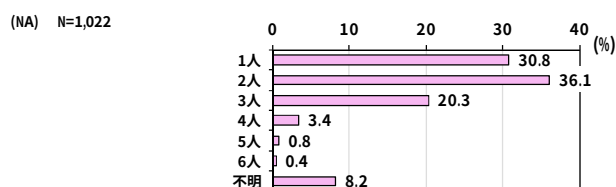
問1 お住まいの住所として当てはまる答えの番号1つに○をつけてください。



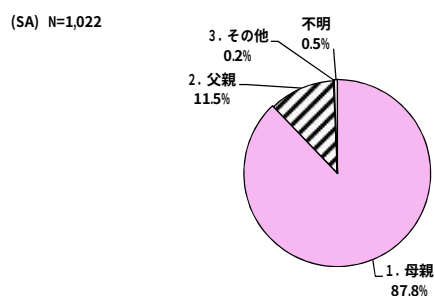
問2 宛名のお子さんの生年月をご記入ください。



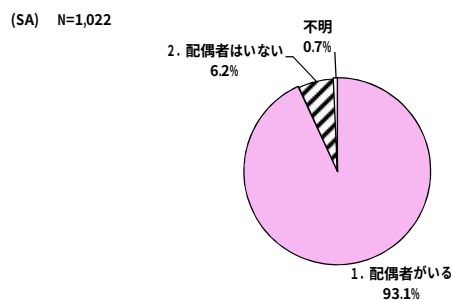
問3 宛名のお子さんを含めた兄弟姉妹の総人数を□内に数字でご記入ください。



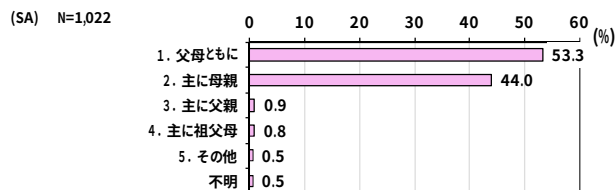
問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。



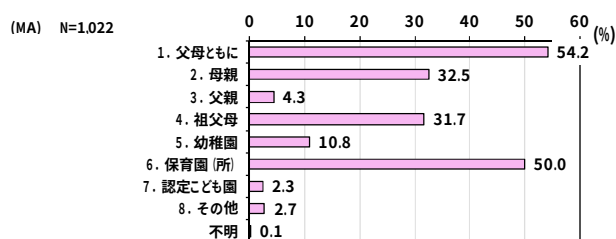
問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。



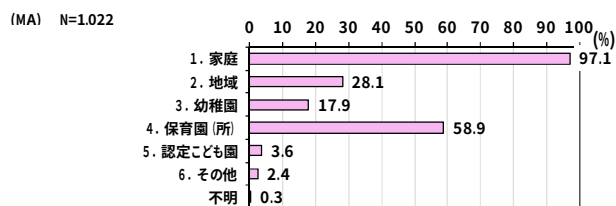
問6 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号1つに○をつけてください。



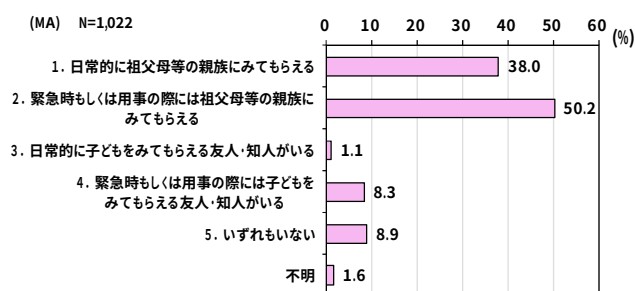
問7 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。（複数回答可）



問8 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。

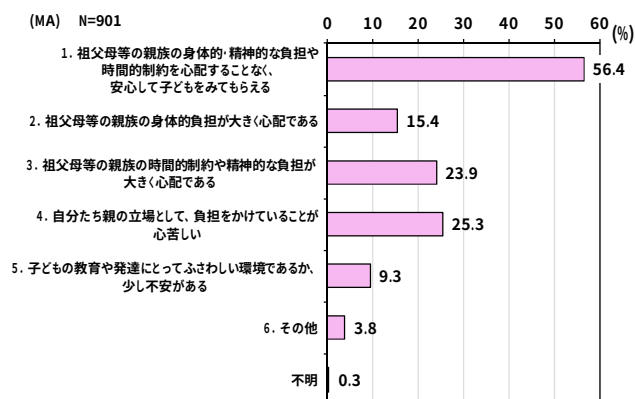


問9 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。（複数回答可）



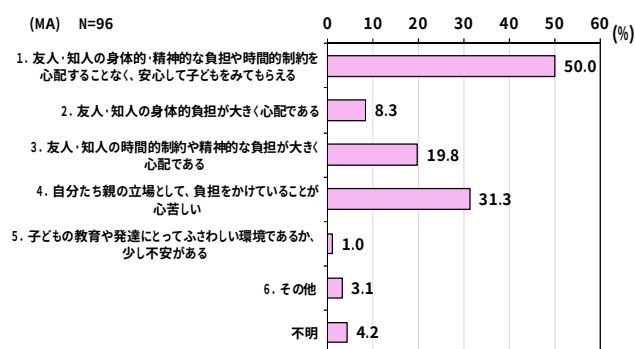
問9で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。

問9-1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。(複数回答可)

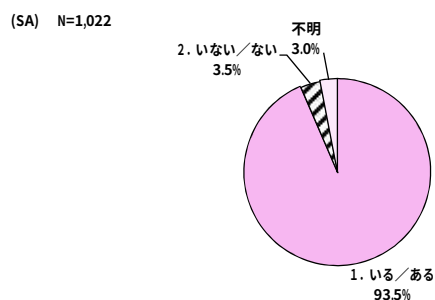


問9で「3.」または「4.」に○をつけた方にうかがいます。

問9-2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。(複数回答可)

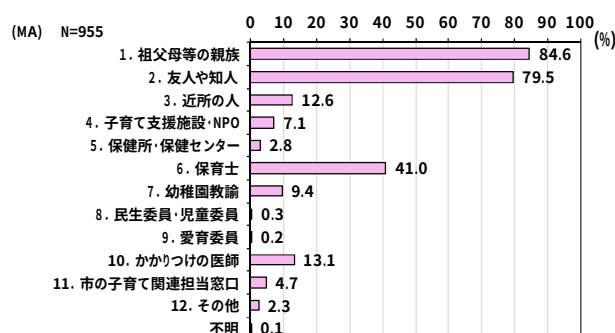


問10 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。



問 10 で「1.いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。

問 10-1 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。（複数回答可）

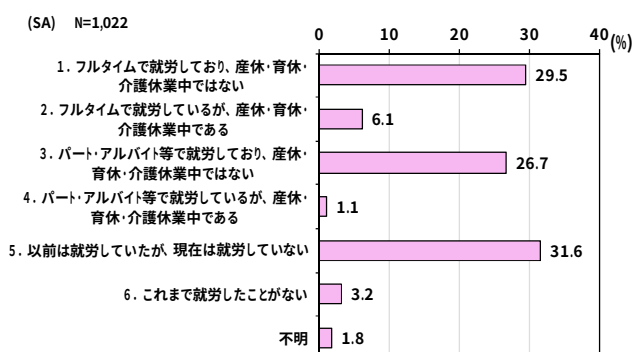


問 11 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

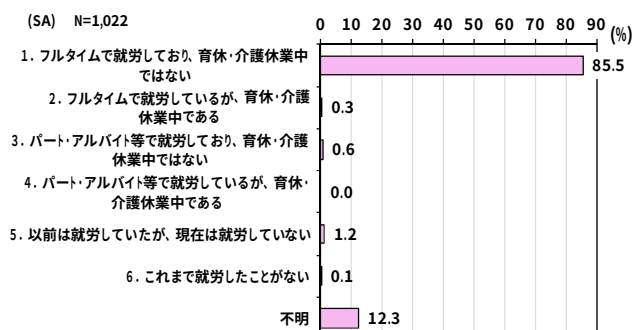
⇒ P.108 に後掲

問 12 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業含む）をうかがいます。

（１）母親 【父子家庭の場合は記入は不要です】



（２）父親 【母子家庭の場合は記入は不要です】

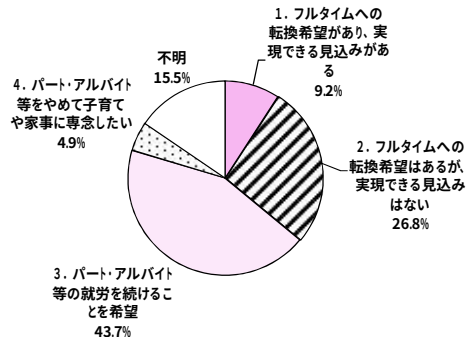


問 12 の (1) または (2) で「3.」「4.」(パート・アルバイト等で就労している) に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問 14 へお進みください。

問 13 フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

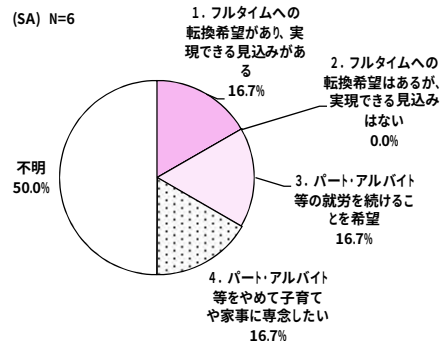
(1) 母親

(SA) N=284



(2) 父親

(SA) N=6

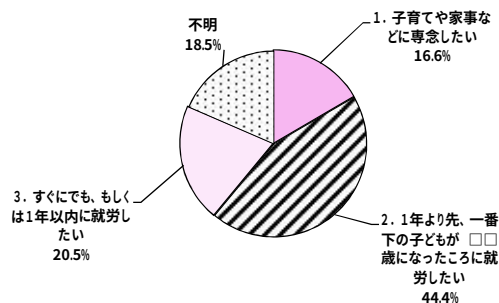


問 12 の (1) または (2) で「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6.これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問 15 へお進みください。

問 14 就労したいという希望はありますか。当てはまる番号それぞれ1つに○をつけ、該当する□内には数字をご記入ください。

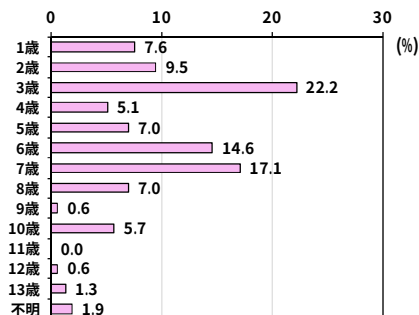
(1) 母親

(SA) N=356



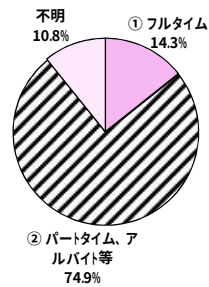
(「2」に○をつけた方) 1年より先、一番下の子どもが □□ 歳になったころに就労したい

(SA) N=158



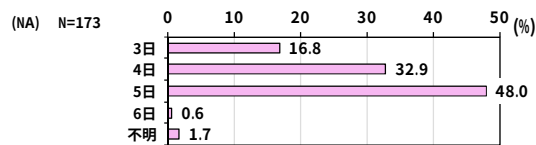
（「2」または「3」に○をつけた方）希望する就労形態

(SA) N=231

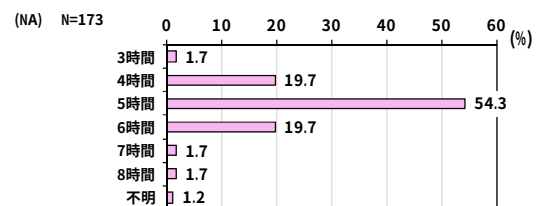


②パートタイム、アルバイト等（「①」以外）

■ 1週当たり □ 日

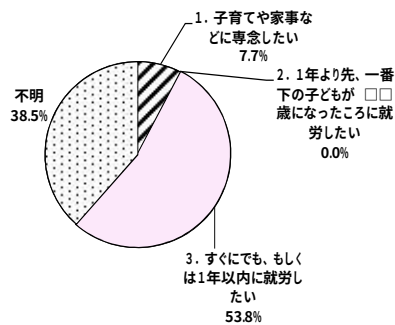


■ 1日当たり □ 時間



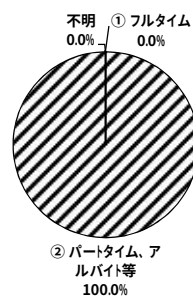
(2) 父親

(SA) N=13



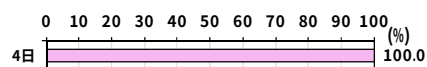
（「2」または「3」に○をつけた方）希望する就労形態

(SA) N=1



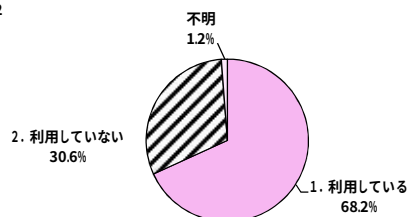
②パートタイム、アルバイト等（「①」以外）→ 1週当たり □ 日

(NA) N=1



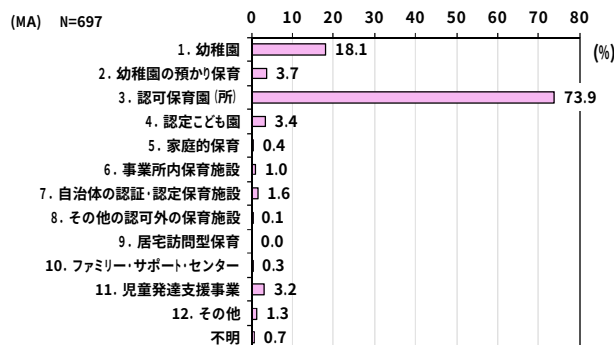
問 15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育園（所）などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。

(SA) N=1,022



問 15-1～問 15-4 は、問 15 で「1.利用している」に○をつけた方にうかがいます。

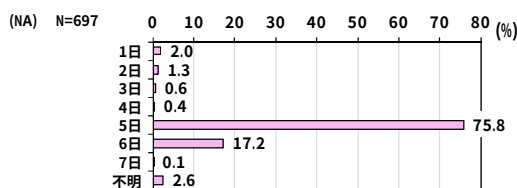
問 15-1 宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。（複数回答可）



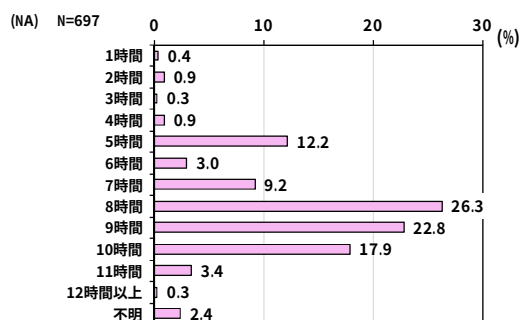
問 15-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1週当たり何日、1日当たり何時間（何時から何時まで）かを、□内に具体的な数字でご記入ください。

(1) 現在

■ 1週当たり □ 日

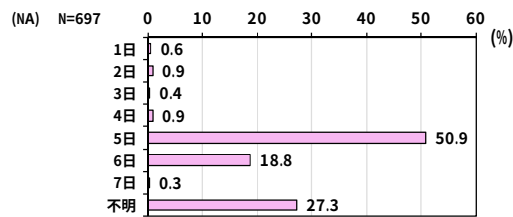


■ 1日当たり □ 時間

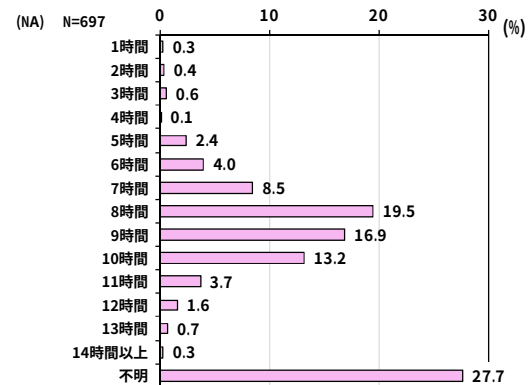


(2) 希望

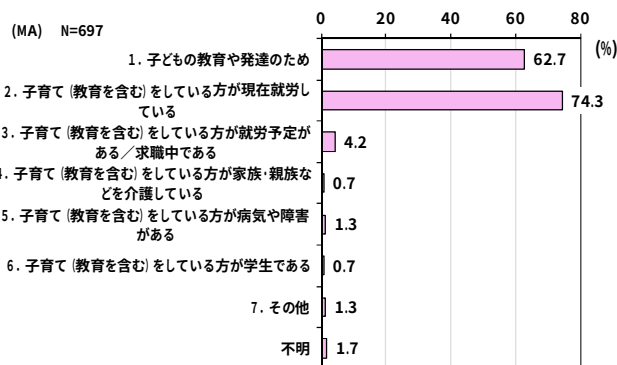
■ 1週当たり □ 日



■ 1日当たり □ 時間

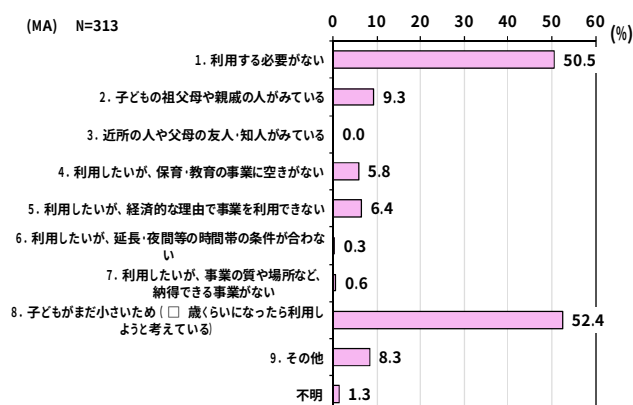


問 15-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。(複数回答可)

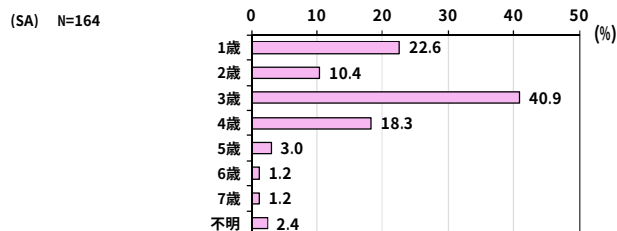


問 15 で「2.利用していない」に○をつけた方にうかがいます。

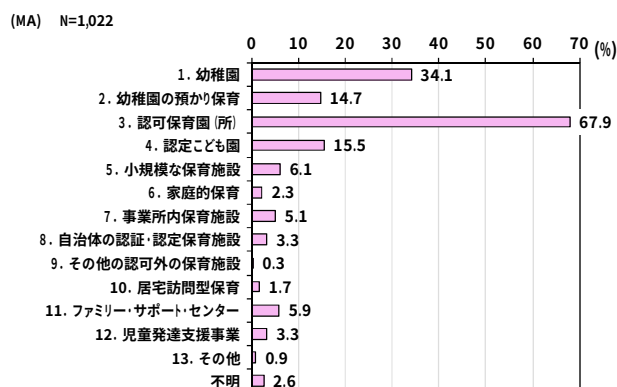
問 15-5 利用していない理由は何ですか。(複数回答可)



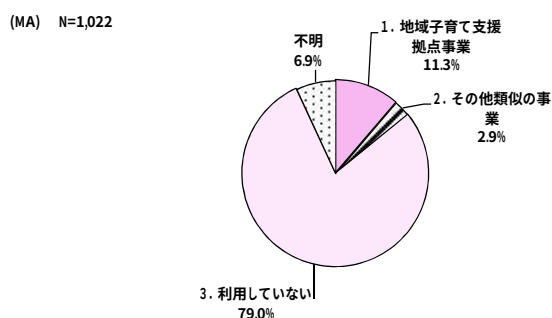
（「8」に○をつけた方）子どもがまだ小さいため（□ 歳くらいになったら利用しようと考えている）



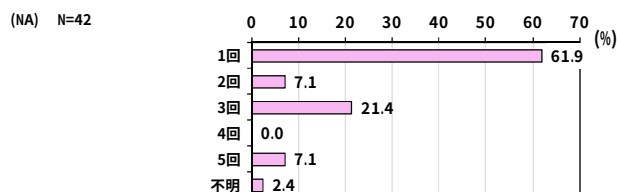
問 16 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。（複数回答可）



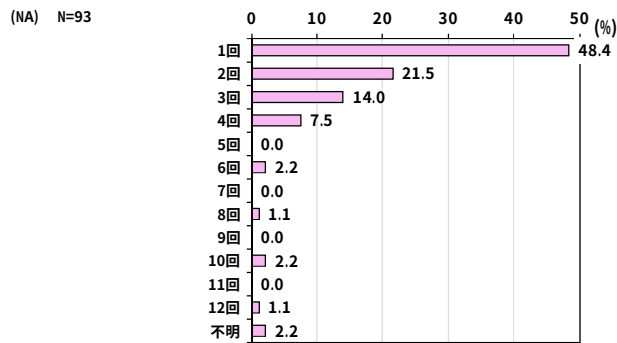
問 17 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業を利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を□内に数字でご記入ください。



（「1」に○をつけた方）地域子育て支援拠点事業 1週当たり □回

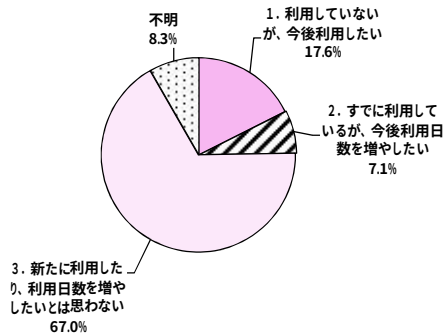


(「1」に○をつけた方) もしくは 1ヶ月当たり □回程度

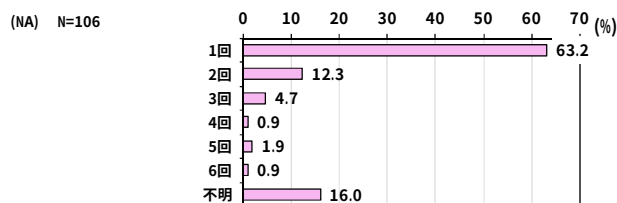


問 18 問 17 のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。当てはまる番号 1 つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を□内に数字でご記入ください。（数字は一桁に一字。）なお、これらの事業の利用には、原則、利用者負担がありません。

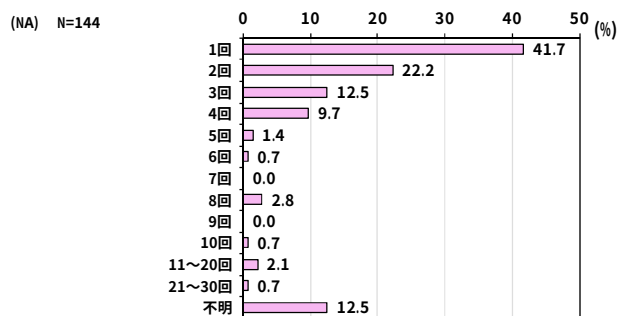
(SA) N=1,022



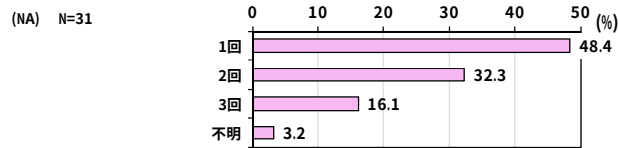
1 利用していないが、今後利用したい 1週当たり □回



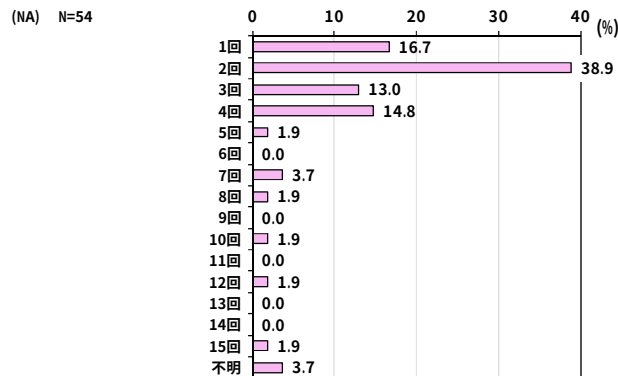
もしくは 1ヶ月当たり □回程度



2 **すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい** 1週当たり 更に □回

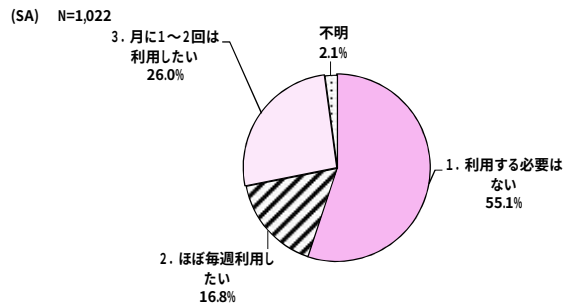


もしくは 1ヶ月当たり 更に □回程度

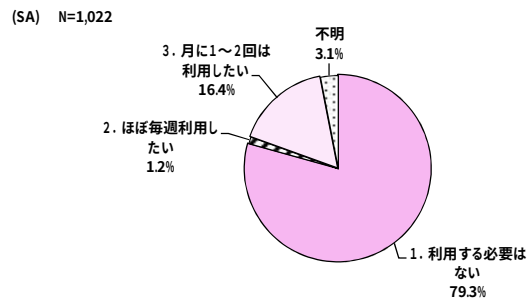


問 19 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか。(一時的な利用は除きます。)

■土曜日

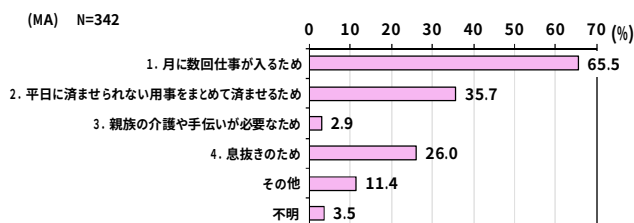


■日曜・祝日



問 19 の (1) もしくは (2) で、「3月に1~2回は利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

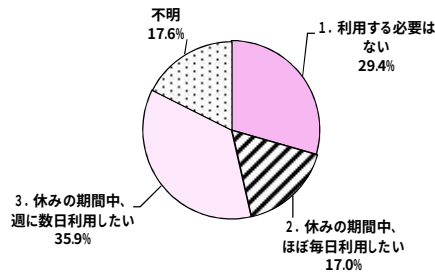
問 19-1 毎週ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。(複数回答可)



「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。

問 20 宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。

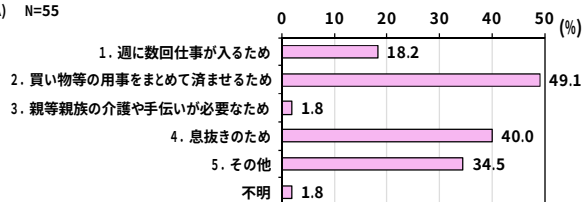
(SA) N=153



問 20 で、「3.週に数日利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

問 20-1 毎日ではなく、たまに利用したい理由はなんですか。(複数回答可)

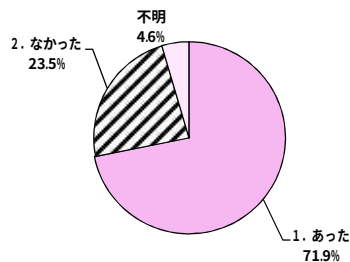
(MA) N=55



平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方（問 15 で1に○をつけた方）にうかがいます。

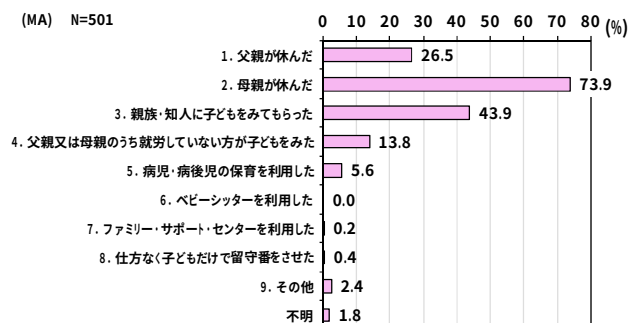
問 21 この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

(SA) N=697



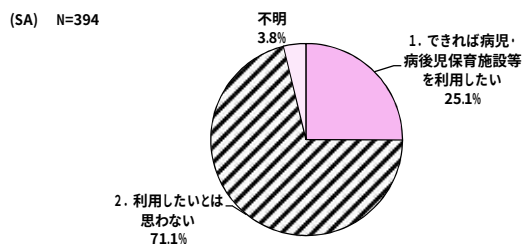
問 21-1 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけてください。

(MA) N=501



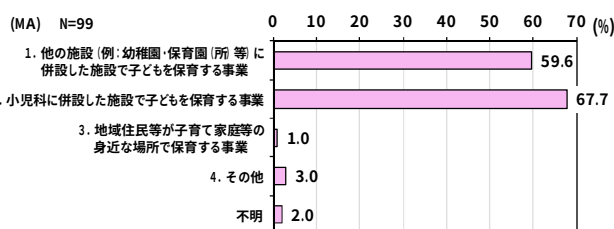
問 21-1 で「1.」「2.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

問 21-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。



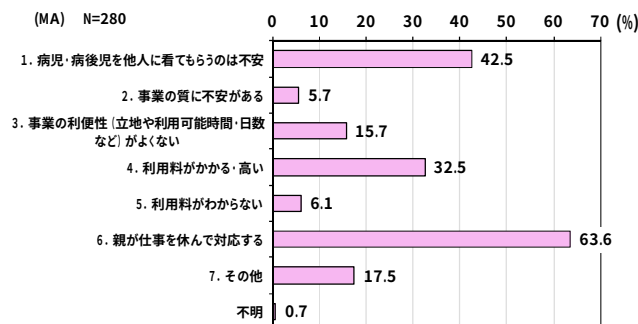
問 21-2 で「1.できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

問 21-3 病気のお子さん、病後のお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われませんか。(複数回答可)



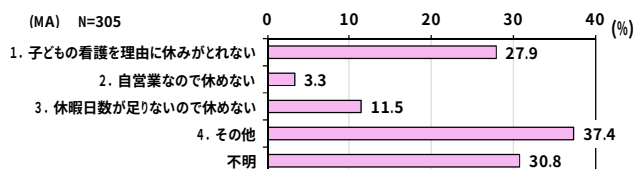
問 21-2 で「2.利用したいと思わない」に○をつけた方にうかがいます。

問 21-4 そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

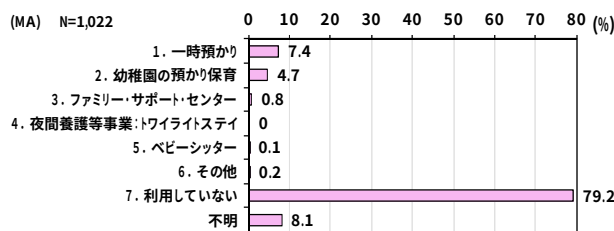


問 21-1 で「3.」から「9.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

問 21-5 休んで看られなかった理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

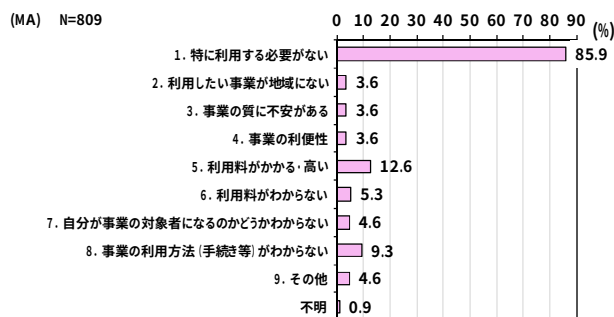


問 22 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不
定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる
番号すべてに○をつけてください。

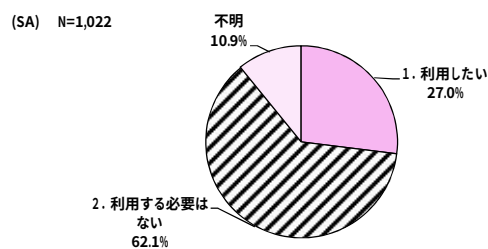


問 22 で「7.利用していない」と回答した方にうかがいます。

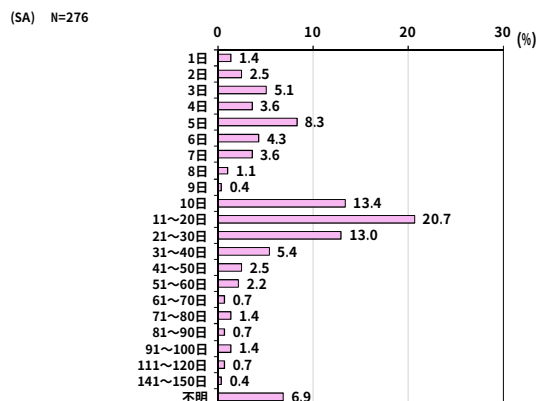
問 22-1 現在利用していない理由は何ですか。



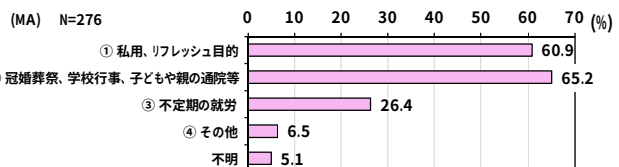
問 23 宛名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事
業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号・記号す
べてに○をつけ、必要な日数をご記入ください。



■利用したい日数

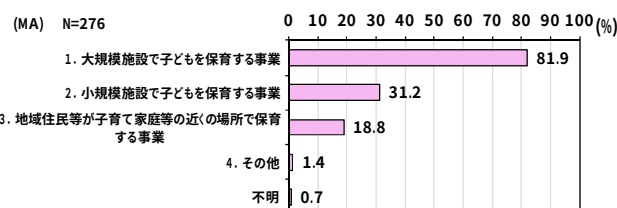


■利用する目的

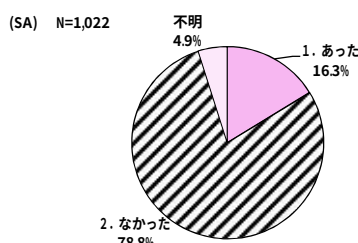


問 23 で「1.利用したい」に○をつけた方にうかがいます。

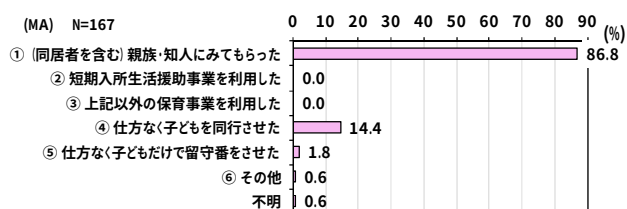
問 23-1 問 23 の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。



問 24 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか。（預け先が見つからなかった場合も含みます。）あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけてください。

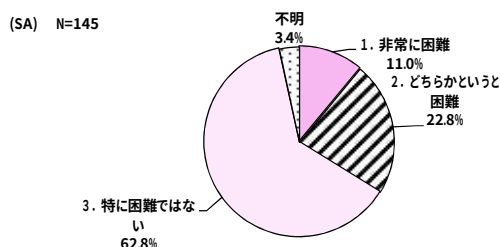


■ 1年間の対処方法

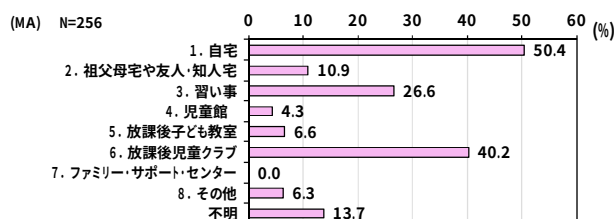


問 24 で「1.あった ①. (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。

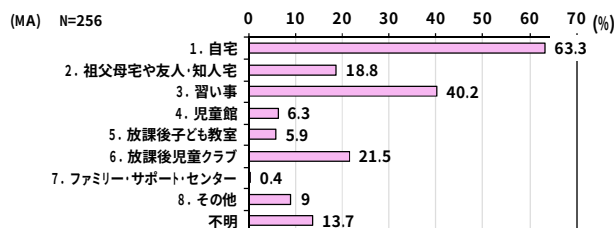
問 24-1 その場合の困難度はどの程度でしたか。



問 25 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答可）



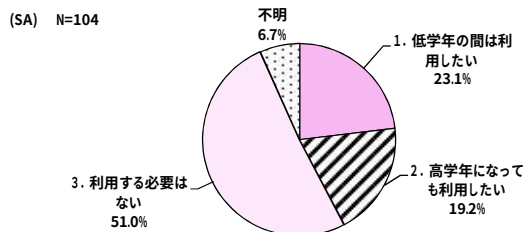
問 26 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（複数回答可）



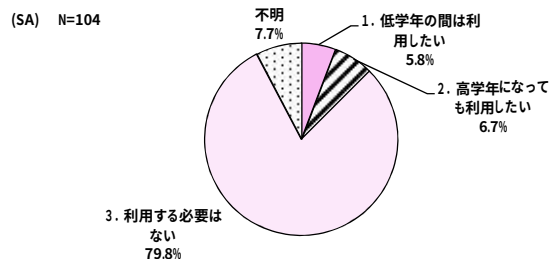
問 25 または問 26 で「6.放課後児童クラブ（学童保育）」に○をつけた方にうかがいます。

問 27 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。

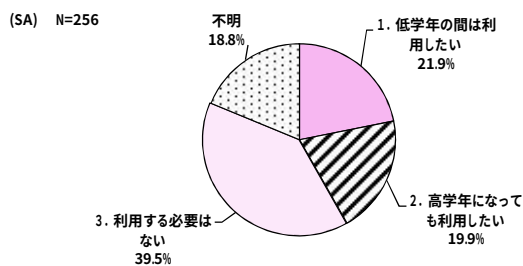
■土曜日



■日曜・祝日



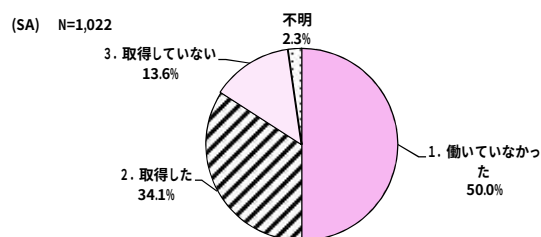
問 28 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。



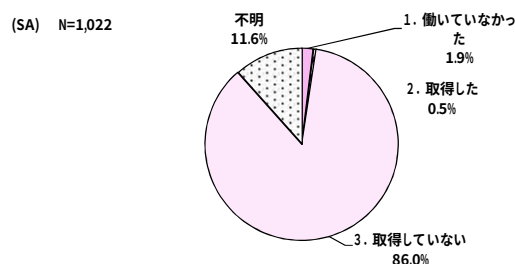
すべての方に、育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度についてうかがいます。

問 29 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。

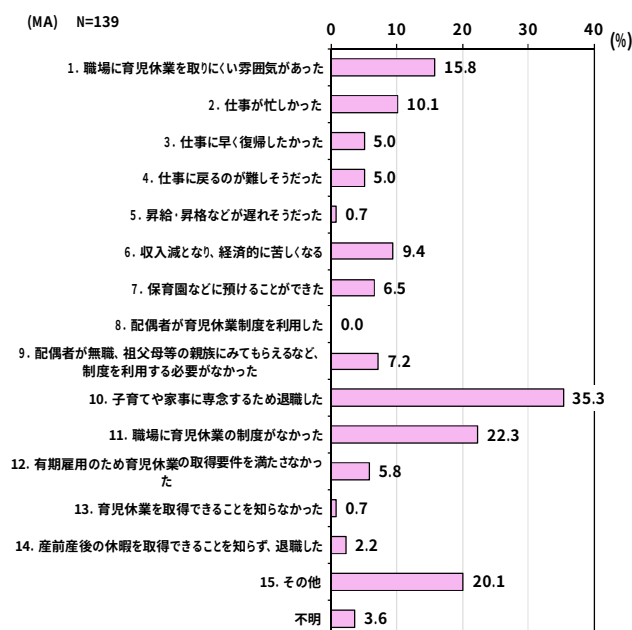
(1) 母親



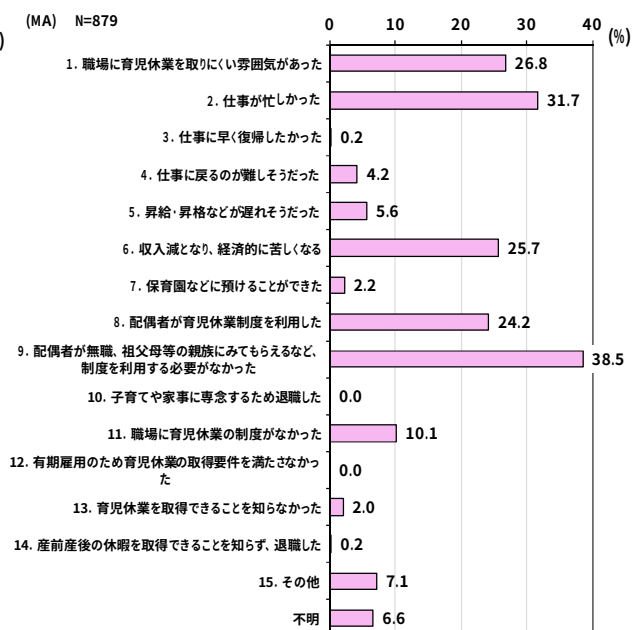
(2) 父親



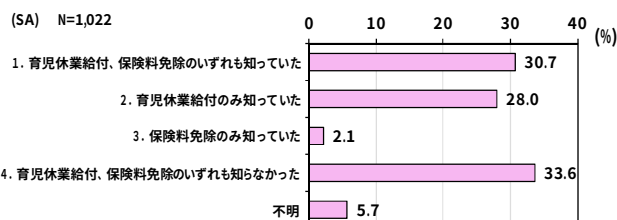
■取得していない理由（母親）



■取得していない理由（父親）



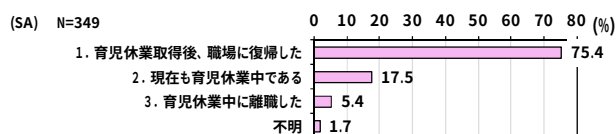
問 29-1 子どもが原則1歳（保育園（所）における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6ヶ月）になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等（法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置）の期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。



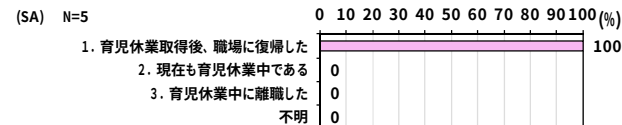
問 29 で「2. 取得した（取得中である）」と回答した方にうかがいます。

問 29-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。

(1) 母親



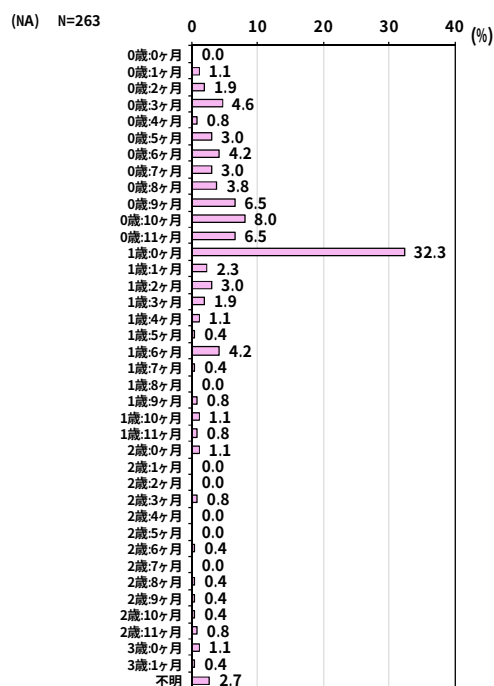
(2) 父親



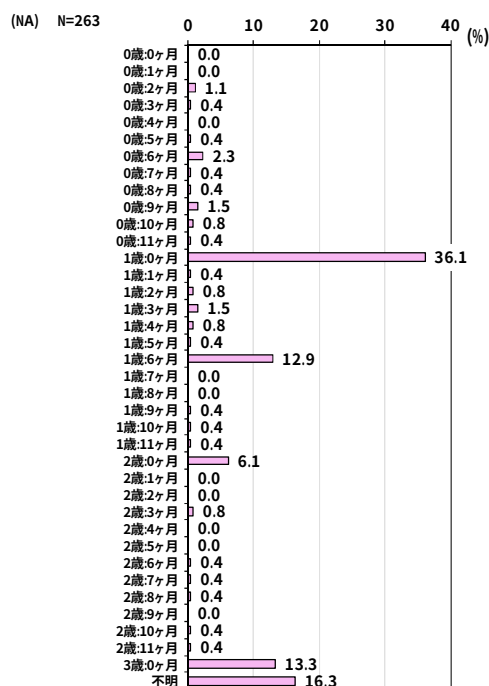
問 29-4 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。

(1) 母親

■実際の取得期間

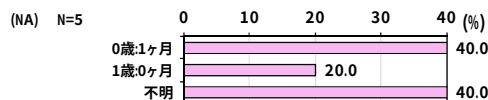


■希望

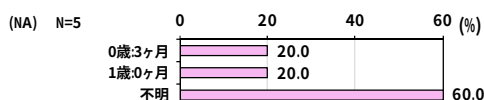


(2) 父親

■実際の取得期間

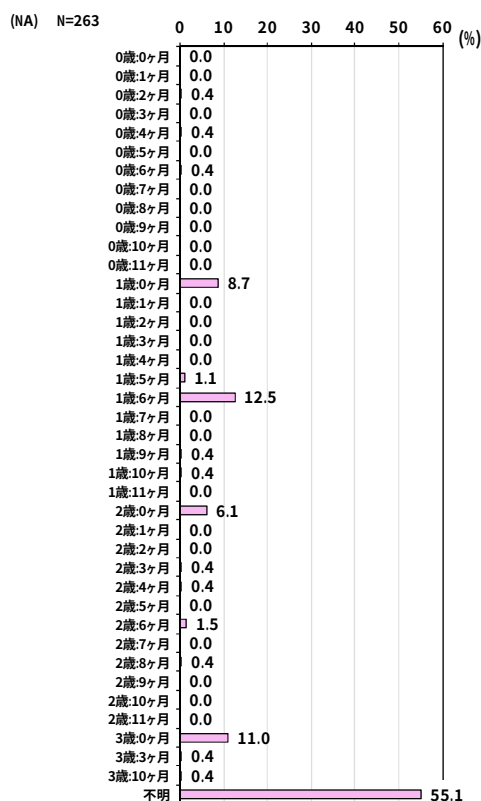


■希望

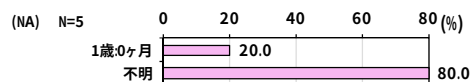


問 29-5 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。

(1) 母親



(2) 父親

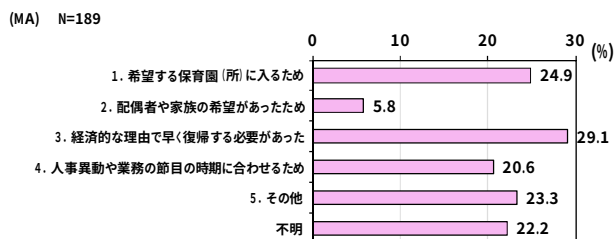


問 29-4 で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

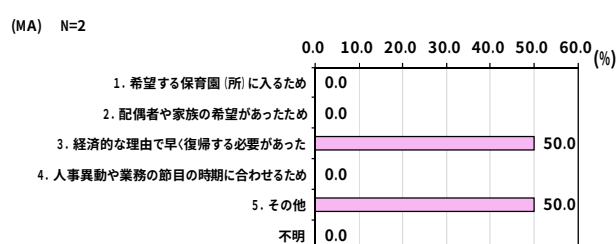
問 29-6 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。(複数回答可)

(1) 「希望」より早く復帰した方

① 母親

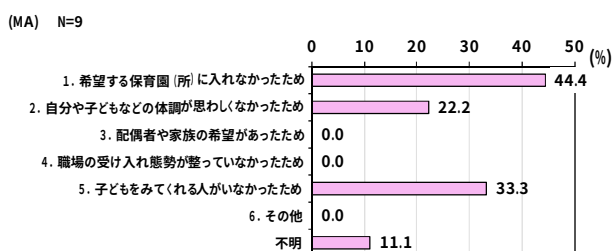


② 父親



(2) 「希望」より遅く復帰した方

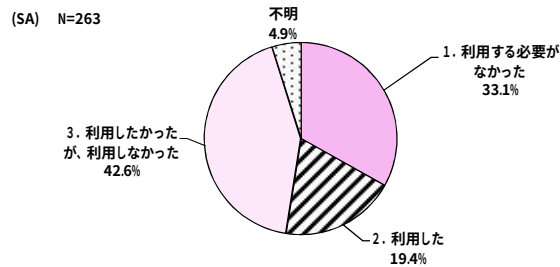
① 母親



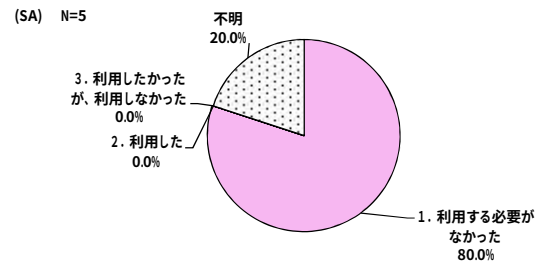
問 29-2 で「1.育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問 29-7 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。

(1) 母親



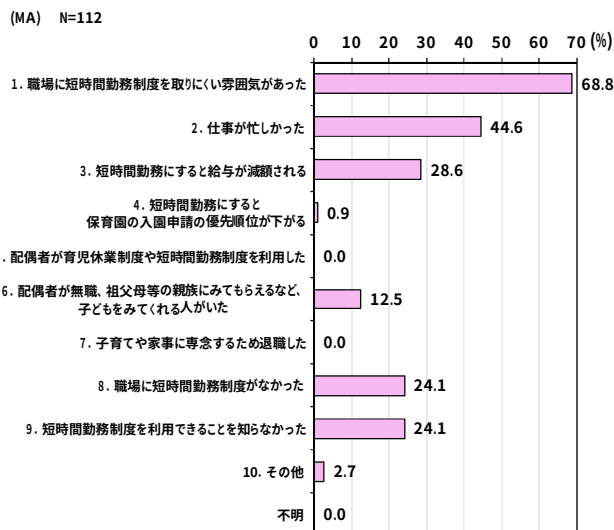
(2) 父親



問 29-7 で「3.利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」と回答した方にうかがいます。

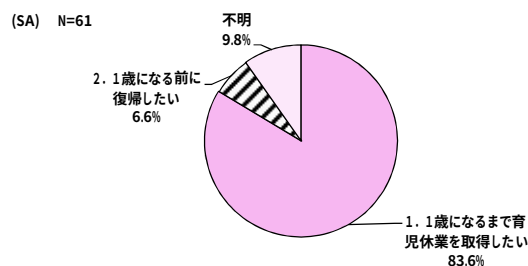
問 29-8 短時間勤務制度を利用しなかった（利用できなかった）理由は何ですか。（複数回答可）

(1) 母親



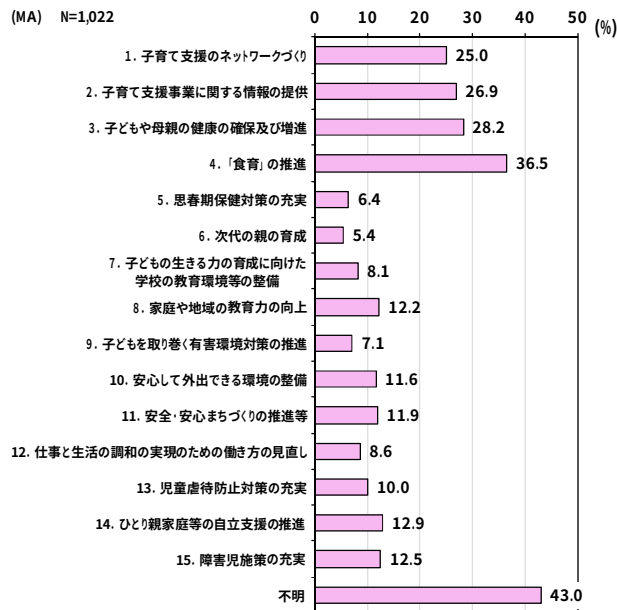
問 29-2 で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。

問 29-9 宛名のお子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業（保育園（所）等）があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。

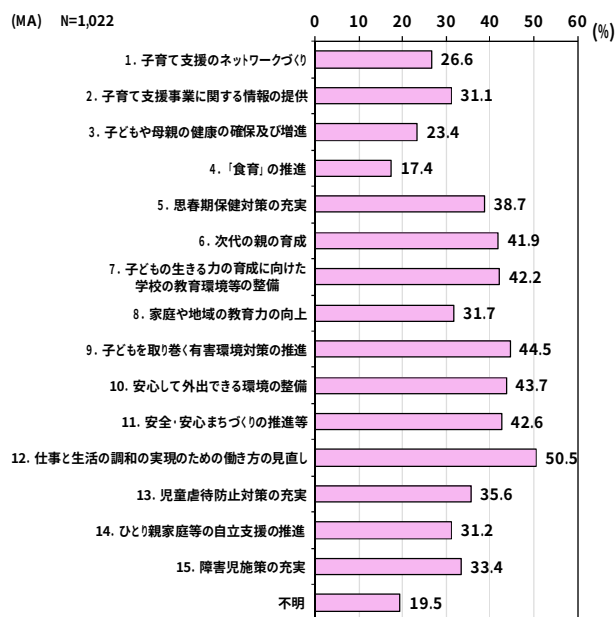


問 30 子育て支援施策として、「この5年間でよくなったと思うもの」「今後力を入れるべきもの」
それぞれについて、あてはまる番号すべてに○をつけてください。(P.19・P.20の再掲)

■この5年間でよくなったと思うもの



■今後力を入れるべきもの



自由記載の設問

問 11 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

【以下一部抜粋】

記入内容(概要)
アドバイスをもらったりできるごく身近な方の存在が大切だと思う。
希望の保育園に入れるようにしてほしい。
天候に関係なく、休みでも開いていて、無料で遊べる施設があればいい。
現在も地域の子どもや母親たちの集まりに参加しているが、気軽に利用できるそうした場がもっとあっていい。
親子ひろば「すくすく」（対象は3歳未満児）は、3歳になった年度末まで利用できるようにしてほしい。
保育園に行くまでは家に閉じこもり気味で、近所付き合いもあまりしていなかった。自分の父母は少し離れた所に住んでおり、近く of 義父母にもなかなか預かってもらうように頼めず、自分自身一人ぼっちのことが多々あった。地域の委員の方などが声をかけてくれることを望む。
共働きなので、子どもの迎えや預かりなどのサポート（現在してもらっている）。
特別支援が必要な子について、療育センターへの通所の枠を広げてもらったり、不安を抱えている両親の心のケアの場を設けてもらったり、就学前の健診を増やしたりしてほしい。
緊急時（親族にも預けられない場合も含む）に気軽にみてもらえる施設があれば助かる。
希望どおり利用できるよう、病児保育施設を増やしてほしい。
父母が体調不良の時や、上の子の行事等で育児が困難な時に気軽にみてもらえる施設があれば大きな支えになると思う。些細なことも相談できる友人や窓口があるのも心強い。
同じ考え・立場の人でないと欲しいと思う知識や経験がないと思うので、相談できる人がいなければ自分で探すしかない。
支所に相談窓口があってもいい。専門のカウンセラーが必要。
我が家の周りにはお年寄りが多く、みんなが小さい子のことをよくみてくれる。近所づきあいでいろいろなことを教えてもらえる。きっと子育てに不安な人もいっぱいいると思う。ただ近所で会えば声をかけるだけでもよいので、地域のみんなで子育てのお手伝いをする取組があればと思う。
なるべく児童館や「すくすく」を利用したりしているが、参加できる行事が少ないのでつい引きこもりがちになる。たとえば、離乳食教室を何度でも参加できるようにしてもらうとか、もっと参加できる催し物があったらいい。
産後に引っ越してきたので、引っ越し手続きの際に、自宅から一番近い児童館を教えてもらうなどのサポートが欲しかった。

問 31 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

【以下一部抜粋】

記入内容(概要)
旧久米地区に幼稚園があれば近くて便利がよい。
近所の保育園に行かせたかったが、保育士が足りておらず小さな子の受け入れができないと断られたので、保育士さんが不足しないようにしてほしい。
支援学級と通級指導教室の2択ではなく、就学後の療育の充実を図ってほしい。小学校に入ると療育の場が少なくなってしまう不安がとても大きい。
身体に障害のある子どもにもっと気軽に保育を受けさせてもらいたい。
病児保育施設が1か所では少ない。施設の増加と料金の値下げを希望する。また、子どもの医療費助成も、現在は小学校就学前まで無料だが、せめて中学校入学前までの延長を希望する。
預かり保育や各種制度の充実で働く母親や核家族が増加する中、乳幼児の保育環境はかなり向上したと思うが、小学生になっても、低学年のうちは病気やけが、高学年でも学習や友達関係など、親の出番は多い。小学生の親の子育て環境についても、もっと制度が充実すればいい。
津山市には子どもの遊び場が少ない。公園はあっても雨が降れば遊べないし、児童館も少ない。子どもを安心して遊ばせられる屋内施設があればよい。無料で使用できれば一番よいが、多少のお金なら払ってもよいと思う。食事もできて、一日ゆっくり楽しめる場所ができればよい。
子どもを育てる環境(保育園)はとても満足しているが、経済的な負担は大きい。姉二人の児童クラブの料金、小学校給食費、クラス費、下の子の保育料と合計すると高額になる。他の自治体の水道料金の無料化などの経済的支援をテレビで見て、うらやましく思った。
いろいろ改善すべき点はあると思うが、就学前までの医療費免除・児童手当等、昔より優遇されていることはありがたい。
保育料がもう少し安くなってくれと嬉しい。
医療費助成の条件が他の自治体よりよくない。
他県ではベビーマッサージやマタニティヨガなどが充実していた。
勝北地域は特に公園が少ない。子どもは相対的に少ないが、遊ぶところに困っている。特に、津山は子ども用品を買える所が少ない。そのため、わざわざ遠くまで出向かなければならない。
公立幼稚園を3年保育にしてほしい。利用を望んでいる人はたくさんいる。
幼稚園のない地域で、3歳の子どももいる。同年代の子どもとのふれあいや就学前の教育のために保育園に通わせたいと思っているが、働いていないため入園させられない。幼稚園は小学校の学区が違い、就学時に友達が離れてしまうので、どうかと思っている。保育園入園の条件を緩めてもらったり、学区が変わらずに就学前の教育を受けられるような環境をつくってもらいたい。
児童クラブを津山市で管理し、料金を統一してもらいたい。利用時間も19時までとか、利用しやすくしてもらいたい。
幼稚園、保育園、児童クラブなどでの給食、おやつ等の内容をもっと充実してほしい。昼食については、給食室で作るのと業者が作るのでは、差が出るのでは思う。おやつについては、特に幼児の場合、おなかがすくので、果物、炭水化物など、栄養を補えるものがよい。現在は、保育園、幼稚園によりさまざま。食育の面から見て、もう少し各事業所の内容にばらつきがなくなるようにしてもらえると助かる。
合併後、多くの手続きや申請、届出等、どこでもできるようになったのは便利だが、支所ごとの窓口対応に差がある。保育所での一時預かりや親子クラブについて、新しく地域に入ったきた人に「知らなかった」と言われることが多く、情報伝達をどのようにしていくかが課題だと思う。第二子以降は上の子のネットワークが少なからずできているので、特に、第一子の家庭へのこまめなアプローチが大切だと思う。
市外から津山市へ転入した際、もっと丁寧な対応をしてほしい。小さな子どもを連れて見知らぬ土地で子育てを始めるとき、「この土地でやっていけるか?」と、とても不安になっている親も多いと思う。そんなとき、行政の方から、親切、心のこもった対応をしてもらえたらどんなに安心するだろうか。津山市の印象もとてもよくなると思う。
公立幼稚園の3年保育を実施してもらいたい。年少の子どもをもっと同じくらいの子どもたちと交流させてあげたい。地域の親子クラブなどにも参加しているが、元気な子はそれだけでは満足しきれていないようなので、よろしく願いたい。

4 パブリックコメント

(1) 実施期間

平成 27 年 1 月 20 日（火）～平成 27 年 2 月 19 日（木）

(2) 実施方法

- ・ 閲覧
津山市すこやか・こどもセンター及び各支所市民生活課
- ・ インターネットによる公表
津山市こども保健部こども課ホームページ

(3) 応募資格

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に存する学校に在学する者
- ・ 意見募集の対象となっている事案に利害関係を有する者

(4) 実施結果

① 意見提出者数及び意見数

10人・19件

② 意見の内容別件数

項 目	件 数
保育士の確保に関すること	6 件
保育環境の整備に関すること	2 件
認定こども園に関すること	3 件
地域子ども・子育て支援事業に関すること	1 件
障害児施策等の充実に関すること	1 件
計画案の内容の周知に関すること	3 件
子ども・子育て支援新制度に関すること	2 件
意見の収集方法に関すること	1 件
計	19 件

5 策定体制関係資料

(1) 津山市子ども・子育て審議会条例

平成25年3月19日

津山市条例第11号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、本市に津山市子ども・子育て審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第77条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(委員)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体を代表する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、公職にあることにより委嘱され、又は任命された委員の任期は、その公職にある期間とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

■津山市子ども・子育て審議会委員名簿

役 職	氏 名	所 属		任 期
会長	渡邊 義雄	美作大学生生活科学部児童学科	学科長	H25.7.29～H27.7.28
副会長	高山 科子	津山市民生児童委員連合協議会	会長	〃
委員	有木 信子	津山市民間保育事業協会	会長	〃
委員	石田 晶則	津山児童相談所	所長	〃
委員	稲垣 聡	連合岡山・美作地区協議会	副議長	〃
委員	兼本 泰弘	津山市児童クラブ連絡協議会	会長	H26.7.29～H26.5.9
委員	北村 雅	津山市児童クラブ連絡協議会	会長	H26.5.10～H27.7.28
委員	杉畑 恭子	津山市立幼稚園長会	会代表	H25.7.29～H27.7.28
委員	武川 文彦	津山市保育園父母の会連合協議会	会長	H26.7.29～H26.5.9
委員	忠政 堅之	津山市こども保健部	部長	H25.7.29～H27.7.28
委員	土居 義幸	津山市保育協議会	会長	〃
委員	西村 智	津山地区私立幼稚園連合会	保護者代表	H26.5.1～H28.4.30
委員	野々上 義教	津山市小学校校長会	会代表	〃
委員	久常 育生	津山市保育園父母の会連合協議会	会長	H26.5.10～H27.7.28
委員	廣幡 一郎	津山市立幼稚園 PTA 連絡協議会	顧問	H25.7.29～H27.7.28
委員	藤本 貴子	津山市愛育委員連合会	会長	〃
委員	松田 欣也	津山商工会議所	副会頭	〃
委員	森安 恵津子	公募委員	公募	〃
委員	柳 二郎	津山地区私立幼稚園連合会	会長	〃
委員	和田 賢二	津山市教育委員会学校教育部	部長	〃

※敬称略。委員は五十音順。

■審議会開催状況

回次	開催日	議題等
第1回	平成 25 年 7 月 29 日 (月)	子ども・子育て支援新制度と審議会の役割について 等
第2回	平成 25 年 9 月 24 日 (火)	教育・保育提供区域の設定と子ども・子育てに関する市民実態調査の概要について 等
第3回	平成 26 年 2 月 4 日 (火)	市民実態調査の集計結果及び量の見込みについて 等
第4回	平成 26 年 3 月 26 日 (水)	量の見込みの補正について 等
第5回	平成 26 年 6 月 18 日 (水)	津山市子ども・子育て支援事業計画の概要について 等
第6回	平成 26 年 8 月 20 日 (水)	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策について 等
第7回	平成 26 年 9 月 18 日 (木)	子ども・子育て支援事業計画 (案) について 等
第8回	平成 26 年 12 月 18 日 (木)	子ども・子育て支援事業計画 (案) について 等
第9回	平成 27 年 2 月 25 日 (水)	子ども・子育て支援事業計画 (最終案) について 等

(2) 津山市子ども・子育て支援事業計画庁内策定会議設置要綱

平成25年7月9日

津山市訓令第19号

(目的及び設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第1項の規定に基づき、津山市子ども・子育て支援事業計画を策定するため、津山市子ども・子育て支援事業計画庁内策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議の所掌する事務は、前条の目的を達成するために必要な事項とする。

(組織)

第3条 策定会議は会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、こども保健部長をもって充て、会務を総理する。

3 副会長は、こども課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、政策調整室長、人権啓発課長、障害福祉課長、こども子育て相談室長、健康増進課長、学校教育課長及び生涯学習課長をもって充てる。

(会議)

第4条 策定会議の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、これを主宰する。

2 策定会議の会議において必要と認めたときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 策定会議の会議に付すべき事案の調整並びに調査及び研究を行うため、策定会議の補助機関として作業部会を置く。

2 作業部会は、策定会議の委員が属する部署の職員の中から会長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第6条 策定会議の庶務は、こども保健部こども課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

付 則(平成26年7月1日訓令第16号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

(3) 津山市次世代育成支援庁内推進会議設置要綱

平成21年6月1日

津山市訓令第22号

(目的及び設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、次世代育成支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、津山市次世代育成支援庁内推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌する事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 次世代育成支援行動計画の策定及び次世代育成支援に関する施策の推進に関すること。
- (2) 次世代育成支援に関する施策の進行管理及び評価に関すること。
- (3) 前2号のほか目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、こども保健部長をもって充て、会務を総理する。
- 3 副会長は、学校教育部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、政策調整室長、人権啓発課長、財政課長、新エネルギー環境政策室長、環境生活課長、生活福祉課長、障害福祉課長、こども課長、こども子育て相談室長、健康増進課長、農業振興課長、定住推進室長、都市計画課長、公園緑地課長、建築住宅課長、協働推進室長、学校教育課長、保健給食課長、生涯学習課長、図書館長、文化課長及びスポーツ課長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、これを主宰する。

- 2 推進会議の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 推進会議の会議に付すべき事案の調整並びに調査及び研究を行うため、推進会議の補助機関として作業部会を置く。

- 2 作業部会は、推進会議の委員が属する部署の職員の中から会長が指名する者をもって組織する。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、こども保健部こども課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

(中略)

付 則(平成25年3月29日訓令第8号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

津山市子ども・子育て支援事業計画

策 定 平成27年3月
編集・発行 津山市こども保健部こども課
(津山すこやか・こどもセンター内)
〒708-8501
岡山県津山市山北 520 番地
TEL 0868 (32) 2179 FAX 0868 (32) 2161
e-mail kodomo@city.tsuyama.okayama.jp